

電気通信事業法の 消費者保護ルールに関するガイドライン

～平成27年改正電気通信事業法の施行に伴う利用者保護規律の充実・強化～

総務省総合通信基盤局

平成28年（2016年）3月

（平成29年（2017年）9月最終改定）

逐条解説版

改定版

一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟

権利・法令遵守委員会

平成30年（2018年）2月

目 次

序章 はじめに	4
第1節 本ガイドラインの目的	4
第2節 関係法令及び略称一覧	5
第3節 総務大臣への定期報告について	7
第4節 消費者保護に関連する他のガイドライン等	8
第1章 対象となる電気通信役務及び事業者の種類	9
電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン 適用表	9
第2章 契約前の説明義務（法第26条）関係	16
第1節 対象範囲	16
第2節 基本説明事項（施行規則第22条の2の3第1項）	20
第3節 説明方法（施行規則第22条の2の3第3項）	31
第4節 適合性の原則（施行規則第22条の2の3第4項）	36
第5節 変更・更新時の説明（施行規則第22条の2の3第2項）	39
第6節 違反した場合の取扱い	42
第7節 契約後（利用中）の情報提供	43
第3章 書面交付義務（法第26条の2）関係	44
第1節 対象範囲	44
第2節 契約書面の記載事項（施行規則第22条の2の4第1項及び第2項）	46
第3節 記載・交付方法	52
第4節 変更・更新時の書面交付（施行規則第22条の2の4第3項）	57
第5節 情報通信の技術を利用する方法（電子交付方法）	58
第6節 違反した場合の取扱い	61
第4章 初期契約解除制度（法第26条の3）関係	62
第1節 対象範囲	62
第2節 初期契約解除の効果	63
第3節 利用者が初期契約解除をする方法	64
第4節 初期契約解除に伴い利用者が支払うべき額（施行規則第22条の2の9）	65
第5節 更新・変更時の初期契約解除（施行規則第22条の2の7第1項）	70
第6節 不実告知後の取扱い（法第26条の3第1項括弧書、施行規則第22条の2の8）	71
第7節 確認措置（施行規則第22条の2の7第1項第5号及び第2項～第6項）	72
第8節 一体的販売における留意点	75
第9節 事業者を乗り換える際の留意点	77
第10節 違反した場合の取扱い	77
第5章 苦情等の処理（法第27条）関係	78
第1節 対象範囲	78

第 2 節 苦情等の処理の方法	78
第 6 章 電気通信事業者等の禁止行為（法第 27 条の 2）関係	80
第 1 節 事実不告知及び不実告知の禁止	80
第 2 節 勧誘継続行為の禁止	82
第 7 章 媒介等業務受託者に対する指導等の措置（法第 27 条の 3）関係	87
第 1 節 対象範囲	87
第 2 節 媒介等業務を適切かつ確実に遂行する能力を有する者への委託 （施行規則第 22 条の 2 の 11 第 1 項第 1 号）	88
第 3 節 責任者の選定（施行規則第 22 条の 2 の 11 第 1 項第 2 号）	89
第 4 節 媒介等業務の手順等に関する文書の作成等（施行規則第 22 条の 2 の 11 第 1 項第 3 号）	89
第 5 節 監督措置（施行規則第 22 条の 2 の 11 第 1 項第 4 号）	91
第 6 節 苦情処理に関する措置（施行規則第 22 条の 2 の 11 第 1 項第 5 号）	92
第 7 節 媒介等業務が適切かつ確実な遂行を確保するための措置 （施行規則第 22 条の 2 の 11 第 1 項第 4 号）	92
第 8 節 委託状況を把握するための措置（施行規則第 22 条の 2 の 11 第 1 項第 7 号）	93
第 9 節 総務大臣への報告義務（施行規則第 22 条の 2 の 11 第 2 項）	93
第 8 章 事業の休廃止に係る周知（法第 18 条第 3 項）関係	94
第 1 節 本規定を設けることとした趣旨	94
第 2 節 法第 18 条第 3 項の規定の概要及び説明	94
第 3 節 施行規則第 13 条の規定の概要及び説明	96
第 4 節 事業の休廃止の望ましい在り方について	99
第 5 節 具体的な事業者の対応の例示	100
第 6 節 「電気通信事業の一部」に該当するサービスの例	100

序章 はじめに

第1節 本ガイドラインの目的

携帯電話サービス、インターネット接続サービス、固定電話等の電気通信事業の利用者を保護するための規律（利用者保護規律）としては、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）において、平成 16 年（2004 年）から、事業の休廃止に係る周知、提供条件の説明及び苦情等の処理の義務を電気通信事業者に課す規定が設けられ、提供条件の説明の義務（説明義務）については電気通信事業者に加え契約締結の媒介等を行う代理店も対象とされていた。その後、利用者保護規律の更なる充実・強化を 1 つの目的として、平成 27 年（2015 年）5 月 15 日、第 189 回国会において、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 26 号）が成立し、同年 5 月 22 日に公布され、翌年 5 月 21 日に施行されることとなった。具体的には、当該改正法により、契約後の書面の交付義務、初期契約解除制度、不実告知等の禁止、勧誘継続行為の禁止、代理店に対する指導等の措置義務が電気通信事業法に導入され、その施行に向けた法令等（省令・告示等）の制定・改正によって、これらの新たな規律の詳細が定められるとともに、既存の説明義務の充実・強化も図られたところである。

本ガイドラインは、これらの電気通信事業法の利用者保護規律及びこれに基づく下位法令の規定の内容を解説するとともに、これらの規定に関連して、一般消費者に代表される利用者の利益の保護の観点から電気通信事業者等（電気通信事業者及びその代理店（媒介等業務受託者）をいう。以下同じ。）が基本的に遵守すべき事項及び自主的に取ることが望ましいと考えられる対応について解説する。すなわち、本ガイドラインが次の表に掲げる表現により記載する内容は、法令等の規定の基本的な遵守方法についての解説であり、電気通信事業者等による誠実な履行が必要とされ、求められ、又は適切であるものである。これにより、本ガイドラインは、電気通信サービスの具体的な消費者保護ルールについて明確化を図り、消費者が安心して電気通信サービスを利用できるようにすることとともに、利用者の保護の充実を図ることを目的とする。

表現	事業者等が適合しなかった場合の考え方
「必要である」「必要がある」「しなければならない」「義務が課されている」「禁止される」	電気通信事業法及び関係法令への違反と判断される可能性が高い。
「求められる」 「不適切」	直ちに電気通信事業法及び関係法令への違反とは判断されない（「不適切」については違反と判断される可能性が高い場合もある）が、改善を要すると判断される可能性が高い。
「適切である」	直ちに電気通信事業法及び関係法令への違反とは判断されないが、改善を要すると判断される可能性がある。（苦情相談の状況、総務省の検討会等での指摘等及びその他の諸事情も踏まえ判断されるものである。）

「適切である」の考え方として、「諸事情を踏まえて」とは、係る事項に関してどの程度消費者の観点から取組みが実施されているのか、事業者・業界に対する苦情・相談件数等をふまえてどこまでの範囲につき実施するかしないかを業界団体独自の判断基準を設けると解釈できる。万が一実施しないとの判断に至る場合には、なぜやらないのか、それなりの合理的な理由（※）を必要とする。但しこの場合にも、結果として業界団体独自の判断基準を設けていたとしても、総務省が再度モニタリング等の一環でフォローアップした際に後日実施を要請される場合がある。（※理由とは、代替手段として消費者保護の取組みを独自で実施しており、規定の内容をそのまま実施していなくとも別手段において吸収が可能といった意味合いである。）

なお、今後も新たなサービスの登場や電気通信サービスの多様化・複雑化により電気通信サービスに関するトラブルの内容や実態も変化していく可能性がある。法に基づく消費者保護ルール及び利用者保護規律についても、そのような状況を反映したものとする必要があることから、本ガイドラインについても、トラブルとなる内容の変化に応じて適時適切に見直しを行っていく予定である。

本ガイドラインの見直しとは、法施行後に行われた平成 28 年度のモニタリング結果や、国民生活センター・全国の消費者生活センター・消費者団体・事業者団体・総務省コールセンター等に寄せられる苦情相談内容の変化を注視し、総務省によるモニタリング（定期調査・随時調査等）により、必要に応じて見直しを行うことを意味する。

また、本ガイドラインは電気通信に関するものであるが、電気通信サービスとあわせて有料放送サービスを提供する事業者においては、電気通信事業法と放送法の両消費者保護ガイドラインをふまえ厳格な対応をすることが適切である

第 2 節 関係法令及び略称一覧

（1）関係法令

①電気通信事業法（昭和59年法律第86号）

第2条、第9条、第12条、第14条、第16条、第18条、第26条、第26条の2、
第26条の3、第27条、第27条の2、第27条の3、第29条、第126条、第164条、
第188条

本ガイドラインでは、「法」又は「本法」と略す。

②電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）

第13条、第22条の2の3、第22条の2の4、第22条の2の5、第22条の2の6、
第22条の2の7、第22条の2の8、第22条の2の9、第22条の2の10、
第22条の2の11、別表

本ガイドラインでは、「施行規則」と略す。

③電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）

本ガイドラインでは、「報告規則」と略す。

④電気通信事業法第26条第1項各号の電気通信役務を指定する件

（平成28年総務省告示106号）

本ガイドラインでは、「指定告示」と略す。

⑤電気通信事業法施行規則第22条の2の7第1項第5号ロ及びハ並びに同条第6項に基づき告示する件

（平成28年総務省告示152号）

本ガイドラインでは、「確認措置告示」と略す。

⑥電気通信事業法施行規則第22条の2の9第2号及び3号に基づき告示する件

（平成28年総務省告示153号）

本ガイドラインでは、「対価請求告示」と略す。

⑦郵便法（昭和22年法律第165号）

⑧民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）

本ガイドラインでは、「信書便法」と略す。

⑨携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号）

本ガイドラインでは、「携帯電話不正利用防止法」と略す。

⑩青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）

本ガイドラインでは、「青少年インターネット環境整備法」と略す。

⑪特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）

本ガイドラインでは、「特定商取引法」と略す。

条文は、e-Gov ウェブページ又は総務省ウェブサイト（電気通信消費者情報コーナー）で閲覧可能。

e-Gov（電子政府の総合窓口）法令検索サイト ⇒ <http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>

総務省（電気通信消費者情報コーナー）

⇒ http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/s-jyoho.html

（2）その他の略称

- ・「電気通信事業者等」序章第1節参照。
- ・「電気通信事業者」：第1章（1）参照。
- ・「媒介等業務受託者」：第1章（2）参照。
- ・「説明義務」：第2章柱書参照。
- ・「法人契約」：第2章第1節（4）①参照。
- ・「自動締結契約」：第2章第1節（4）②参照。
- ・「都度契約」：第2章第1節（4）③参照。
- ・「接続・共用関係契約」：第2章第1節（4）④参照。
- ・「変更契約」：第2章第5節（1）参照。
- ・「更新契約」：第2章第5節（1）参照。
- ・「自動更新」：第2章第5節（2）参照。
- ・「書面交付義務」：第3章柱書参照。
- ・「契約書面」：第3章柱書参照。
- ・「電子交付」：第3章柱書参照。
- ・「不実告知」：第6章第1節（2）参照。
- ・「事実不告知」：第6章第1節（2）参照。
- ・「初期契約解除」：法第26条の3に基づく契約の解除を指す。
- ・「確認措置」：施行規則第22条の2の7第1項第5号に規定する「確認措置」を指す。
- ・「電気通信役務契約」：それぞれの章で解説する規律の対象となる電気通信役務の提供に関する契約を指す。

第3節 総務大臣への定期報告について

報告規則第4条の6の規定に基づき、次の表の太枠に該当する電気通信事業者は①から③までの報告事項を定期的に総務大臣に報告する**必要がある**。（原則として電子メールでの報告）

	報告事項		対象事業者・役務	報告時期	様式
	サービスに関する事項	事業者に関する事項			
①	> サービス名 ※利用者に対し表示している固有の名称 > サービスのウェブサイトアドレス	事業者名 法人番号	> 説明義務対象の役務のうち、 > 役務種類ごとの契約者数が1万以上の事業者のその役務	毎四半期末後 1ヶ月以内 （例：平成29年9月末の状況を同年10月末までに報告が必要）	第23の9
②	> 初期契約解除制度の対象契約の締結件数、解除件数 > 確認措置の対象契約の	電話番号 電子メールアドレス	> 初期契約解除対象の役務のうち、 > 役務種類ごとの契約者数が1万以上の事	毎四半期末後 2ヶ月以内 （例：平成29年7月から9月末までの状況を同	第23の10 第1表又は第2表

	締結件数、申出件数、解除件数 ※対象契約は新規契約を指す。		業者のその役務	年11月末までに報告が必要)	
③	<ul style="list-style-type: none"> ➤代理店の名称、法人番号、連絡先（電話番号等）、階層番号、利用者に接する業務の有無 ➤不明な部分は「不明」と記入し、理由を記載 			毎半期後 2ヶ月以内 （例：平成29年4月から9月末の状況を同年11月末までに報告が必要）	第23の11

報告先及び報告様式は次のウェブページを参照：

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/houkoku_kisoku.html

第4節 消費者保護に関連する他のガイドライン等

電気通信事業における個人情報の保護については、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」（平成29年総務省告示第152号）及びその解説を参照。広告表示については、「電気通信サービスの広告表示に関する自主基準及びガイドライン」（電気通信サービス向上推進協議会）を参照。

第1章 対象となる電気通信役務及び事業者の種類

本章では、事業者の種類（電気通信事業者／媒介等業務受託者（代理店））及び電気通信役務の種類別に、本ガイドラインのどの部分が適用されるかをまず下表により示し、次いで、具体的にどの電気通信役務が各規律の対象となるかを解説する。

電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン 適用表

適用されるGLの項目（章番号） ⇒		序 は じ め に	1 対 象 役 務	2 説 明 義 務	3 書 面 交 付	4 初 期 解 除	5 苦 情 処 理	6 禁 止 行 為	7 媒 介 指 導	8 事 業 廃 止
電気通信事業者		●	●	●	●	●	●	●	●	●
媒介等業務受託者（代理店）		●	●	●	×	×	×	●	▲	×
移動 通 信 サ ー ビ ス	初期契約解除 対象 ※プリペイドを除く。 下記（4）	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	初期契約解除 対象外 下記（5）	●	●	●	●	×	●	●	●	●
固 定 通 信 サ ー ビ ス	初期契約解除 対象 下記（4）	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	初期契約解除 対象外 下記（5）	●	●	●	●	×	●	●	●	●

●：適用あり、 ▲：間接的に適用あり、 ×：適用なし

※第7章については、上表のほか、全ての電気通信役務が対象となる。

※第8章については、詳細が異なる可能性があるため、同章の記載を参照。

上記適用表は、ガイドライン本文の縦と横の項目を入れ替え、かつ記載文字を省略しコンパクトな記載に変更した。

表中の事業者の種類及び電気通信役務の範囲は、具体的には次のとおりである。

(1) 電気通信事業者

電気通信事業者とは、電気通信事業を営むことについて、法第9条の登録を受けた者及び第16条第1項の規定による届出をした者をいう（法第2条第5号）。法人の従業員がその法人の業務に関して行う通信のための役務を当該法人が提供する場合など電気通信事業を営むことに当たらない場合や、本法第164条の適用除外に該当する場合は、電気通信事業者に該当せず、本ガイドラインで解説する利用者保護規律も課せられない。

法第9条（電気通信事業の登録）

電気通信事業を営もうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。

法第16条第1項（電気通信事業の届出）

電気通信事業を営もうとする者（第九条の登録を受けるべき者を除く。）は、総務省令で定めるところにより、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

法第2条第5項（定義）

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

五 電気通信事業者 電気通信事業を営むことについて、第九条の登録を受けた者及び第十六条第一項の規定による届出をした者をいう。

法第164条（適用除外等）

この法律の規定は、次に掲げる電気通信事業については、適用しない。

- 一 専ら一の者に電気通信役務（当該一の者が電気通信事業者であるときは、当該一の者の電気通信事業の用に供する電気通信役務を除く。）を提供する電気通信事業
- 二 その一部の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は同一の建物内である電気通信設備その他総務省令で定める基準に満たない規模の電気通信設備により電気通信役務を提供する電気通信事業
- 三 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務（ドメイン名電気通信役務を除く。）を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業

(2) 媒介等業務受託者（代理店）

媒介等業務受託者とは、電気通信事業者から電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理（媒介等）の業務及びこれに付随する業務の委託を受けた者である（法第26条第1項）と定義され、携帯電話サービスのキャリアショップ、光ファイバインターネットサービスの電話勧誘を行う事業者、携帯電話サービスや光ファイバインターネットサービスについて自ら販売活動を行う家電量販店等、電気通信役務の販売・勧誘等の活動を行う事業者が幅広く該当する。定義中のそれぞれの用語の意義は、次のとおりである。

法第 26 条第 1 項（提供条件の説明）

電気通信事業者及び電気通信事業者から電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理（以下「媒介等」という。）の業務及びこれに付随する業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下「媒介等業務受託者」という。）は、利用者と電気通信役務の提供に関する契約の締結又はその媒介等しようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要について、その者に説明しなければならない。ただし、当該契約の内容その他の事情を勘案し、当該提供条件の概要について利用者に説明しなくても利用者の利益の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして総務省令で定める場合は、この限りでない。

① 媒介

他人（電気通信事業者と利用者）の間に立って、他人を当事者とする法律行為（電気通信役務契約）の成立に尽力する事実行為をいう。広告の場所又は方法を提供しているだけの場合は通常該当しないが、契約成立のためのプラットフォームを提供している、契約申込み手続の業務の一部を実施している等、個別の契約の成立に関与しているとみられる場合は、該当し得る。

「広告の場所又は方法を提供しているだけ」とは、例えば、店舗にチラシを置いて頂いている場合や、店舗のウェブサイトでケーブルテレビ事業者のサイトにリンクを貼る等の場合を指す。

② 取次ぎ

自己の名をもって、他人（電気通信事業者）の計算において、法律行為（電気通信役務の提供に関する契約）を引き受ける行為をいう。

「他人の計算において」とは、「その行為の経済的効果すなわち損益が他人に帰属すること」を指す。

③ 代理

本人（電気通信事業者）のためにすることを示してする意思表示（電気通信役務の提供に関する契約の申込又は承諾）をいう。代理権の範囲内で直接本人に法律効果を生ずる。

「代理権の範囲内で直接本人に法律効果を生ずる」とは、代理人が行った行為は、代理店契約の範囲内で、本人である電気通信事業者に法律効果が生ずることを指す。

④ 業務の委託

媒介等の行為を業として（反復継続して）行うよう委託することをいう。私的な媒介行為等や 1 回限りの媒介行為等についてまで対象となるものではない。

2 以上の段階にわたる委託も含まれ、いわゆる 2 次代理店、3 次代理店等、再委託がされている場合の

再委託先の代理店も媒介等業務受託者として1次代理店同様に説明義務、不実告知等禁止及び勧誘継続行為禁止を遵守する必要がある。

ただし、全ての媒介等業務受託者が実際の説明義務の履行の行為に携わるとは限らず、媒介等業務受託者は勧誘・契約申込み受付等の媒介等の業務のみを行い、利用者への説明は電気通信事業者が実施するということが想定され得る。

なお、電気通信事業者の委託を受けて電話勧誘を行うが、あらかじめ通話先や営業活動内容については全て電気通信事業者が決められているなど、いわば電気通信事業者の手足として活動しているような場合は、媒介等業務受託者に該当しない。

「私的な媒介行為等や一回限りの媒介行為等」とは、知人にケーブルテレビのサービスを紹介したり、たまたま友人が加入する際にケーブルテレビ事業者を紹介するなど、業として行う行為以外の行為を指す。

「いわば電気通信事業者の手足として活動しているような場合は、媒介等業務受託者に該当しない。」とは、例えば、既存加入者へのペイチャンネルの追加営業を電話セールス請負事業者等に委託する場合（荷電対象者や荷電内容（トークスクリプト）を電気通信事業者が定めている場合）がこれにあたる。なお、ケーブルテレビ事業において、いわゆる代理店として登録している地元の電器店、不動産業者、引っ越し業者等々、その活動の実態は千差万別である。

代理店に対しては、事業者は本法における「代理店等に対する指導等の措置」（第7章）が課せられる。従って、基本的に本ガイドライン記載の定義に則って選別する必要があるが、その指標となる基準は、当該代理店のこれまでの実績を踏まえ、今後も継続して代理店として扱っていくか否かを判断することが望ましい。

（3）対象となる電気通信役務（共通事項）

電気通信役務については、上記の適用表のとおり、次の（4）及び（5）に掲げる電気通信役務が説明義務（第2章）、書面交付義務（第3章）、苦情等処理義務（第5章）及び不実告知等・勧誘継続行為の禁止（第6章）の対象となるものとして指定告示により定められている。このうち、（4）に掲げる電気通信役務は、初期契約解除制度（第4章）の対象ともなる。

媒介等業務受託者指導等措置（第7章）及び事業の休廃止に係る周知（第8章）については、それぞれ各章を参照。

また、指定告示においては、アクセスサービス（足回り回線部分）と当該回線により提供されるインターネット接続サービス（I S P部分）を区別して規定している場合があるが、足回り回線部分とI S P部分が一体として提供されている場合は、両サービスを一体として取り扱えば問題ない。下記のサービス一覧においても、実態に合わせて、一体として提供されるのが通常のものについては一体として解説している。なお、括弧内の指定告示の条文番号のうち網掛けが足回り回線を指す規定、下線がI S P部分を指す規定である。

（4）初期契約解除制度の対象となる役務

下記の役務が該当する。説明義務、書面交付義務、苦情等処理義務及び不実告知等・勧誘継続行為の禁止についても対象ともなる。

【初期契約解除対象の移動通信サービス】

① M N Oの携帯電話端末サービス（指定告示第 2 項第 1 号）

スマートフォンを含む携帯電話端末向けに提供される音声付き又は音声のみのサービスが該当する。プリペイドは除かれる。

② M N Oの無線インターネット専用サービス（指定告示第 2 項第 2 号）

タブレット、モバイルWi-Fi ルーター等のデータ通信専用の端末向けに提供されるインターネット接続サービスで、携帯電話サービスのアクセスネットワークを利用するもの、モバイルWiMAX 及びAXGP（※）が該当する。プリペイドは除かれる。

※ PHS の次世代システムとして導入されたXGP という通信規格を改良した規格。データ通信規格としてLTE と同列で利用される。

③ M V N Oの期間拘束のある無線インターネット専用サービス（指定告示第 2 項第 3 号）

タブレット・ルーター等の端末向けの M V N O（※1）が提供するデータ通信専用サービスで、契約期間の途中で変更・解約しても月額基本料金を超える違約金が生じるもの（※2）が該当する。自動更新の有無は問わない。また、当初の契約期間の経過後はいつでも違約金なしで解約できるようになるサービスであっても、その当初の期間中に変更・解約すると月額基本料金を超える違約金が生じる場合は、該当する。プリペイドは除かれる。

※ 1 自らは電波の割当てを受けず、電波を割り当てられた携帯電話事業者からネットワークを借りて、いわゆる格安スマホやモバイル Wi-Fi ルーター等向けに独自のサービスを提供する事業者

※ 2 2 年ごとに契約期間が自動更新されるいわゆる 2 年縛りのサービス等のほか、契約期間の経過後は違約金なしで解約できるものも含まれる。

仮に、ケーブルスマホによりデータ通信専用サービスを提供する場合で、月額基本料金を越える違約金が生じる場合は本法の対象となる。

また、所謂「最低契約期間」は本来、「期間拘束」には概要しないが、最低契約期間中に解約すると、月額基本料金を越える違約金が生じる場合は本法の対象となる。

【初期契約解除対象の固定通信サービス】

FTTHとCATVはケーブルテレビ事業者には両方適用される。

④ F T T Hインターネットサービス（指定告示第 3 項第 1 号及び第 3 号）

いわゆる光ファイバのインターネットサービスであるが、利用者の共同住宅等内ではVDSL（銅線）やLANケーブルを用いるものも含む。

⑤ C A T Vインターネットサービス（指定告示第 3 項第 2 号及び第 3 号）

⑥ ④又は⑤向けの分離型 I S P サービス（指定告示第 3 項第 3 号）

F T T HインターネットサービスやC A T Vインターネットサービスについて、I S Pサービスが足回り回線部

分とは別に分離して提供されている場合も、それ単体として初期契約解除対象となる。

⑦ DSLサービス向けの分離型ISPサービス（指定告示第3項第4号）

DSLサービス（ADSL等）の足回りの回線部分のサービスとは分離して提供される、当該回線を用いてインターネットへの接続を可能とするためのISPサービスが該当する。より具体的には、足回り部分の契約を解除せずに提供元事業者を変更できるものとして定義している。そうした分離型のISPサービスは、⑥も同様であるが、電話勧誘により利用者のパソコンを遠隔操作することで容易に提供元事業者を変更できることから、対象とするものである。

(5) 初期契約解除制度の対象とはならない役務

下記の役務が該当する。説明義務・書面交付義務・苦情等処理義務及び不実告知等・勧誘継続行為の禁止の対象とはなる役務である。

【移動通信サービス】

① PHSサービス（指定告示第4項第3号）

PHS端末向けに提供される音声サービス及びインターネット接続サービスが該当する。MVNOを含む。

② 公衆無線LANサービス（指定告示第4項第4号及び第9号）

③ プリペイドサービス（指定告示第4項第7号）

④ MVNOの携帯電話端末サービス及びMVNOの期間拘束のない無線インターネット専用サービス（指定告示第4項第8号）

MVNOが提供する次の各サービスが該当する。

- ・スマートフォンを含む携帯電話端末向けに提供される音声付き又は音声のみのサービス
- ・タブレット・ルーター等の端末向けのデータ通信専用サービスで、期間途中で変更・解約すると月額基本料金を超える違約金が生じないもの。

ケーブルスマホによる音声のみのサービスは初期契約解除制度の対象外となる。（説明義務や書面交付は必要）

【固定通信サービス】

⑤ DSLインターネットサービス（指定告示第4項第2号及び第9号）

DSLサービスのうち、足回り回線部分とISP部分を一体として提供するもの（足回り回線部分の契約を維持したままISP部分の提供元事業者を変更することはできないもの）と、足回り回線部分を単独で提

供するものがここでの対象である。両者が分離されている場合の I S P 部分については、(4) ⑦を参照。

⑥ F W A インターネットサービス (指定告示第 3 項第 5 号及び第 9 号)

固定された利用者端末を無線でネットワークに接続するサービスが該当する。

⑦ 電話及び I S D N サービス (指定告示第 4 項第 1 号)

地域、長距離、国際のいずれの区分も含む。公衆電話など、利用する都度に契約を締結することとなるサービスは適用除外としている。(後述)

⑧ I P 電話 (指定告示第 4 項第 6 号)

050 I P 電話及び 0 A B J の I P 電話が該当する。

⑨ その他のインターネット接続サービス (指定告示第 4 項第 9 号)

上に掲げた類型に該当しなくとも、アクセス回線の別や端末の別を問わず、例えば専用回線を使用するものなど、インターネット接続サービスについてはいずれにせよ説明義務の対象となる(移動通信であっても対象)。ただし、法人向けの専用回線を介したインターネット接続は法人契約(後述)に該当すれば適用除外となる。またウェブホスティングサービスなどのアプリケーションレベルのサービスは対象に含まれない。

ケーブルプラス電話は、初期契約解除の対象外である。

第2章 契約前の説明義務（法第26条）関係

法第26条の規定により、電気通信事業者及び媒介等業務受託者（電気通信事業者等）には、電気通信役務の提供に関する契約の締結又は媒介等をしようとするときは、消費者が最低限理解すべき提供条件の概要を説明しなければならない**義務が課せられている**（説明義務）。本章では、その基本的な遵守方法及び電気通信事業者等による望ましい対応を解説する。

第1節 対象範囲

（1）対象となる電気通信役務

第1章を参照。

（2）説明をすべき者（法第26条第1項）

電気通信事業者及び媒介等業務受託者（代理店）に、説明をすべき**義務が課されている**。

法第26条第1項（提供条件の説明）

電気通信事業者及び電気通信事業者から電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理（以下「媒介等」という。）の業務及びこれに付随する業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下「媒介等業務受託者」という。）は、利用者と電気通信役務の提供に関する契約の締結又はその媒介等をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要について、その者に説明しなければならない。ただし、当該契約の内容その他の事情を勘案し、当該提供条件の概要について利用者に説明しなくても利用者の利益の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして総務省令で定める場合は、この限りでない。

（3）説明を受ける者

説明を受ける者は、電気通信役務の提供を受けようとする者を含む「利用者」であるが、電気通信事業者は「利用者」の範囲外であり、卸電気通信役務の提供など電気通信事業者に対して電気通信役務を提供する場合は、説明義務の対象とならない。法人その他の団体は規定上「利用者」に含まれるが、締結・媒介等をしようとする契約が法人契約に該当すれば、説明義務は適用されない。（法人契約の範囲は（4）①を参照）

（4）説明義務が適用されない契約（施行規則第22条の2の3第6項）

（1）で掲げた対象役務の電気通信役務契約であっても、次の契約については、説明義務は適用されない。

施行規則第22条の2の3第6項（提供条件の説明） ※以下はこの場合の適用除外を記載。

6 [法第二十六条第一項](#) ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる対象契約の締結又はその媒介等をしようとする場合とする。

① 法人契約（第1号）

一 法人その他の団体である利用者とその営業のために又はその営業として締結する契約

法人その他の団体（法人等）を相手方とする契約であって、営利を目的とする法人等の場合には当該法人等の営業目的で（その営業のために又はその営業として）、営利を目的としない非営利の法人等の場合には当該法人等の事業目的（その事業のために又はその事業として）で締結される契約をいう。

すなわち、これらの法人等が通常、事業・職務の用に供するために電気通信役務契約を締結する場合は法人契約として説明義務等の適用除外となる。他方、法人等の名義の契約であっても、実際には個人の家庭用として電気通信役務が用いられている場合は、法人契約とはならない。

個人名義の契約は、基本的には、法人契約に該当しない。すなわち、例えば、小規模な個人事業主は、交渉力及び情報量において電気通信事業者等と格差があると考えられるため、原則として、一般の消費者と同様に扱うこととしている。

ただし、「法人等」には、法人の他、民法上の組合をはじめ、法人格を有しない社団及び財団（権利能力なき社団・財団）、各種の親善・社交等を目的とする団体が含まれ、法人格を有しないマンション管理組合も含まれる。すなわち、契約名義が個人であったとしても、このような任意団体がその事業目的又は営業目的で電気通信役務契約を契約するとみられる場合は、法人契約に該当する。

例えば、集合住宅の管理組合や所有者（オーナー）との間で締結する集合住宅の導入契約や集合住宅に対するサービス提供の一括契約といった契約行為は、法人契約に含まる。

② 自動締結契約（第2号）

二 他の電気通信事業者との間に電気通信役務の提供に関する契約が締結されたときは自らが提供する電気通信役務についても契約を締結したこととなる旨の契約約款の規定に基づいて締結する契約

契約約款の規定に基づき、他の電気通信事業者が契約を締結したときに自らも締結したこととなる電気通信役務契約を指し、いわゆるみなし契約及びローミング契約が含まれる。みなし契約とは、国際電話サービス又は長距離電話サービスの提供に関する契約について、これらのサービスを提供する電気通信事業者の契約約款の規定により、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社等との間で電話サービス又はISDNサービス契約を締結すると同時に締結されることとなる旨が定められており、これらの契約のことをいう。また、ローミング契約とは、主に携帯電話サービス及びPHSサービスの提供に関する契約について、これらのサービスを提供する電気通信事業者の契約約款の規定により、他の電気通信事業者との間に携帯電話サービス又はPHSサービスの契約を締結すると同時に締結されることとなる旨が定められており、これらの契約のことをいう。

③ 都度契約（第3号）

三 公衆電話その他の電気通信役務の提供を受けようとする都度、契約を締結することとなる電気通信役務の提供に関する契約

電気通信役務の提供を受けようとする都度、契約を締結することとなるものを指し、公衆電話のほか、例

えば、通話の発信等の利用の都度契約を締結することが必要なクレジット通話、コレクトコールや、アクセスポイントにアクセスする都度契約を締結することが必要な公衆無線LANサービスなどがこれに該当する。料金を前払いすることにより一定期間いつでも発信することが可能になるサービス（プリペイド携帯電話等）は、利用の都度契約するとは言えず、該当しない。

④ 接続・共用関係契約（第4号）

四 電気通信事業者が他の電気通信事業者と電気通信設備の接続又は共用に関する協定を締結して提供する電気通信役務の提供に関する契約であつて、当該電気通信役務に関する料金その他の提供条件（説明事項に係るものに限る。）を当該他の電気通信事業者が利用者に説明することとしているもの

他の電気通信事業者と接続又は共用協定を締結して電気通信役務を提供する場合（例：アクセス回線事業者がプロバイダと接続してFTTHインターネットサービスを提供する場合、MVNOがMNOと接続して移動通信役務を提供する場合）であつて、他の電気通信事業者がまとめてサービス内容等の提供条件についての説明をすることとしているときの自らの電気通信役務契約をいう。こうした場合のプロバイダやMNOには説明義務が課されない。

⑤ 変更契約・更新契約のうち説明を要さないもの（第5号）

五 変更契約又は更新契約であつて、第二項の規定により提供条件概要説明をすべきもの以外のもの「第5節 変更・更新時の説明」を参照。

なお、本ガイドラインで、たとえ「法令対象外」とされた場合であっても、それは“法的に義務は課せられない”となるだけであつて、「説明をしないでもいい」ということではない。

(5) いわゆるオプション（※）について

※本ガイドラインでは、「オプション」という用語により次の種類の機能・契約を指すものとしている。なお、いずれにせよ、その締結が電気通信役務契約の締結に付随しない契約（電気通信役務契約の締結と関係なくオプションを単独で申し込む場合等）は、特記ない限り、本ガイドラインの対象外である。

① 付加的な機能（電話転送機能など、電気通信役務契約に係る電気通信役務の一部をなす機能）

② 付随契約

ア 付加的な機能を除く付随有償継続役務（第3章第2節（6））の提供に関する契約

イ その他の付随契約（端末その他の商品の売買契約及びその代金の支払いに関する契約等）

① 説明義務との関係について

いわゆるオプションのうち、付加的な機能は、電気通信役務契約に含まれると考えられるが、説明義務からは除外されている（施行規則第22条の2の3第1項柱書）。

施行規則第22条の2の3第1項柱書

ただし、既に締結されている電気通信役務の提供に関する契約（以下「既契約」という。）の一部の変更を内容とする契約（既契約の更新を内容とする契約（以下「更新契約」という。）を除く。以下「変更契約」という。）又は更新契約の締結又はその媒介等については、この限りでない。

すなわち、電話サービスにおける電話転送機能、インターネット接続サービスにおける固定 I P v 4 アドレス付与機能、M V N O サービスにおける S M S 機能等は、有料・無料の区別にかかわらず、説明義務の対象とはならない

（ただし I P 電話や携帯電話インターネット接続機能はそれ自体が説明義務の対象役務のため説明が必要）。

また、付加的な機能のほか、対象の電気通信役務契約に含まれないオプション（動画配信のコンテンツサービス等）も、電気通信役務契約の解除に伴いそれに違約金等が生じる（第2節(13)及び(14)参照）など電気通信役務契約との間に何らかの関係性がない限り、説明義務の対象とまではならない。

② 加入意思の確認について

しかしながら、説明義務の対象とまではならなくとも、付加的機能を含むオプションについても、利用者から加入するという有効な意思表示があった場合に限り加入したとすべきことが、当然に求められる。

また、加入当初の無料等期間が設定されている付随有償継続役務については、特段の事情がない限り、継続加入意思の確認のため、無料等期間の終了を適切なタイミング（※1）で知らせるための事前通知（※2）を行うことが適切である。

※1：単独の通知が望ましいが、例えば適切なタイミングで利用者が受領するであろう契約書面に適切な記載を行うことにより事前通知とすることが、適切と言える場合もあり得る。

※2：通知とは、本ガイドラインでは、電子メール、郵送、電話等により利用者に知らせることをいう。単にウェブページに掲載しただけでは、通常、通知とはならない。

第3章に規定する契約成立時の契約書面が交付された後、すぐに付加的機能を含むオプションの無料期間が終了する場合は、契約書面が当該オプションの無料期間の事前通知を兼ねていると解釈され、別途無料期間の終了を通知する書面を交付する必要はない。契約書面交付後、相当な期間（半年から1年程度）を経てオプションの無料期間が終了する場合は、契約書面が事前通知を兼ねているとは言えない。なお、オプション単体で申し込みがなされた場合は上記対象外である。

③ 本ガイドラインの他の項目における取扱いについて（参考）

説明義務と異なり書面交付義務においては、電気通信事業者が締結し又は媒介等をするオプションのサービスは、付随有償継続役務に該当すれば契約書面への記載の対象となるものであり、具体的には第3章第2節（6）を参照。また、媒介等業務受託者が独自に提供するオプションについても書面交付に関す

るルールがあり、具体的には第7章第4節(1)を参照。

さらに、端末を含む商品又は他業種の有償継続役務と電気通信役務を一体的に販売する場合(いわゆるセット販売)の取扱いについては、本項目のほか、本章第2節(13)及び(14)も参照。

④ 事例について

【望ましい事例】

- ・ 電気通信役務の利用を通常前提としたオプション(コンテンツサービス等)について、電気通信役務契約の解除に伴い自動的に解除されない場合又は電気通信役務契約と解除の方法が異なる場合に、そうした旨を説明すること。

【不適切な事例】

- ・ オプションについて説明を行わないこと等により、オプションに加入することについて利用者の明確な意思が形成されているとは到底言えない状況で、勝手に加入させること。
- ・ 本体の電気通信役務契約のみの契約という選択肢を利用者に示すことなく、オプション加入が当然であるかのように装って加入させること。
- ・ 利用者のほとんど又は全員が加入している等、利用者を欺くような虚偽の内容を説明して加入させること(不実告知の禁止(第6章第1節)にも該当し得る。)

「利用者のほとんど又は全員が加入している等」とは、住宅地図を示して加入者を表示する行為や、集合住宅の部屋番号を示して加入者を表示する行為を指す。

ケーブルテレビ業界の訪問営業行為において「不適切な行為」であるとして度々指摘されているので注意が必要。

第2節 基本説明事項(施行規則第22条の2の3第1項)

基本説明事項とは、変更契約や更新契約に当たらない新規契約の締結又はその媒介等をしようとする場合に説明をしなければならぬ事項である。具体的には、次の事項が該当する。

なお、基本説明事項は、一部の項目を除き、書面交付義務による契約書面への記載の対象ともなっている。

施行規則第22条の2の3第1項(提供条件の説明)

[法第二十六条第一項](#)の規定による[同項](#)各号に掲げる電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要の説明(以下「提供条件概要説明」という。)は、当該電気通信役務の提供に関する契約(以下「対象契約」という。)の締結又はその媒介等が行われるまでの間に、少なくとも次に掲げる事項(以下「基本説明事項」という。)について行わなければならない。

(1) 電気通信事業者の氏名又は名称（名称等）（第1号）

一 電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称

電気通信役務の提供を受けるに当たって利用者が直接相対する電気通信事業者を正しく認識できるよう、その法人名等の名称（個人の場合は氏名）を知らせることが**必要である**。例えば、卸電気通信役務の提供を受けて電気通信役務を利用者に提供する場合は、卸元ではなく、利用者と直接相対する自社の名称等を説明**しなければならぬ**。他方、他の電気通信事業者と接続又は共用協定を締結して電気通信役務を提供する場合（第1節（4）④接続・共用関係契約を参照）であって、苦情等の処理や料金回収等の業務を当該他の電気通信事業者に委託している場合も、利用者と直接相対することとなる当該他の電気通信事業者の名称等のみを説明すれば足りる。

自治体運営のケーブルテレビ事業者で、指定管理事業者制度により民間事業者に運用を任せている場合は、両法人名を告げる必要がある。従って、説明用資料に記載する法人名も連名とする。

【不適切な事例】

「光卸」を用いた光ファイバインターネットサービス、MVNO等、卸電気通信役務の提供を受けて、又はアクセスネットワークを保有する電気通信事業者と接続して自らの電気通信役務を提供する場合に、NTT等知名度の高い卸元電気通信事業者又はアクセスネットワーク保有事業者が直接利用者に提供するサービスであるかのように装って勧誘すること。

あってはならないが、ケーブルスマホの販売にあたり、KDDIの名を語って営業してはならない。
また、競合他社がケーブルテレビの名を語って営業していることが明らかにある場合は、これは不実の告知として禁止行為となる。（関連第6章）

(2) 媒介等業務受託者の氏名又は名称（第2号）

二 媒介等業務受託者が契約の締結の媒介等を行う場合にあつては、その旨及び当該媒介等業務受託者の氏名又は名称

媒介等業務受託者が媒介等を行う場合には、(1)の電気通信事業者の名称等に加えて、媒介等を行っている旨及び当該媒介等業務受託者の名称等を説明することが必要である。ここで、媒介等業務受託者の名称等としては、正式な会社名等に限られず、例えば「〇〇ショップ〇〇店」等の広く消費者に周知されている名称を用いることも可能である。

媒介等業務受託者の名刺には、当該電気通信事業者の代理店であることがわかるよう連名での記載が必要で、連絡先も代理店だけでなく当該電気通信事業者の連絡先を併記する必要がある。

【不適切な事例】

媒介等を行っている旨及び媒介等業務受託者の名称等を一切知らせず、知名度の高い委託元電気通信事業者の名称等のみを知らせて契約締結に至ろうとすること。

(3) 電気通信事業者の連絡先 (第3号)

三 電気通信役務を提供する電気通信事業者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

電話、電子メール、ウェブページ又は郵便等の連絡手段で利用者が苦情又は問合せを電気通信事業者に行うための連絡先を説明することが**必要である**。電話による連絡先については、その受付時間帯も説明**しなければならない**。

消費者からの問合せ等の受付専用の連絡先を設けている場合には、当該連絡先を説明することとなる。他方、専用の連絡先を設けていない場合においては、消費者からの問合せ等に応じる部門等に最終的に繋がるための連絡先（例えば、電話であれば代表番号等）を説明することとなる（この場合、問合せ等に応じる部門等に円滑に繋げるようにする**必要がある**。）。

<日本ケーブルテレビ連盟：消費者保護に関する自主基準及びガイドライン（抜粋）>

連盟自主基準では、事業者の連絡先は、契約を推進する「営業部門」ではなく、例えば「お客様相談センター」等、社内の第3者的部署が、消費者に対し客観的・冷静な対応ができるための連絡先の表示が望ましい旨を定めている。

また、例えばウェブページ上に問合せ等の連絡先を設ける場合において、当該ページのURLが非常に長い場合などにおいては、消費者の利便性を考慮してトップページを説明することも認められる（この場合、問合せ等の連絡先URLに直ちに飛べるようなリンクを貼る等する**必要がある**。）。電話の連絡先を説明する場合で、例えば平日と土日祝日で受付時間帯が異なっているような場合には、それぞれの時間帯を説明する**必要がある**。

なお、本項目は電気通信事業者が苦情及び問合せに応じるための手段を規定するものではなく、したがって、上記の連絡手段の全てを説明する義務までは要しない。また、消費者からの苦情及び問合せへの対応について、外部委託を行っている場合については、当該委託先の連絡先を説明することが可能であるが、その場合においては、電気通信事業者は苦情及び問合せの処理を当該委託先が迅速かつ適切に行われるよう、十分な監督及び連携が**必要である**。

連盟のお客様相談窓口には「事業者の電話が繋がらない」「事業者のフリーダイヤル以外の電話番号を教えてください」という問合せが多く寄せられる。（フリーダイヤルについてはエリア制限があり、一定地域外からは利用できない場合もある）こうした場合には、連盟から事業者に連絡を取ってお客様に連絡をしてもらう運用をすることも多々ある。

(4) 媒介等業務受託者の連絡先 (第4号)

四 媒介等業務受託者が契約の締結の媒介等を行う場合（電気通信役務を提供する電気通信事業者が、当該媒介等業務受託者の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合を除く。）にあつては、当該媒介等業務受託者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

媒介等業務受託者が媒介等を行う場合には、電気通信事業者が媒介等業務受託者についての苦情及び問合せの処理も行う場合を除き、(3)の事項に加えて、電話、電子メール、ウェブページ又は郵便等の連絡手段で利用者が媒介等業務受託者に苦情又は問合せを行うための連絡先を説明することが**必要である**。電話による連絡先については、その受付時間帯も説明**しなければならない**。

他の留意事項については、(3)と同様である。

(5) 電気通信役務の内容 (第5号)

五 提供される電気通信役務の内容（次に掲げる事項を含む。）

電気通信役務契約により利用者が提供を受けることができる電気通信役務の具体的な内容をいう。少なくとも、次の事項を説明**しなければならない**。

① 名称（第5号イ）

各電気通信事業者が定める具体的なサービス名をいう。

② 種類（第5号ロ）

次の区分による電気通信サービスの種類をいう（施行規則別表）。各区分の内容は、特記のない限り、指定告示の定める説明義務等の対象役務の区分と同様である。

F T T Hアクセスサービスと固定インターネット接続サービスを一体的に提供している場合等、複数の区分に該当する場合は、「光ファイバインターネットサービス」等の表現によりそれら区分を一体として説明することで差し支えない。

(ア) 電話及びI S D N

(イ) 携帯電話端末・P H S 端末サービス（音声付き又は音声のみ）

(ウ) 無線・P H S インターネット専用サービス

インターネット接続サービスを携帯電話・PHS等のネットワークを利用して提供するデータ通信専用サービスを指す。

(エ) M V N O サービス

(オ) D S L アクセスサービス

(カ) F T T H アクセスサービス

(キ) C A T V アクセスサービス

(ク) 公衆無線L A N サービス

(ケ) F W A アクセスサービス

(コ) I P 電話サービス

(サ) 公衆無線L A N サービス又はF W A アクセスサービスの無線インターネット接続サービス

公衆無線L A N サービス又はF W A アクセスサービスの無線のアクセスネットワークに対応して提供されるインターネット接続サービス（I S P 部分）を指す。

(シ) 固定インターネット接続サービス

固定のアクセスネットワークに対応して提供されるインターネット接続サービス（I S P 部分）を指す。

(ス) その他 現時点では該当するものは想定されていない。

③ 品質（第5号ハ）

F T T H インターネットサービス、携帯電話ネットワークのインターネットサービス等で速度保証のないいわゆる**ベストエフォート型サービス**については、広告等で表示された最高伝送速度にかかわらず伝送速度が低下することがある旨など、その品質に係る制限事項を説明しなければならない。

具体的には、最高伝送速度等の値の説明（表示）とともに、例えば「表示速度は最高速度であり、保証されるものではなく、当該速度より低い速度しか出ない場合がある。」、「回線（又は周波数）を複数の加入者でシェア（共用）するため伝送速度が低下することがある。」、「（アクセスネットワークの提供事業者が併せて申し込みを受け付ける）プロバイダによっても実際の速度が左右される」等の説明（表示）の仕方が望ましいと考えられるが、いずれにしても、消費者がベストエフォート型サービスの内容を十分に理解することができるよう配慮する必要がある。さらに、「移動系通信事業者が提供するインターネット接続サービスの実効速度計測手法及び利用者への情報提供手法等に関するガイド

ライン」(平成27年(2015年)7月総務省公表)に基づき実効速度の計測を実施している場合には、「受信実効速度は14.1～37.6Mbpsです」などの表現により、集計された計測値についても紹介することが望ましい。

また、050 I P 電話サービスについては、音質が低下することがある旨を説明**しなければならない**。

「移動系通信事業者が提供するインターネット接続サービスの実効速度計測手法及び利用者への情報提供手法等に関するガイドライン」はMVNO事業者について定められていない。特に実効速度計測手法は、サービス提供できる範囲が限られているケーブルテレビ事業者は、このガイドラインは実質適用できないため今度の検討課題となっている。広告等の表示に関してはあわせて「電気通信サービスの広告表示に関する自主基準及びガイドライン」(電気通信サービス向上推進協議会)、「有線テレビジョン放送サービスの広告表示に関する自主基準及びガイドライン」(日本ケーブルテレビ連盟)を参照。

④ 提供を受けることができる場所(第5号ニ)

移動通信役務の利用可能性が場所によって変動し、かつ、そうした状況についてあらかじめ確定的に明らかにすることが難しい場合には、そのことによる利用できる場所に係る制限事項を説明しなければならない。

例えば、携帯電話サービス及びBWAサービスにおいては、基地局の設置場所から離れた地域にあるとき、近隣の建造物や工作物により電波の受信の障害が発生している地域にあるときなど、電波が届かない場所ではサービス提供を受けることができないことがある旨の説明が最低限**必要である**。

なお、公衆無線LANアクセスサービスは、通常は局所的に提供されるものであり、十分な広がりをもったエリア内において利用可能状況が変動するというような事情がない限り、本項目の説明の必要はない。

ケーブルテレビにおいては契約者住所における有線でのサービス提供を前提としていることから、改めて説明の必要はない(契約書面においても同じ)が、移動通信役務の提供をする場合には説明が必要となる。

⑤ 緊急通報に係る制限(第5号ホ)

緊急通報とは、110番による警察機関への通報、118番による海上保安機関への通報及び119番による消防機関への通報をいう。例えば、I P 電話サービスにおいて、緊急通報を行うことができないときは、その旨の説明が**必要である**。

なお、緊急通報を行うことができないI P 電話サービスであって、I P 電話サービスが提供できない時に自動的にそのI P 網以外の他の通信網に迂回する機能により緊急通報を行うこととしているものについても本項目の説明が**必要である**が、この場合には、そのような仕組みにより緊急通報を行うことができる旨の説明を行うことも可能である。

また、緊急通報を含めて通話が停電時に不可能となることがある場合には、その旨を説明**しなければならない**。

一部の海外メーカーのMVNO端末機器については、緊急通報へのダイヤル時に複数回のステップを経る場合があり、ダイレクトに繋がらない製品もあるため、端末機器の選定には十分検証が必要である。

⑥ 青少年有害情報フィルタリングサービス(第5号ヘ)

青少年インターネット環境整備法第17条第1項においては、携帯電話インターネット接続役務の利用者である青少

年（満18歳未満）に対して、保護者が不要としない限り、フィルタリングサービス（青少年有害情報フィルタリングサービス）の利用を条件として同役務を提供することを義務付けている。

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」第17条

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者の青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務）

携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、携帯電話インターネット接続役務を提供する契約の相手方又は携帯電話端末若しくはP H S 端末の利用者が青少年である場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供しなければならない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をした場合は、この限りでない。

2 携帯電話端末又はP H S 端末をその保護する青少年に使用させるために携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約を締結しようとする保護者は、当該契約の締結に当たり、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対しその旨を申し出なければならない。

フィルタリングサービスは、インターネットを通じたトラブルから青少年を保護する有効な手段であるが、同法は保護者の判断によりフィルタリングサービスを利用しないことも認めているため、的確な情報に基づく利用の必要性の判断を促し、事後の安易な解除を防止する観点から、フィルタリングサービスについて保護者及び青少年の正確な理解を形成することが重要である。このため、契約しようとする者に対し実際の使用者が青少年であるかどうかの確認を行うことが求められるとともに、契約しようとする者が青少年の場合又は使用者が青少年である場合にはフィルタリングサービスに関する説明を行うことが求められる。

ただし、フィルタリングサービスの利用により、青少年にふさわしくない情報等、一部情報の閲覧が制限されることとなるため、フィルタリングサービスの利用がされる場合には、電気通信役務の利用の制限として説明も併せて行う**必要がある**。

【望ましい例】

- ・フィルタリングサービスが、インターネットを通じたトラブルから青少年を保護する有効な手段である旨を説明し、フィルタリングサービスの利用を促すこと。
- ・特に、スマートフォンの場合は、携帯電話回線のほか、無線LAN 経由の接続や、アプリに対するフィルタリングの必要性についても説明すること。

【不適切な例】

- ・フィルタリングサービスによる青少年にもたらされる保護効果よりも、使用できないアプリや、閲覧できない Web ページがあることなどによる不便さを強調した説明を行うこと。

⑦ その他の利用制限（第5号ト）

これまで掲げた事項のほかに電気通信サービスの利用に関する制限があれば、その旨も含めて説明**しなければならない**。その例として、電気通信事業者が意図的に電気通信役務の利用に係る制限（ネットワーク上の混雑回避のための帯域制御、あらかじめ定められたデータ使用可能容量を超えた場合の速度制限等）を実施している場合には、その制限の内容を説明する**必要がある**。帯域制御に係る制限の内容としては、制御に該当する基準（大量に通信を行う特定のユーザを対象とする場合は制御の対象に該当する通信量等を、特定のアプリケーションの通信を制限する場合には、当該アプリケーションの名称をいう。）、制御の対象となる時間帯及び場所等が該当する。

なお、制御に該当する基準が複雑な場合には、説明時には制限の実施される代表的な例を示し詳細については契約書面で確認をするよう説明するとともに、消費者が問い合わせた場合には適切に回答できるようにすることも可能である。

【望ましい例】

- ・ 一月当たりのデータ使用可能量が大容量又は無制限であることを訴求するサービスであって、○日以内に使用量が○GBを超えた場合には速度が○k b p sに制限される旨の定めがある場合には、その旨を明確かつ強調された形で説明書面に示すとともに、口頭でも告げること。
- ・ I P電話を含む固定通信のサービスについて、停電時に利用できなくなる場合があることを説明すること。

【不適切な例】

- ・ 帯域制御を発動する可能性があるにもかかわらず、インターネット接続のデータ使用量に一切制限がないかのように装って勧誘すること。

(6) 通信料金 (第6号)

六 利用者（[法第二十六条第一項](#)に規定する利用者をいう。以下この条から第二十二條の二の十一までにおいて同じ。）に適用される電気通信役務に関する料金。ただし、電気通信事業者が当該料金について、距離ごと、接続する電気通信事業者ごと、対地ごとその他の区分により多数の区分を設ける場合にあっては、全ての料金の説明に代えて、一般消費者が利用することが見込まれる主な料金区分の説明によることができる。

個々の利用者に適用される、料金プラン等の通信料金をいう。一般的に次のような項目の費用が含まれる。

- ①基本料金
- ②通話料金
- ③データ通信料金・インターネット接続料金
- ④家族割引、長期契約割引、月々割引等の料金割引
- ⑤事務手数料等の契約初期にのみ生じる料金（工事費は（7）参照）

割引については、家族割引、長期契約割引、月々割引等の料金割引が適用される可能性がある場合のほか、料金割引に相当するキャッシュバック等の特典が付与される場合には、そうした割引の内容も説明する必要がある。

なお、契約期間のうち一部の期間に限定して割引をする場合については、追加的説明事項が定められている

（（8）を参照）。

定額制の部分だけでなく従量制の部分についても説明の**必要がある**が、例えば通話料金について距離ごと、曜日又は時間帯ごとなど多数の料金区分を設定している場合等は、消費者が比較的頻繁に利用することが見込まれる主な料金区分のみを説明することができる。ただし、その場合、説明を行っていない通話料金区分についても、消費者が問い合わせた場合には適切に回答するとともに、ウェブページ又は契約書面でも確認することができるようにしておくことが求められる。

(7) その他の経費 (第7号)

七 前号に掲げる料金に含まれていない経費で、利用者が通常負担する必要があるものがあるときは、その内容（6）の通信料金に含まれていない経費がある場合にはその内容を説明する**必要がある**。例えば、F T T Hイン

ターネットサービスを利用するために必要な光回線終端装置（ONU）又は無線LANルーターなどの機器のレンタル料や工事費等の経費の負担を要する場合のその経費などが、これに該当する。割引についても説明**しなければならない**ことは（6）と同様である。

また、IP電話サービスについて、当該サービスが提供できない時に自動的にそのIP網以外の他の通信網に迂回する機能を有する場合には、その迂回した通信網に関する料金負担が別途発生する旨も含まれる。

なお、本項目により説明することによって、その経費の利用者への請求が直ちに正当化されるわけではない。例えば、利用者について実際の工事が行われていないにもかかわらず工事費の名目で当該利用者に経費を請求することは、その請求がされる旨の説明があらかじめされていたとしても、当然不適切である。

（8）期間限定の割引の適用期間等の条件（第8号）

八 前二号の料金その他経費の全部又は一部を期間を限定し減免する時は、減免の実施期間その他の条件契約している期間のうち一部の期間に限り料金その他の経費の額が割引かれる場合には、（6）及び（7）で割引額等の内容について説明**しなければならない**ほか、本項目により、割引が適用される期間その他の条件を説明**しなければならない**。適用される契約期間を定めずに割引をする場合は該当しないが、次回の契約更新までの間に限った割引を行う場合は、該当する。

具体的に説明を要する内容としては、割引が適用される契約期間（始期及び終期、当初1年間等）、適用の範囲（例えば、基本料、通話料、機器レンタル料のうち、どの項目に割引が適用されるのか等）や適用対象（例えば、家族割引キャンペーンを実施する場合、家族のうち、主契約者のみの通話料に無料又は割引キャンペーンが適用されるのか、あるいは、家族の全員の通話料に適用されるのか等）、他の契約を解除するなど一定の条件を満たした場合に割引が解消されることがあるのであればその条件の内容、さらに申込み時期によって当該割引の適用が変わる場合にその旨である。

また、利用開始後一定期間経過した後にキャッシュバック等を提供する場合で、それが料金その他の経費の割引に相当する場合は、本項目により、当該キャッシュバック等が提供される時期及び提供を受けるための条件（キャッシュバックを受けるために必要な情報を受け取る方法等）を説明する**必要がある**。

（9）契約解除・契約変更の連絡先及び方法（第9号）

九 利用者からの申出による契約の変更又は解除の連絡先及び方法

利用者が契約解除又は契約変更をするための連絡先及び連絡方法を説明**しなければならない**。（3）及び（4）の苦情及び問合せを行うための連絡先と同じである場合は、その旨説明すれば足りる。

複数の種類の電気通信役務を同時に説明・契約する場合（例：F T T Hアクセスサービス+インターネット接続サービス+MVNOの携帯電話サービス）で、種類ごとに連絡先が相違する場合は、種類ごとに連絡先を説明**しなければならない**。ただし、電気通信サービスの種類ごとに全ての連絡先を説明することにより、かえって消費者の利便を損なう場合には、消費者の求める連絡先を正確かつ迅速に案内することのできる代表的な連絡先を説明すれば足りる。連絡先の具体的説明については、（3）及び（4）の解説を参照。

契約解除・契約変更をする際に、IDとパスワードが必須とされる場合、また、所定の用紙による申込みが必要とさ

れる場合や特定の書類を求める場合などには、その旨説明することが**必要である**が、契約解除・契約変更が特別の手続を要するものでない場合には、連絡先のみを案内することにより対応することも可能である。

なお、初期契約解除制度又は確認措置による契約解除については、(11) 又は (12) を参照。

(10) 契約解除・契約変更の条件等 (第10号)

十 次に掲げる事項その他の利用者からの申出による契約の変更又は解除の条件等に関する定めがあるときは、その内容

利用者からの申出による契約解除又は契約変更の条件等に関する定めがあるときはその内容の説明が必要であり、具体的に説明が必要となる内容の例は、次のとおりである。

① 期間拘束・自動更新等の条件

契約後一定期間を経過しなければ無料で契約解除又は契約変更をすることができない場合（期間拘束の場合）等には、その旨及びその期間を説明しなければならず、また、一定期間後に自動更新（第5節（2）参照）が予定されている場合は、その旨（申し出ない限り契約が更新され新たな拘束期間が始まる旨）も併せて説明しなければならない（第10号イ）。

なお、契約後一定期間に限り無料で契約解除又は契約変更をすることができる場合にも、その旨及びその期間の説明が**必要である**。

特にいわゆる「●年縛り」の料金プラン等、契約期間を1年以上とする長期契約プラン（解説において以下、長期契約プラン）に関しては、契約更新月はいつであるのか（いつ自動更新となるのか）、自動更新にあたり無料で契約解除ができる期間はいつであるのか明確に説明することが必要である。

② 解約時に生じる費用

契約解除又は契約変更の場合に違約金その他の債務不履行の場合に債務者が債権者に支払うべきことをあらかじめ約した金銭（名称は問わない。日割り計算されない定額料金を含む。）の支払を必要とする旨を定めているときは、その旨及びその具体的な金額又は算定方法を説明**しなければならない**（第10号ロ）。

①及び②は、特に、いわゆる「2年縛り」の料金プラン等、提供条件が期間拘束・自動更新付きとなっている場合に必ず説明を要するものであり、かつ、その際は、期間拘束・自動更新付きの趣旨（毎回の支払額が廉価である代わりにそうした条件が付される旨）についての一般消費者の理解を形成するため、期間拘束のない料金プラン又は自動更新のない料金プランについても、それらが選択不可能であるなど特段の事情がない限り、紹介することが求められる。

さらに、消費者が光回線終端装置（ONU）、無線LANルーター等を電気通信事業者からレンタルして電気通信役務の提供を受けている場合であって、当該契約の解除又は変更をするときに、消費者が当該機器の返却送料等を負担する必要がある旨を定めるときは、その旨及び標準的な経費又は算定方法も説明**しなければならない**（第10号ハ）。

営業時に長期契約プランを締結する場合、同サービスの構成で非長期契約のプランもあるのであれば、長期契約は契約期間や契約解除料金など条件がある月額利用料金が安い（割引）となっている旨の説明が口頭にてつくされていけばよい。パンフレット等の説明資料においては、全ての非長期契約のプランを明示することまでは必要なく、「同サービス構成にて非長期契約プランも用意している」旨を一文追記する等の説明がつくされていけば良い。

(11) 初期契約解除に関する事項（第11号）

十一 対象契約が法第二十六条の三第一項の規定による電気通信役務の提供に関する契約の書面による解除（以下この条から第二十二条の二の九までにおいて「書面解除」という。）を行うことができるものであるときは、書面解除に関する事項

① 初期契約解除制度そのものに関する説明

初期契約解除制度が適用される場合は、当該制度そのものに関しては、初期契約解除が可能である旨（書面により契約解除が可能等）、初期契約解除が可能である期間（契約書面を受領した日を含む8日が経過するまでの間、等）及び更に詳細は契約書面に記載されている旨の説明が最低限**必要である**。初期契約解除が適用されていない場合の初期契約解除及び確認措置が適用されない旨の説明は義務とまではしていない。

(9) 及び(10)の事項については、初期契約解除制度を利用して行う契約解除の場合にその内容が通常の中途解約の場合よりも利用者により不利益となるケースにおいて、改めて内容の説明が**必要である**。また、オプションや一体的に販売される他の役務・商品についても、初期契約解除と併せて契約解除をした場合に中途解約より利用者により不利益となる取り扱いがされる場合は、その旨を説明することが望ましい。（第1節（5）の望ましい事例や本節（14）も参照。）

② 契約初期の解約に伴い生じ得る不利益に関する説明

上記①以外の事項であっても、初期契約解除に伴い利用者が当然求めると想定される事項（例：乗換え元事業者のサービスに復帰すること）について生じ得ると予想される不利益の内容を契約前に説明しないことは、事実不告知の禁止（第6章第1節）に抵触する可能性がある。特に、「転用」については、業界団体での検討内容も踏まえ、「電話番号が変更となる」、「費用がかかる」などの不利益が発生する可能性や場合等について、利用者に明確に伝えることが求められる。

初期契約解除制度自体、利用者には聞きなじみのない用語であることから、まずその点を説明することが求められる。

(12) 確認措置に関する事項（第12号）

十二 対象契約が第二十二条の二の七第一項第五号に規定する確認措置契約であるときは、同号に規定する確認措置に関する事

現状、ケーブルテレビ事業者によるMVNOサービスは初期契約解除の適用外であり、確認措置申請者はいない。

「確認措置」とは、初期契約解除制度の適用を受けたくない事業者が取り得る代替措置である。携帯電話販売代理店による店頭販売での端末機器の取り扱いは電気通信事業法及び特定商取引法の対象外であり、解約しても無用の端末機器と割賦契約だけが消費者の手元に残ってしまう。これは消費者にとって著しく不利であるため、これを回避

するために適用されるもの。

移動通信役務で講じられることのある、初期契約解除の代替的措置である確認措置に関しては、それが講じられている場合に、制度そのものとしては、最低限、次の事項の説明が**必要である**。

- ① 確認措置により、実際の利用場所状況又は法令等遵守状況に関する利用者の申出を受けて、契約解除が可能な場合がある旨
- ② 利用場所状況又は法令等遵守状況が不十分だった場合の申出方法及び申し出ることのできる期間
- ③ 詳細が契約書面に記載されている旨

(9) 及び (10) の事項について確認措置を利用して行う契約解除の場合にその内容が通常の中途解約の場合よりも利用者にとって不利益となるケースにおいて、改めての内容の説明が必要となるなど、他の留意点については初期契約解除と同様である。

(13) 通信契約の変更・解約に伴う負担についての説明（第8号及び第10号関連）

端末に係る契約において、端末代金の割引やキャッシュバック等が通信契約の変更・解約によって取り消され又は違約金等が発生する場合には、その旨を説明する**必要がある**。

また、端末を割賦販売で購入する場合において、割賦代金の全部又は一部に相当する月々の通信料金の割引が通信契約の変更・解約によって取り消される場合には、取消し後においても引き続き端末の割賦代金の支払が生じる旨を説明する**必要がある**。

(14) 他業種との一体的な販売がされる時の説明事項の取扱い

説明対象の電気通信役務を、他業種の有償継続役務（例：有料放送役務、電気の供給等）又は他業種の商品とセットで販売する場合は、セット割引の内容を含む料金等に関する本法の説明義務としては、少なくとも電気通信役務に係る部分を説明する必要があるものである。

セット販売に係る各契約の拘束期間が個別に設定されており、複数の契約の更新時期が重なり合わず、このような複数の契約を同時に解除すると常に違約金が発生する事態が生じ得る場合は、契約解除・契約変更の条件等についての説明（(10) 参照）として、電気通信役務契約の解除に関する説明はもちろんのこと、当該セット販売に係る複数の契約を同時に解除する場合には常に違約金が発生する旨も説明することが**必要である**。

また、他業種の契約については、通常、電気通信役務契約の解除に伴い自動的に契約解除されず、電気通信役務契約と契約解除の方法が異なる場合も多いと考えられるが、そうした旨についても平均的な消費者の理解が形成されるよう対応することが望ましい。

(15) 定型約款に関する情報提供

民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号。以下「民法改正法」という。）による改正後の民法第548条の2の規定に基づき電気通信役務契約に関し電気通信事業者と利用者間で定型約款の個別の条項についても合意をしたものとみなすためには、最低限、定型約款を契約の内容とする旨をあらかじめ公表していることが条

件となる（※1）が、一般消費者の定型約款の存在に対する理解を形成する観点から、電気通信事業者等は、可能な限り（※2）、特定の定型約款を契約の内容とする旨を契約前に利用者に対し説明又は表示することが求められる。

※1：民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成29年法律第45号）による改正後の電気通信事業法第167条の2参照

※2：少なくとも対面（店頭）、書面又はウェブサイトにより利用者との間で直接契約手続を行う場合には可能であると考えられる。

また、定型約款の変更を伴う変更契約については、その締結前に、改正後民法第548条の4第2項の規定の趣旨も踏まえ、同項に規定する定型約款変更に関する周知事項（定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期）をウェブサイト等に掲載している旨を紹介することが適切である。

ただし、上記の各措置を講じることで、定型約款又はその変更が民事上必ず有効となるものではない。

なお、上記の改正後民法の規定は、民法改正法附則第33条の規定により、民法改正法の施行日前に締結された契約にも適用されるものである。

改正民法に定められた定型約款の必要事項がWEB等に掲示されていることを前提として、営業時には、契約条件について定型約款がWEB（各社HP等）に掲示されており参照頂ける事w p案内することで対応としては足りるものとする。型約款の変更を伴う変更契約に関しては「定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期」等を予め周知しており、その旨を紹介することで対応としては足りると考える。①約款は改定されることがあること、②（改定があった場合に）改定後は改定約款の内容にてサービス提供がされること、③約款の変更内容・時期はWEB（各社HP等）上に掲示されることを記載して周知を行うことが求められる。

第3節 説明方法（施行規則第22条の2の3第3項）

施行規則第22条の2の3第3項

3 提供条件概要説明は、説明事項（基本説明事項又は前項各号に定める事項をいう。以下この条において同じ。）を分かりやすく記載した書面（カタログ、パンフレット等を含む。以下この項において「説明書面」という。）を交付して行わなければならない。ただし、利用者が、説明書面の交付に代えて、次のいずれかの方法により説明することに了解したときは、これらの方法によることができる。

（1）共通事項

「説明」とは、単に電気通信事業者等が説明すべき事項に関する情報を、何らかの手段で消費者が入手できる状態とする、あるいは何らかの手段で伝達するだけでは不十分であり、消費者が当該事項に関する情報を一通り聴きあるいは読むなどして、その事項について当該消費者の理解が形成されたという状態におくことをいう。

ただし、個々の消費者の理解力等は千差万別であるので、全ての消費者が実際に十分な理解が形成されているこ

とを確認することまでは求められない。すなわち、電気通信役務の種類に応じて、平均的な消費者が理解することができると推定できる程度に理解しやすい内容及び方法で情報を伝達することが必要とされるものであるが、その際、留意すべき点は次のとおりである。

- ① 平均的な消費者が理解することができると推定できる程度であったかどうかは、事業者・代理店における主張だけでなく、苦情相談の状況、実地調査結果等も勘案して、総合的に判断されること。
- ② 電気通信事業者等が説明をしようとしても、利用者が説明を受けることを拒んだり、説明は不要である旨の意思を表示する場合には、説明が行われなくとも問題ないが、説明不要である旨の意思表示がされるよう電気通信事業者等が誘導することは、不適切であること（ただし、第4節（4）も参照）。
- ③ 複数回線の同じサービスを申し込む場合には、1回説明がなされれば十分であること。
- ④ ①又は②にかかわらず、適合性原則に基づき、消費者からの申出に応じ、又は消費者のニーズ等を踏まえて、個別の状況に応じて説明が求められる場合があること（第4節参照）。

説明は、電気通信役務の契約の締結又はその媒介等をしようとするときに行うものであり、したがって少なくとも当該契約が締結されるまでには行わなければならない。

なお、通知により行う自動更新時の説明の時期については、自動更新に関する解説第5節（2）を参照。

（2）原則的な説明方法

説明事項を記載した書面（説明書面）を交付し、これに基づき口頭で説明することが原則である。説明書面は、説明事項を分かりやすく記載したものであり、例えばカタログやパンフレットが該当する。他方、文章等により詳細を全て記載（説明）するようなことまでは求められず、あくまで概要について「分かりやすさ」に重点を置いて書面を作成・交付し説明がされることが想定されており、例えば、細かい契約事項が全て記載された契約約款の単なる写しなどは分かりやすい記載とはならない。

詳細を全て記載（説明）することまでは求められていないが、利用者から求められた場合にはこの限りでない。また、説明書面とあわせて媒介等業務受託者の名称・連絡先の提示の方法として名刺を渡す等の方法も検討できる。

① 集中化・一括化の原則

例えばページ数や分量が相当多いような資料においては、説明事項が同資料中に点在せず、できるだけ一連のページ（例えば、郵送用申込書面が添付されている場合は、その近く。）に説明事項がまとめられていること（集中化・一括化）が求められる。

特に、毎月など定期的に支払う料金その他の金銭的費用については、その種類が多い（おおむね3種類以上）場合は、特段の事情のない限り、オプションサービスや端末を含め、毎回請求されることが見込まれる総支払額（合計金額）及びその内訳を明示し、これらを記載した説明書面等を交付等することが適切である。なお、その際、初回請求など請求時期によっては例外的に請求金額が異なる場合は、当該金額も含めて明示することが望ましい。

また、解約時に請求される諸費用の見込みについても、その種類が多い（おおむね3種類以上）場合は、特段の事情のない限り、オプションサービスや端末も含め、一括して種類を明示し、これを記載した説明書面等を交付等することが適切である。なお、その際は、できる限り、個々の費用・金額や総額まで含めて明示することが望ましく、

また、契約後一定期間内など解約時期によっては例外的に費用種類が異なる場合は、その旨も含めて明示することが望ましい。

ただし、電気通信事業者が提供、販売又は媒介等を行うサービス又は商品について、利用者にとって全く別の契約であることが明らかである場合で、法令等により他の電気通信事業者等がそれについて提供条件の説明等を求められているときは、契約の性質に応じ、集中化せず、他に契約がある旨を示す等の対応をすることで差し支えない。

オプションサービスのみの追加契約時には、総支払額（合計金額）の表示は不要である。電気通信役務契約の新規・追加・変更契約時には総支払額（合計金額）の表示が求められる。

説明書面の交付等とは、電話口での口頭説明の場合には、「メモをお願いします」と伝えた上で、利用者に対して総額を口頭で伝えることも可能である。

② 説明書面の交付時期

説明書面は、対面で直接手渡す場合のほか、郵送等の手段により行うことも可能である。ただし、契約締結（消費者からの申込みに対する承諾）の前に書面を交付する**必要がある**ことから、郵送は利用者からの承諾の前に行う**必要がある**。

③ 口頭説明の原則

対面による説明の場合には、原則として、書面の交付のみではなく口頭による説明も併せて行うことが**必要である**。

ケーブルテレビの場合は「家庭訪販」による対面販売が多く、説明義務に十分な準備と履行が必要である。

ただし、例えば、説明義務対象ではないオプションについての勧誘をすることは控えた上で、

- (ア) 平均的な消費者が内容を読めば直ちに、きわめて容易かつ確実に理解できるような方法で説明事項のみを記載した書面を準備し、
- (イ) 消費者に対して、次の事項を口頭で伝え、
 - ・ 当該書面に説明事項が記載されていることから書面中に記載された個々の説明事項を読んで提供条件の概要を理解していただきたい旨
 - ・ 書面を読んで不明な点がある場合には、質問をしていただければ口頭による説明を行う旨
- (ウ) (ア) の書面を当該消費者の面前に示す形で交付する

というような方法をとることにより、消費者が十分に理解できる場合には、必ずしも口頭による説明が必要とならない場合もある。また、適合性原則を踏まえた上で、口頭説明の省略が可能な場合もある（本章第4節（4）参照）。

さらに、口頭説明を必要とする場合であっても、動画等の口頭説明に相当するような機械的手段を代わりに用いて説明を行うことが可能である。ただし、そのときは、不明点について質問を受け回答する機会を設ける等、やり取りが一方方向にならないよう配慮することが適切である。

【望ましい例】

- ① 説明事項のみ記載した専用の用紙（1枚から数枚程度にまとめたもの）を交付して口頭での説明を行うこと。
- ② 文字数を減らし色遣いを工夫するなどしたユニバーサルデザインに配慮した説明書面を作成し使用すること。

【不適切な例】

- ① 専用の説明書面を準備することなく、説明事項以外にも多くの事項が記載された書面やカタログ類等のみを交付し、かつ、口頭での説明をしないこと。
- ② 説明書面を消費者の面前に示すことなく、モデム等が入っている包装紙や紙袋に同封したままで交付すること。
- ③ 利用者と対面で接して契約の締結又は媒介等をしている場合に、（ア）のような書面を準備することなく、かつ、口頭での説明をしないこと。さらに、それにもかかわらず、適切な説明をしたかのような記録をし、又は適切な説明をした旨の確認を利用者に行わせること。

（3）代替的な説明方法（電磁的方法等）

（2）の方法によらない場合は、電子メール、ウェブページ、ダイレクトメール等の広告の表示、CD-ROM等の記録媒体の送付又は電話による説明が、そうした方法により説明することに利用者が了解したとき、すなわち利用者の意思が確認できたときに限り、認められる。

なお、「説明することに利用者が了解したとき」としては、消費者から書面交付による説明に代えて本項各号の方法による説明を自ら積極的に請求する場合のほか、電気通信事業者等が書面の交付による説明に代えて本項各号の方法による説明を行うことについて当該消費者の了解の意思表示が明示された場合及び明示がなくとも了解の意思表示があるものと十分に推測される場合が、これに該当する。

したがって、例えば消費者側が自らオンライン・サインアップで契約を締結しようとする場合、ダイレクトメール等を見て申込書面を郵送してくる場合や電話で問合せを行う場合には、当該ウェブページやダイレクトメール等に説明事項を表示する方法により説明する旨を電気通信事業者等が分かりやすく表示してあれば、通常消費者の了解の意思表示があるものと推測される。

しかしながら、電気通信事業者等から消費者に電話勧誘を行う場合には、電話により説明事項を告げる方法によることについての了解の意思表示が消費者から明示的になされることが求められる。（具体的には、例えば、説明に先立ち、書面の交付に代えて電話により口頭で説明を行う旨を消費者に告げ、消費者から当該方法による説明に了解する旨の回答を得ることが考えられる。）いずれにせよ、代替的方法で説明がされることについての了解の意思表示に関して多くの消費者と電気通信事業者等の認識が異なりトラブルが生じている場合は、了解が適正に取得されているとは言えない。

各方法の詳細は、次のとおりである。

① 電子メールの送信（第1号）

一 電子メールを送信する方法であつて、利用者が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

電子メールの本文に説明事項を記載し、又は電子メールに添付するファイルに説明事項を記載して、これを利用者へ送信する方法である。電子メールを受信した消費者において、説明事項を記載したものを印刷可能である**必要がある**。

携帯電話宛での印刷できないSMSにより、説明事項を掲載したウェブページを指すURL等を送信する方法については、本項目の電子メールは印刷可能であることが要件であるので、URL等により誘導されるウェブページが次の②による方法に該当すれば可能である。

② ウェブページに掲載する方法（第2号又は第3号）

二 電子計算機に備えられたファイルに記録された説明事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法であつて、当該利用者が当該ファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

三 利用者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができない場合に、電子計算機に備えられたファイルに記録された説明事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法であつて、説明をした後、遅滞なく、説明書面を当該利用者に交付するもの又は当該ファイルに記録された説明事項を、当該ファイルに記録された日から起算して三月を経過する日までの間、消去し、若しくは改変できないものであり、かつ、その期間にわたつて当該利用者がこれを閲覧することができるようにするもの

ウェブページ上に説明事項を表示して、これをインターネットを介してアクセスしてきた利用者の閲覧に供する方法である。いわゆるオンライン・サインアップによる契約締結の際には、これにより説明を行うことができる。

ウェブページ上に表示された説明事項を印刷することができるようにされていること又はウェブページ上に表示された説明事項を印刷することができない場合（携帯電話向けサイト等）には、説明をした後、遅滞なく書面を交付（送付等）するか、説明事項がサーバー上のファイルに記録された日、すなわち契約締結日から3ヶ月間、消去又は改変できない状態にした上でサーバー上に保存し閲覧可能な状態を維持することが**必要である**。

なお、消費者が当該説明事項を読むことなく、次のリンク先のウェブページに飛んでしまうことのないよう、画面をスクロールすることにより、説明事項を一通り読んだ上で次のリンク先のウェブページに飛ぶこととなるよう、リンク先表示のための文字列を当該ウェブページの一番最後に表示するなどの工夫を行うことが求められる。

③ CD-ROM等の記録媒体を交付する方法（第4号）

四 説明事項を記録した磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体を交付する方法

フロッピーディスク、CD-ROM等の記録媒体を交付（送付等）することにより説明する方法である。

④ ダイレクトメール等広告に表示する方法（第5号）

五 ダイレクトメールその他これに類似するものによる広告に説明事項を表示する方法

ダイレクトメールその他これに類する広告媒体に、説明事項を記載することにより説明する方法であり、原則的な説明方法と異なり、説明の行為としての特段の書面の交付までは行わず、利用者の了解を得た上で、ダイレクトメール等の広告に付随して説明事項を表示する方法である。

広告とは、消費者を誘引するため、電気通信サービスの内容について電気通信事業者等が宣伝を行うことであり、ダイレクトメールに類する媒体としては、カタログ、パンフレット等が想定される。消費者が契約の際に通常手元に取って閲覧しないことも多いと考えられる媒体、例えば店舗における幟・旗などは、本項目で認められる広告媒体に該当しない。

より具体的には、ダイレクトメールや家電量販店等に置かれたカタログを見て郵送申込みをする場合に、当該ダイレクトメール等に説明事項を記載する方法が想定される。

電気通信事業者等は、本号の方法により説明を行う場合には、特に分かりやすい記載に留意することが求められる。すなわち、広告には、説明事項以外の多くの情報が通常併せて掲載されるものであることから、消費者が説明事項を読んだ上で申込みを行うことができるよう、例えば、郵送用申込書面上や申込書のすぐ近くに説明事項を整然と記載するなどの配慮が求められる。

⑤ 電話による方法（第6号）

六 電話により説明事項を告げる方法（説明後、遅滞なく説明書面を利用者に交付する場合等に限る。）

電話勧誘等において電話により説明する方法を採用する場合は、まず、（3）冒頭に記したように、電話により説明事項を告げる方法によることについての了解の意思表示が消費者から明示的になされることが求められる。また、利用者が説明を受けた内容を確認できるようにするため、電話口での説明の後、遅滞なく（少なくとも契約書面の交付までに）、説明書面を交付（送付等）**しなければならない**。

しかしながら、集中化・一括化の原則に基づく総支払額及び内訳の明示並びに解約時の諸費用の種類の明示（（2）①参照）は、説明書面の交付を待たず、契約前に行うことが適切である。このため、電話での説明によりこれを行う場合は、総支払額等の当該事項について、口頭で利用者に伝達するとともに利用者において手元に記録することを依頼する等の方法を採用することが適切である。

なお、電話勧誘において電話（口頭）で利用者から契約の申込み又は承諾を受ける際は、そもそも一般的に、契約内容が適切に説明され、かつ、利用者の申込み又は承諾の意思が明確に表示されていることが前提になると考えられるものであるが、説明義務の履行に当たっては、利用者に対して、電話（口頭）での申込み又は承諾となる旨の説明も徹底することが求められる。

自動音声等の機械的手段による説明も可能であるが、料金プランの変更などの比較的容易な内容の場合を除き、不明点について質問を受け回答する機会を設ける等、やり取りが一方向にならないよう配慮することが適切である。

P.32（2）①集中化・一括化の原則と関連するもの。電話勧誘において電話口にて説明をした場合、且つ、説明書面と契約書面がほぼ同時点で利用者の手もとに届く場合、説明書面と契約書面の内容が完全に一致しており、書面として内容が重複するのであれば、一つのものとする（契約書面のみを交付すること）も可能である。但し、必ずしも説明義務と契約書面の記載事項の範囲が一致していないことから留意する必要がある。

第4節 適合性の原則（施行規則第22条の2の3第4項）

施行規則第22条の2の3第4項

4 前三項の提供条件概要説明は、利用者の知識及び経験並びに当該電気通信役務の提供に関する契約を締結する目的に照らして、当該利用者に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならない。

電気通信事業者等は、利用者の知識及び経験並びに契約締結の目的に照らして、利用者に理解されるために必要な方法及び程度で提供条件概要説明を行わなければならない（いわゆる適合性の原則）。ここでは、適合性の原則を踏まえた説明を行うために、まず利用実態等（契約締結目的を含む。）に応じた適切な対応について解説し、続いて、利用者の属性等の的確な把握の重要性とともに、利用者の主な属性ごとの、望ましい説明方法、適切と考えられる説明方法及び不適切な説明方法等を解説する。

ただし、これらの説明方法の記載は、あくまで例示であり、提供される電気通信サービスの内容、利用者層、利用者数等が様々であることから、説明方法の妥当性は、最終的には個別具体的な事情に応じて判断されるものである。

<日本ケーブルテレビ連盟：消費者保護に関する自主基準及びガイドライン（抜粋）>

※ 高齢者の判断の基準は難しいが、70歳以上を目処とする。

国民生活センターからは、ケーブルテレビに関する苦情件数のうち70歳以上が最も多いとの指摘あり。

（参考：平成28年度苦情件数：1,836件、年代別苦情件数：70歳以上37.8%、60歳代15.6%、）

したがって、例えば70歳代の高齢者と契約する場合には、専用資料を使用する、親族等の同席を求める、上司等複数の者が利用者のサービス内容に対する理解度を確認する、等の配慮をすること。

特に、親族等の確認を取ることができない状態でサービス提供契約を締結する場合には、即時の契約ではなく申し込みを受けた後、日を改めて訪問するなどして、契約の意思を再確認した後に契約することが望ましい。

（高齢者ご本人が親族の確認を認めず、止む無く契約し、その結果クレームとなるケースは少なくない。）

※ 障がい者に対する説明としては、筆談、読み上げ等多様なコミュニケーション方法や分かりやすい表現を用いて説明する等の意思疎通の配慮を行うことが望ましい。

※ 未成年者に対する説明としては、青少年有害情報フィルタリングサービスについての説明を行うとともに、一般的に想定される高額利用について、その防止の為に注意喚起することが望ましい。

（1）利用者の利用実態等に応じた適切な対応

電気通信事業者等は、適合性原則の趣旨を踏まえ、利用者がその利用実態等に対応した料金プランを選択できるよう、適切な説明を行うことが求められるものであり、利用者のニーズを踏まえずに特定の料金プランの推奨を行うことは不適切である。なお、利用者のニーズが不明な段階で、具体的なニーズ把握等のために、料金プラン等のサービス内容を紹介することを妨げるものではない。

※期間拘束・自動更新付きではない料金プランの紹介について、本章第2節（10）も参照。

（2）利用者の属性等の的確な把握

適合性の原則に照らして適切な提供条件概要説明を行うために、電気通信事業者等は、利用者の知識及び経験並びに契約の目的に関する情報の収集に努めるとともに、利用者の属性（高齢者、未成年者、障がい者及び認知障がい者が認められる者、成年被後見人、被保佐人、被補助人等）をできる限りの確に把握することが重要である。

そのため、利用者の属性を把握し、判断する方法（例：高齢者の定義）について、社内規則等で規定することが求められる。その際は、例えば業界における自主基準等を参照しつつ検討することが適切である。

なお、利用者が能動的に申し込む通信販売については、特段の事情のない限り、利用者の属性の把握・判断につ

いて特段の措置を講じる必要はない。

(3) 特に配慮が必要と考えられる利用者に対する説明

高齢者、障がい者、未成年者等のように特に配慮が必要と考えられる利用者に対しては、まず、当初購入する意図がなかった電気通信役務について勧誘等をする場合に、(1)のほか、当該利用者の利用実態等を踏まえ、十分に契約内容を理解し、その役務を必要とするかどうかも含め、利用者が適切に判断できるような説明を行うことが求められる。このほか、それぞれの利用者属性について、望ましい方法及び不適切な方法を例示すると次のとおりである。

①高齢者に対する説明

【望ましい例】

- ・ 専用資料の使用

専用の資料を用意した上で、本人の意思に応じてより丁寧かつ詳細な説明を行うとともに、求める説明を行ったことを確認する。

- ・ 親族等の同席

説明時に高齢者の同居家族、親族等に同席してもらいサービス内容の説明等を実施する。

- ・ 複数の販売員による説明

2名以上の販売員によりサービス内容の説明等を実施し、説明者ではない販売員が、高齢者の言動や態度を観察し、サービス内容の理解度を確認する。

【不適切な例】

- ・ 通話のみを利用していた高齢者がスマートフォンを契約するために来訪した場合に、そのこと（モバイルインターネット接続サービスを利用したことがないこと）を承知しながら、当該高齢者に対して、オプションとしてタブレット契約やモバイルルーター契約等を勧め、それらの契約について通常どおりの説明のみを実施して契約を締結する。

- ・ 上記の場合に、通話のみを利用していたという利用実態等を踏まえれば通常不要と考えられるような大容量で高額なデータ通信プランの推奨を行う。

- ・ 認知障がいのある利用者であると判断しながら、期間拘束のある複雑な料金プランのサービスについて、通常どおりの説明のみを実施して契約を締結する。

国民生活センターからは「なぜ本人に必要な無いサービスを売りつけるのか？」との強い指摘があり、消費者本人の適合性を十分に配慮した営業活動を求められている。

②障がい者に対する説明

【望ましい例】

- ・ 筆談、読み上げなど多様なコミュニケーション方法や分かりやすい表現を使って説明するなどの意思疎通の配慮を行う。

- ・ 見えにくさに応じた情報の提供（聞くことで内容が理解できる説明・資料、拡大コピー、拡大文字又は点字を用いた資料等）、知的障がいその他の障がいを持つ障がい者に配慮した情報の提供（伝える内容の要点を筆記

する、漢字にルビを振る、なじみのない外来語は避ける等)を行う。

- ・ ホームページを音声読み上げソフトに対応させるなど、情報通信技術を活用し、視覚・聴覚障がい者が利用しやすいものとする。

なお、上記のほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の規定に基づき事業者が適切に対応するために必要な事項を定めた指針として、「総務省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（平成27年総務省告示第422号）」が存在し、障がい者に対する説明の実施に当たり参考にすることが適切である。

③未成年に対する説明

利用者（契約しようとする者）が未成年の場合、第2節（5）⑥に従って説明を行う必要があるが、そのほか、一般的に想定される高額利用についてその防止のために注意喚起することも、望ましい例として挙げられる。

（4）知識・経験が十分として口頭説明の省略を望む利用者に対する説明

説明に際し特に配慮が必要と認められる利用者以外の利用者が口頭説明の省略を望む場合については、利用者からのそうした要望及び承諾についての自発的な意思と当該利用者の知識、経験又は契約目的を確認した上で、例えば、電気通信役務の基礎的な部分等、以前契約を行った際に説明した内容と重複するものについては口頭での説明を省略するなど、説明に要する時間の拡大等の利用者の負担にも対応することが適切な場合もあると考えられる。

より具体的に適切と考えられる説明方法を例示すると、次のとおりである。

【適切と考えられる方法の例】

- ・ 既に説明対象の電気通信役務の契約を締結した利用者が、同一又はほぼ同一の提供条件で追加の契約をしようとするときに、利用者の承諾を得て、対面であっても口頭での説明を省略する。
- ・ 説明をしようとする電気通信役務の料金プランの利用経験（例：1年以上）を確認し、客観的な記録を作成するとともに、当該利用経験が十分と考えられる場合にのみ、利用者の承諾を得て、対面であっても口頭での説明を省略する。
- ・ 一部の説明事項について、利用者が口頭説明を要しない旨の意思表示を自発的に行い、かつ、そのことが記録された場合に、対面であっても口頭での説明を省略する。なお、口頭説明省略を可能とする説明事項については、苦情相談の状況も踏まえて判断することが適切である。

第5節 変更・更新時の説明（施行規則第22条の2の3第2項）

施行規則第22条の2の3第2項

2 変更契約又は更新契約の締結又はその媒介等をしようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、少なくとも当該各号に定める事項について提供条件概要説明を行わなければならない。

(1) 通常の場合（自動更新以外の場合）

本法では、新規契約に加えて、変更契約や更新契約の締結又はその媒介等をしようとするときも、説明義務等の対象としている。変更契約とは、既契約の一部の変更を内容とする契約であり、例えば、携帯電話サービスの料金プランの変更、F T T Hサービスの最高伝送速度のグレードアップなどを内容とする契約が想定される。更新契約とは、契約期間が満了した既契約を継続すること（更新）を内容とする契約であり、例えば、携帯電話サービスについて2年間の契約期間が満了したときに契約を継続する場合が想定される。

ただし、契約内容を変更するための契約であっても、契約の更新に伴って行われる変更をするものは、各規定の適用としては、更新契約に分類される。

新規契約と異なり、基本説明事項に当たる提供条件の変更を伴う変更契約又は更新契約については、説明義務としては、下表の事項に限って説明が必要である。基本説明事項に当たる提供条件の変更を伴わない更新契約については、説明義務が課されないが、自動更新をしようとするときは一定の通知が必要であり、（2）を参照。

変更契約又は更新契約時の説明義務

	変更する提供条件	変更の申出者	利用者にとって 有利な変更か 不利な変更か	説明すべき事項
①	種類	問わない	問わない	全ての基本説明事項
②	種類以外の 基本説明事項	利用者	問わない	変更しようとする 基本説明事項
③	種類以外の 基本説明事項	電気通信事業者	不利	変更しようとする 基本説明事項
④	種類以外の 基本説明事項	電気通信事業者	有利	説明不要
⑤	基本説明事項以外の 契約内容 (付加的機能等) 又は変更なし	問わない	問わない	説明不要

①の種類の変更とは、施行規則別表の区分に従い基本説明事項により説明した種類を変更することであり、例えば、A D S LサービスからF T T Hサービスへの変更や、加入電話サービスからO A B J I P電話サービスへの変更などの変更の場合がこれに該当する。

上記③に記載のとおり、電気通信事業者側からの契約内容の変更のうち、通話料金の値上げ、消費者からの申出による契約解除の期間制限の設定など、消費者にとって提供条件が不利となるものについては、説明しなければならぬ。他方、上記④のとおり、通話料金値下げ、料金割引の割引幅の拡大、契約解除制限の撤廃等、消費者にとって提供条件が向上することとなる変更については説明義務はない。

なお、説明方法については新規契約の場合と同様であるが、電気通信事業者からの説明の方法をあらかじめ定型約款等に定めておくことにより、代替的な説明方法（第3節(3)）により説明することも可能である。

（2）自動更新をしようとする場合（自動更新時の事前通知）

自動更新とは、利用者からの更新しない旨の申出がない限り行われること、更新後の契約に期間拘束があること（契約変更・契約解除をすることができる期間の制限及びそれに反した場合の違約金の定めがあること）及び当該違約金の額が基本料金の額を超えることの全ての要件を満たす更新をいう。契約期間満了時に違約金なしで契約解除できる期間が限られ当該期間経過後は再度2年間の期間拘束となる、いわゆる「2年縛り」契約の更新が例えば該当する。更新後の契約に期間拘束がなく、いつでも違約金なしに契約解除できることとなる場合は、該当しない。

自動更新に該当する更新契約については、説明義務としては、次の事項を利用者に通知することが**必要である**。

①自動更新をしようとする旨

利用者の契約解除手続がない限り契約が更新されることの説明である。

②自動更新後の契約に期間及び違約金の定めがある旨

自動更新後は再び期間拘束が発生し、その拘束期間内に契約解除した場合には違約金が発生することの説明である。

③自動更新後の契約の期間

期間拘束の長さであり、例えば「2年」という説明が考えられる。

④自動更新後の違約金の額

期間拘束に反して契約解除した場合の具体的な違約金額であり、例えば「9,500円」という説明が考えられる。

⑤利用者からの更新しない旨の申出に関する事項

違約金なしで契約解除できる期間において解除手続を行うための連絡先等の手続方法に関する説明を指す。特段の事情のない限り、違約金なく契約解除可能な具体的な期間（○月○日まで違約金なしで契約解除可能、等）を含む。

⑥自動更新に伴い基本説明事項に変更がある場合は、変更する基本説明事項

例えば通信料金額を自動更新の機会を捉えて事業者が変更する場合は、それについても通知の中で説明**しなければならない**。

説明方法としては、新規契約の場合の具体的なルール（原則として書面交付等）は適用されず、通知で行うこととなる。通知の方法は問われないが、書面又はSMSを含む電子メールが一般的に想定される。ただし、平均的な消費者が理解できると推定できる程度に理解しやすい内容及び方法での情報の伝達という説明義務の原則はこの場合にも適用されるものであり（第3節（1）参照）、そのことから、電子メールの場合は、特段の事情のない限り、次の要件を満たすことが求められる。

（ア）少なくとも①と②の事項及び⑤のうち違約金なく契約解除可能な具体的な期間の事項は電子メール本文に記載すること。

（イ）自動更新後の基本料金の割引など利用者に有利な情報だけを殊更に強調するようなことはせず、途中解約の場合に違約金が生じることについて利用者が明確に認識できるものであること。

(ウ) その他の事項、例えば更新後の拘束期間及び具体的な違約金額は、リンク先での掲載で差し支えないが、リンク先ではこれらを容易に確認できること。

(エ) 電子メールの標題が、電気通信事業者の広告・宣伝メール等に紛れることなく、重要なお知らせであることが認識できるような表現であること。

通知の時期は、違約金なしに契約解除できる期間（利用者が申し出ることにより自動更新を中止できる期間）が到来する前であって、かつ、一般的な消費者の自動更新に関する理解が当該期間の開始時において失われない程度、当該期間に接近していることが求められる。

※通知の時期は概ね解約月の1か月前以前が望ましいとされている。

なお、対象役務について、携帯電話サービスに限らず、F T T Hインターネットサービス等であっても、説明義務対象の役務であれば、自動更新の要件を満たす限り本項目の解説する事前通知の義務が課される。

※施行規則附則により、主要な携帯電話サービス（M N Oの提供するスマートフォンを含む携帯電話端末及びタブレット向けのサービス）以外のサービスについては、契約締結日が平成28年（2016年）11月21日である更新契約から義務が適用されている。

第6節 違反した場合の取扱い

本章のここまでの記載に関連する行政処分としては、説明義務の規定に違反したことを理由として、その違反をした電気通信事業者等に対し、利用者の利益を確保するために必要な限度において、総務大臣による業務改善命令が発動されることがある（法第29条第2項）。

法第29条第2項

2 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める者に対し、利用者の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

一 電気通信事業者又は媒介等業務受託者が第二十六条第一項又は第二十七条の二の規定に違反したとき 当該電気通信事業者又は媒介等業務受託者

二 電気通信事業者が第二十六条の二第一項、第二十七条又は第二十七条の三の規定に違反したとき 当該電気通信事業者

また、電気通信事業者が当該規定に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるときは、登録の取消事由及び拒否事由又は認定の取消事由となり得る（法第14条第1項第1号及び第12条第1項又は第126条第1項第3号）。

ここで言う「公共の利益」とは、法に照らして利用者が本来得ることができる利益を指し、具体的には「事業者が説明を怠ったことにより、不実の告知や不利益事実の不告知となり、利用者に著しく不利益を与える」こと等が挙げられる。

なお、説明義務は、説明事項及び説明方法を規律するものにすぎず、契約の締結方法を規律するものではない。
また、行政的規律であることから、説明義務を履行しなかった場合の個別の契約の有効性について直接に定めるものではない。

第7節 契約後（利用中）の情報提供

説明義務による情報提供を補う観点から、契約前（契約時）だけでなく、契約後（利用中）の継続的な情報提供も重要である。そのため、電子メール（SMSを含む）での利用者への連絡が可能な場合は（※1）、デフォルトで（利用者が不要としない限り）、請求額が確定した時に利用者に電子メールでの通知を行うことが適切である。

（※2）

※1：電子メールの連絡が不可能である場合には、少なくとも、書面により通知を受ける方法等代替的な選択肢について、契約時の説明その他の機会を捉えて利用者に周知することが適切である。

※2：デフォルトで書面により通知している場合まで行うことが適切とする趣旨ではない。

利用者専用ページ等で継続して情報提供するようなことも対応としては適切である。

第3章 書面交付義務（法第26条の2）関係

電気通信事業者は、電気通信役務契約が成立したときは、遅滞なく、利用者に対し、その利用者の個別の契約内容を明らかにした書面（契約書面）を利用者に交付しなければならない。契約書面は、契約内容が事後的に利用者に分かるようにするという役割を果たすほか、初期契約解除制度が適用される場合は、契約書面の受領日等から起算して8日を経過する間まで初期契約解除が可能となるものであり、契約書面の交付が初期契約解除可能な期間を確定させる役割を担う。

「電気通信役務契約が成立したとき」とは、本改正法で定めてはならず、事業者の運用によるものであり、事業者が初期契約解除制度との関係を考慮し、自社運用上、適切な時期を定めればよい。

なお「遅滞なく」とは、原則“速やかに”という意味合いが強い。遅滞なく契約書面を出すことが義務付けられていることから、本件の趣旨は、「契約成立後、消費者が“工事前”に自分の契約内容を確認することができる猶予を得て、初期契約解除の検討も可能な時間を確保する」ことであり、可能な限り速やかにと解釈する。

また、紙媒体による物理的な契約書面の交付に代えて、契約書面の記載事項の電磁的方法による提供（電子交付）が、一定の方法により利用者から明示的承諾を得た場合に認められる。

本章では、物理的な契約書面の交付の義務及びそれに代わる契約書面記載事項の電子交付の義務（両者を併せて書面交付義務と呼ぶ。以下「契約書面」には特記ない限り電子交付される契約書面内容を含む。）について、基本的な遵守事項及び電気通信事業者による望ましい対応を解説する。

第1節 対象範囲

（1）対象となる電気通信役務（指定告示第2項～第4項）

説明義務の対象と同一であり、携帯電話サービス、F T T Hインターネットサービス、I P電話等が含まれる。第1章を参照。いわゆるオプションサービス（第2節（6）の付随有償継続役務）は、書面交付義務対象である電気通信役務の契約（変更契約・更新契約を含む）の成立に併せてその加入又は変更をした場合に当該電気通信役務の契約書面への記載が必要となるが、それ単体の加入又は変更があった場合は、それ自体が対象役務として指定されている場合（例：I P電話や公衆無線L A Nの場合）を除き、本法による書面交付義務が生じるものではない。

「本法による書面交付義務が生じるものではない。」とは、法律上の義務は発生しないということであって、実務運用上必要な事務処理は事業者判断による実施されて然るべきである。

(2) 契約書面の交付をすべき者（法第26条の2第1項）

電気通信役務契約を締結した電気通信事業者である。説明義務と異なり、媒介等業務受託者に義務が課されるものではない。ただし、媒介等業務受託者による書面交付については、媒介等業務受託者に対する指導等の措置（第7章）によるルールがある。

法第26条の2（書面の交付）

電気通信事業者は、前条第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約が成立したときは、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、書面を作成し、これを利用者（電気通信事業者である者を除く。以下この条及び次条において同じ。）に交付しなければならない。ただし、当該契約の内容その他の事情を勘案し、当該書面を利用者に交付しなくても利用者の利益の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして総務省令で定める場合は、この限りでない。

(3) 契約書面の交付を受ける者

電気通信役務契約を締結した利用者であるが、説明義務同様に、電気通信事業者は含まれない。また、法人その他の団体である利用者については、法人契約に該当する場合に、適用除外となる。

(4) 書面交付義務が適用されない場合（施行規則第22条の2の4第6項）

① 法人契約（第1号）

第2章第1節（4）①を参照。

② 自動締結契約（第1号）

第2章第1節（4）②を参照。

③ 都度契約の場合（第1号）

第2章第1節（4）③を参照。

④ 相当の書面を事前交付した場合（第2号）

初期契約解除が適用されない契約の場合に、説明義務により料金等の提供条件について説明する時から契約成立までの間に、既に契約書面に相当する書面（記載事項など契約書面に関する規律に従って作成した書面）を交付した場合は、改めて契約成立後に契約書面を交付する必要はない。また、電子交付の承諾の方法と同様の方法により利用者の明示的な承諾を得た上で、説明義務の説明時から契約成立時までにおいて契約書面の内容を電子交付した場合も、同様に改めての交付は不要である。

なお、初期契約解除が適用される場合は、この限りでなく、原則どおり契約成立後に契約書面を交付し、それにより初期契約解除が可能な期間を確定させることが必要である。

⑤ 2以上の電気通信事業者が交付すべき場合で、いずれか一方の事業者がまとめて交付した場合（第3号）

例えば、接続・共用関係契約（第2章第1節（4）④参照）の場合で、いずれか一方の事業者がまとめて契約書面を作成し、交付した場合が該当し、そうした場合にはもう一方の事業者が改めて契約書面を作成・交付する必要がないことが為念的に定められている。

⑥ 一部の変更契約・更新契約（第4号）

第4節を参照。

第2節 契約書面の記載事項（施行規則第22条の2の4第1項及び第2項）

次の事項について個別の契約の内容が明らかになるよう記載しなければならない。

（施行規則第22条の2の4第1項）

施行規則第22条の2の4第1項（書面の交付）

対象契約が成立したときに法第二十六条の二第一項の規定により作成する書面（以下この条において「契約書面」という。）には、対象契約及びこれに付随する契約の内容を明らかにするための事項であつて次に掲げるものを記載しなければならない。

※下線の意味については、第3節（2）を参照。

（下線/破線項目は、一覧性を持った形で一つの書面に記載することが求められている。）

（1）書面の内容を十分に読むべき旨（第1項第6号）

六 契約書面の内容を十分に読むべき旨

例えば書面の冒頭に「契約内容に関する重要なお知らせです。十分にお読みください」のような記載をすることが考えられる。

（2）基本説明事項（媒介等業務受託者の名称、連絡先等を除く。）（第1項第1号）

一 基本説明事項（前条第一項第二号及び第四号に掲げる事項を除く。）

具体的には次の事項を指す。各事項の内容は、説明義務の解説を参照。

- ① 電気通信事業者の氏名又は名称（名称等）
- ② 電気通信事業者の連絡先（電話連絡先の場合は受付時間帯含む。）
- ③ 電気通信役務の内容（次の事項を含む。）
 - ・ 名称
 - ・ 種類
（説明義務同様に施行規則別表のどの区分に当たるか分かるように記載）
 - ・ 品質
 - ・ 提供を受けることができる場所
 - ・ 緊急通報に係る制限
 - ・ 青少年有害情報フィルタリングサービス
 - ・ その他の利用制限（帯域制御等）
- ④ 通信料金
- ⑤ その他の経費
- ⑥ 期間限定の割引の条件
- ⑦ 契約解除・契約変更の連絡先及び方法
- ⑧ 違約金額、その他契約解除・契約変更の条件等

(3) 契約を特定するに足りる事項 (第1項第2号)

二 対象契約の成立の年月日、利用者の氏名及び住所その他の当該対象契約を特定するに足りる事項

契約者氏名・住所や契約者番号など、問合せ等の際にそれを用いることにより契約を特定できる情報を記載することが**必要である**。

(4) 料金支払の時期・方法に関する説明 (第1項第3号)

三 基本説明事項に係る電気通信役務に関する料金の支払の時期及び方法又はこれらの見込み

通信料金の支払の時期や方法について「口座振替による支払、毎月〇日引き落とし」のように具体的に記載するか、又はその見込みについての説明を記載することが**必要である**。

(5) サービス提供開始の予定時期に関する説明 (第1項第4号)

四 基本説明事項に係る電気通信役務の提供の開始の予定時期 (当該電気通信役務が法第二十六条第一項第一号に掲げる電気通信役務であり、かつ、対象契約が書面解除を行うことができるものであるときは、開始する日又は開始を予定する日)

電気通信役務の提供の予定時期について、「〇月〇日提供開始予定」のように具体的に記載するか、又は「提供開始のための工事についてはおおむね〇日以内に実施し、工事日は別途御連絡します」等、その見込みについての説明を記載することが必要である。見込みを記載する場合であっても、初期契約解除が適用される移動通信役務の場合は、提供開始日が初期契約解除可能な期間の確定に関わるため、具体的な日についての記載 (〇日後見込み、〇月〇日見込み等) が**必要である**。

(6) 付随有償継続役務の内容を明らかにするための次の事項 (第1項第5号)

五 対象契約を締結した電気通信事業者が、有償で継続して提供される役務 (以下「有償継続役務」という。) であつて付加的な機能の提供に係るものを提供する場合又は当該電気通信事業者が当該対象契約の締結に付随して有償継続役務 (商品を継続して供給することを内容とする場合を含む。以下同じ。) の提供に関する契約の締結若しくはその媒介等をした場合は、これらの有償継続役務の内容を明らかにするための事項 (次に掲げるものを含む。)

① 名称 (イ)

② 料金その他の経費 (ロ)

③ 期間限定の割引の条件 (ハ)

④ 契約解除・契約変更の条件等 (ニ)

⑤ 電気通信役務の本体部分と契約解除・契約変更の連絡先及び方法が異なる場合はその連絡先及び方法 (ホ)

いわゆるオプションサービスに関する記載事項である。上記①から⑤までに列挙されている事項は記載が必須であるが、これだけではサービスの内容が明らかにならない場合、例えば「オプション A」という名称になっておりそれだけでは何のサービスが分からない場合は、併せてサービスの内容を説明する記載が**必要である**。

ここでの記載対象となる付随有償継続役務とは、電気通信役務の契約の締結に付随して電気通信事業者が契約締結し又は媒介等する有償継続役務及び有償継続役務である付加的な機能を指す。「有償」とは、その役務の

利用のために、電気通信役務の本体部分（付加的な機能を除いた部分）とは別途となる追加的な対価を利用者が支払わなければならないことを指し、恒常的に有料で提供されるもののほか、一定期間は無料で提供された後に有料になる形態も含む。「継続」とは、月額での料金設定等により、一度加入すればその役務を利用できる状態が続くことを指し、役務の利用の都度加入又は契約が必要となる1回限りのサービスや物品の単純な売買は該当しない。ただし、定期的に商品を届ける等、商品を継続して供給するサービスは該当する。

付随有償継続役務の具体的な例は、次のとおりである。

付加的な機能	【移動・固定共通】 ・留守番電話 ・転送電話 ・SMS機能（通常はMVNOの付随） 等
通信系	【移動・固定共通】 ・公衆無線LAN ・IP電話（移動系は通常MVNOの付随） 【主に移動系】 ・位置検索、リモートロック 【主に固定系】 ・ホームページ容量追加 等
コンテンツ、アプリ系	【移動・固定共通】 ・動画配信、音楽配信 ・モバイル機器用アプリ 【主に固定系】 ・緊急地震速報 等
セキュリティ、サポート系	【移動・固定共通】 ・遠隔サポート ・セキュリティ確保サービス 【主に移動系】 ・端末補償プログラム 【主に固定系】 ・PCプロテクション ・訪問サポート 等
その他	【主に移動系】 ・クレジットサービス ・保険 【主に固定系】 ・総合生活サポート ・ネット宅配サービス 等

注1 携帯電話端末の販売（割賦販売や個別信用購入あっせん契約による販売を含む。）は通常該当しない。

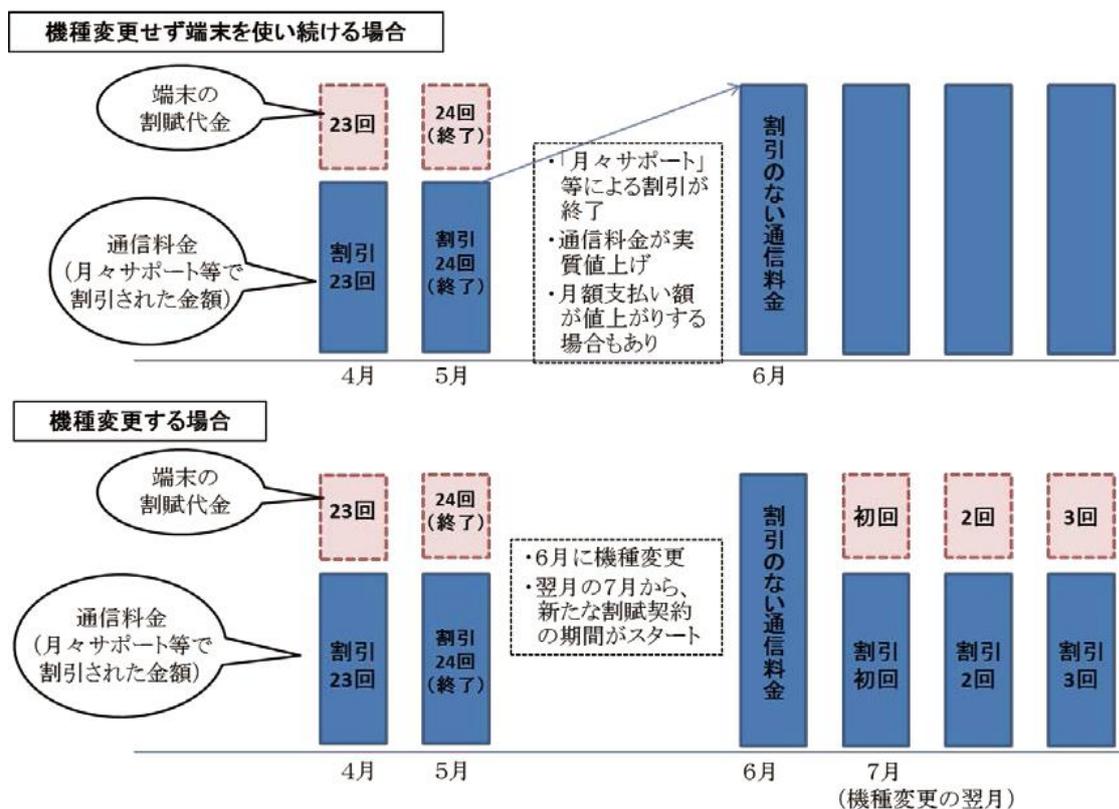
注2 他の書面交付義務対象の電気通信役務であって一体的に販売されるもの（例：携帯電話サービスとセット販売される固定インターネットサービス）や一体的に販売される他業種の役務（第2章第2節（14）参照）については、基本的に該当すると考えられるが、その記載方法は第3節（2）④を参照。

なお、「オプション」の名称が仮に付されていても、電気通信役務の本体部分の料金その他の経費や速度・通信制限に影響を与えるもの（例：料金割引がされるもの、データ使用量の上限を緩和するもの）は、ここでいう有償継続役務に当たらず、本体部分として説明義務の対象であり、契約前の説明が必要となるほか、契約書面では基本説明事項として記載が必要である。

(7) 複雑な割引の仕組みについての図示（第2項第1号）

他の契約の締結を条件として、又は付加的な機能若しくは他の役務の提供を条件として、期間限定の割引をする場合は、割引中及び割引終了後の割引後料金額（その他の経費を含む。）がどのように変化するかと、それに加えて支払総額がどのように計算されるかの方法を図示しなければならぬ。割引に関する内容は、基本説明事項に既に含まれる内容であるが、契約書面への記載の場合は、その内容を充実させなければならないとする趣旨である。具体的には、携帯電話サービスにおいて端末の購入を条件として通信料金の割引を2年間行う場合が例えば想定される。

図示の例は、次のとおりである。



※「図示」については「表」による記載でも可。本件の趣旨は、利用者に対して料金の変動をわかり易く伝えること。

(8) 初期契約解除制度に関する事項（第2項第2号）

初期契約解除制度が適用される場合は、次の事項の記載が**必要である**。

- ①初期契約解除が可能な旨（イ）
- ②初期契約解除が可能な期間（ロ）
- ③制度に関する不実告知がされた時の取扱い（ハ）

法第26条の3第1項括弧書に規定されている内容を指し、電気通信事業者等が初期契約解除制度に関して不実のことを告げたことにより利用者が告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによって8日間を経過するまでに契約を解除しなかった場合、改めて初期契約解除を行うことができる旨を記載して交付した書面（不実告知後書面）を受領した日から起算して8日間を経過するまでの間であれば契約を解除できる旨のことである。

法第26条の3第1項括弧書

（利用者が、電気通信事業者又は媒介等業務受託者が第二十七条の二第一号の規定に違反してこの項の規定による当該契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによつて当該期間を経過するまでの間にこの項の規定による当該契約の解除を行わなかった場合には、当該利用者が、当該電気通信事業者が総務省令で定めるところによりこの項の規定による当該契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日間を経過するまでの間）、書面により当該契約の解除を行うことができる。

「電気通信事業者等が初期契約解除制度に関して不実のことを告げた」とは、例えば、初期契約解除制度を書面に記載しなかった場合や、事業者の説明により消費者が事実誤認をしてしまうような事実ではないことを告げ、それにより消費者が初期契約解除制度の行使ができなかった場合を指す。（事業者による対価請求も可）

④契約解除を求める書面の送付の宛先等の標準的手順（二）

利用者が初期契約解除をしようとする際に参考とできるよう、例えば契約解除を求める書面の宛先や当該書面の記載例など、初期契約解除の標準的な手順について記載をする**必要がある**。当該書面を差し出した日が記録される方法で送付することが望ましい旨の説明を加えることも差し支えない。なお、本項目はあくまで、利用者の初期契約解除権の行使を助けるための記載を求めるものであり、これにより記載された手順を遵守する義務が利用者に生じるわけではない。すなわち、記載内容にかかわらず、契約解除を求める書面が8日間経過するまでに発送さえされればその時点で初期契約解除が有効となることに変わりはない。

⑤法26条の3第2項から第4項までの事項（ホ）

（ア）初期契約解除が、契約解除を求める書面を発送した時に効力を生じる旨、（イ）初期契約解除に伴い、対価請求額として認められた範囲を除いて、損害賠償又は違約金その他金銭等を請求されることがない旨、及び（ウ）既に金銭等を電気通信事業者が受領している場合は、対価請求額を除き利用者に返還する旨のことである。

⑥初期契約解除時に利用者が支払うべき額の算定方法（へ）

対価請求額が提供を受けた電気通信役務等の対価、事務手数料及び既に工事が実施された場合の工事費から構成される旨に加え、それぞれの費目について具体額を算定する方法のことである。

「具体額を算定する方法」に関し、利用者は初期契約解除制度をクーリングオフ制度と混同してしまう可能性が非常に高い。従って、「対価請求」については丁寧な説明と制度の記載が重要になる。クレームに繋がる要素になるので十分な配慮が必要である。

⑦特定解除契約がある場合はその契約の解除に関する事項（ト）

特定解除契約とは、電気通信役務契約の締結に付随して締結された他の契約であって初期契約解除をしても自動的に契約解除されない契約のことであり、電気通信役務と一体的に販売される異業種のサービスの契約、固定インターネットサービスと携帯電話サービスが一体的に販売されたときの携帯電話サービス、確認措置が適用されない移動通信サービスと一体的に販売された端末の契約等が基本として想定される。特定解除契約がある場合は、自動的に契約解除されない契約がある旨及び当該契約を解除するための方法（例：別途、カスタマーセンターに連絡して解除手続が必要）の記載を**しなければならない**。

（9）確認措置に関する事項（第2項第3号）

確認措置を講じている場合には、次の事項の記載が必要となる。

- ①説明義務での説明事項（第2章第2節（12）を参照）
- ②利用場所状況及び法令等遵守状況の確認の手順
- ③確認後それらの状況が不十分と認めた場合の申出の手順
- ④利用場所状況又は法令等遵守状況を理由として契約解除される条件
- ⑤関連契約の範囲及びそうした関連契約が全て解除される旨
- ⑥当該契約解除に伴い利用者が支払うべき額の算定方法
- ⑦その他、利用者が確認措置を利用するために明らかにしておくことが必要と考えられる事項

（10）経済上の利益の提供に関する事項（第2項第4号）

通信料金その他の経費の割引に相当し、あるいは、契約変更又は契約解除の条件等に影響する経済上の利益が、利用者を誘引するための手段として提供される場合は、その内容・条件等を記載することが**必要である**。

具体例は、次のとおりである。

経済上の利益の例	記載が求められる内容
① 電気通信事業者の提供するキャッシュバックや特典ポイントであって、通信料金その他の経費の支払に使用できるなど、通信料金その他の経費の割引に相当するもの	(ア) キャッシュバックや特典ポイントの額 (イ) キャッシュバックや特典ポイントが取り消され、又は変更される条件がある場合は、その内容 (ウ) キャッシュバックや特典ポイントを実際に受け取るために特定の方法が準備されているのであれば、その内容 (例：キャッシュバックを受けるために必要な情報が〇〇の時期に特定のメールアドレス宛に送付される予定)
② 端末代金の割引であって、電気通信役務契約を変更し、又は解除すると取り消され、変更され、又は違約金が生じるもの	(ア) 割引の額 (イ) 割引が取消し・変更となり、又は違約金が生じる条件の内容（例：1年以内に通信契約を解除した場合に〇〇円の違約金）

ただし、上表にかかわらず、例えばキャッシュバックがその場で交付され、その提供について条件も付されない場合は、その提供をした旨が明らかになっていれば十分と考えられる。

第3節 記載・交付方法

(1) 文字の大きさ（施行規則第22条2の4第4項）

日本工業規格Z 8305 に規定する8ポイント以上の大きさを記載**しなければならない**。

(2) 一覧性・一体性の確保

契約の内容が明らかにされていることを確保する（施行規則第22条の2の4第1項柱書）という観点から、原則として、次のとおり、一覧性・一体性を確保して記載し、交付することが求められる。

一覧性・一体性の確保については、利用者が「自分の契約内容がわからない。」とか「たくさんの書類があってどこに何が記載されているかわからない。」といった声に応えることが主旨で、そうした観点からは事業者にも利用者にもメリットがあることではあるが、実務上非常に困難であることも確かである。従って、出来得る限りの一覧性をもって一体性を確保するよう努力することが必要で、書類が複数枚になることは避けられなくても、インデックスを付ける等して、利用者が「どういった書類を持っていて、どの書類を見れば何がわかるか」を“自分で検索できる”よう心がけることが必要である。

- ① 各記載事項のうちの主要内容（第2節において破線下線の付したものの概要及び実線下線を付したもの）については、一覧性を持った形で一つの書面に記載するものとする。それ以外の事項については、別紙（重要事項説明書等も可）による旨を記載した上で、同封する、同時に交付する等により、利用者から見て一体性を保つ形での交付とする。

- ②一覽性確保の観点から、主要内容のうち同一の事項又は類似する性質の事項は、その全体像が利用者に明らかになるよう、特段の事情のない限り、一カ所にまとめて記載することが求められる。例えば、通信料金とその割引及び機器レンタル料は、一葉の書面の中でまとめて記載することが求められる。各種オプションサービス（説明事項に当たるものを除く。）についても、特段の事情がない限り、一カ所にまとめて記載することとする。
- ③一覽性確保の観点から、特段の事情のない限り、主要内容は表形式で記載する。
- ④電気通信事業者が提供又は媒介等する付随有償継続役務（第2節（6））について、利用者にとって全く別の契約であることが明らかである場合で、法令により提供元事業者が第2節（6）の記載事項を含む書面を交付することが義務付けられているときは、契約の性質に応じ、一覽性の観点からは名称等最低限の記載をするとともに、一体性を確保して交付することも差し支えない。特に、セット販売で他の業種の役務が一体的に販売される場合（第2章第2節（14）参照）や他の書面交付義務対象の電気通信役務が一体的に販売される場合（例：携帯電話サービスとセット販売される固定インターネットサービス）がこれに該当する。ただし、そうしたセット販売により通信料金の割引がされるなど電気通信役務契約の主要内容が影響を受ける場合には、その部分については、他の主要内容とともに、一覽性を持った形で記載することが求められる。

「契約の性質に応じ・・・」とは、オプションサービスが別契約の場合に、その別契約が、セット販売の1サービスや、他の書面交付対象サービスであるといった“本体サービスとの関係が異なる”場合を指し、この場合は、一覽性の確保については当該交付書面に「サービス名称等最低限の記載」をすればよく、他の内容は別の書類を“同封して一体性を確保すればよい”と解釈する。

（3）契約書面の例

以上の基本的遵守事項を踏まえた契約書面の望ましい例は次のとおりである。

（一覽性の部分のみ。初期契約解除に関しては主要内容以外の内容を含む。）

注：実際に交付する書面においては、8ポイント以上の大きさの文字で記載しなければならない。

【表 面】

ご契約の内容

契約内容に関する重要なお知らせです。十分にお読みください。

契約事業者：〇〇〇株式会社
(■電気通信事業者の氏名又は名称)

※印の事項については、同封の別紙もご覧ください。

契約者情報 (■契約を特定するに足りる事項)	契約者番号	*****
	契約成立年月日	平成〇年〇月〇日
	契約者名	△△ △△
	住所等	東京都千代田区……
主要なサービスの内容 (■電気通信役務の内容)	・基本料金プラン 〇〇サービス Aコース(光ファイバーインターネット) (※) 【別紙記載(例)】このサービスは本サービスは、最高伝送速度毎秒〇〇メガビットにより、インターネットに接続するサービスです。本サービスは、いわゆるベストエフォート型であり、通信の混雑状況やお客様のご利用環境等によって、速度が低下することがあります。また、ご利用の状況によっては、速度、通信量等を一時的に制	
主要なサービスの料金・経費 (■利用者に適用される料金・料金に含まれていない経費の内容)	特記ない限り消費税込みとなります。	
	【固定系の例】	
	サービス利用基本料	月額〇, 〇〇〇円
	通話料	〇円/〇秒
	光回線終端装置レンタル料	月額〇, 〇〇〇円
	事務手数料	〇, 〇〇〇円(初回のみ)
	【移動系の例】	
	基本料金プラン	月額〇, 〇〇〇円
	通話料	〇円/〇秒
	データ通信割引サービス	月額〇, 〇〇〇円
事務手数料	〇, 〇〇〇円(初回のみ)	
■契約変更・解約の条件等 (違約金の額)	・ご利用期間は、2年間です。期間内に解約された場合、違約金〇〇円が発生します。 解約可能な期間は、〇年〇月の1ヶ月間で、その間に解約のお申し出をいただかない場合は、2年間更新されます。(※) ・上記金額のほか、導入時に工事費〇, 〇〇〇円が別途必要となります。工事費は月額〇, 〇〇〇円の2ヶ月払いにより請求されます。(固定系) (※) ・ご解約の際、レンタル機器の返却に要する送料(〇, 〇〇〇円程度)は、お客様のご負担となります。(※)	
■期間限定の割引の実施期間その他割引条件	キャッシュバック予定額	〇, 〇〇〇円
	利用開始後12ヶ月目にキャッシュバックのご案内をお送りします。(※)	
	家族割	月額割引額〇, 〇〇〇円
	サービス利用基本料については、契約締結日が含まれる月及びその後の2ヶ月は割引料金が適用され、月額〇, 〇〇〇円となります。(※)	
	端末セット割引	月額割引金額〇, 〇〇〇円
	端末購入により、2ヶ月間は通信料金から上記金額を割引します。割引が終了した後は、割引のない通信料金が適用されます。(※)	
注：別紙において割引の仕組みの図示が必要		
■契約変更・解約の連絡先及び方法	・〇〇〇〇(株)カスタマーセンター 電話：0120-123-xxxx (受付時間：平日9:00~19:00、土日祝日9:00~17:00) ウェブページ：http://www.xxx.co.jp/customer ・ウェブページで契約変更・解約を行う場合には、別途送付するID、パスワードが必要です。当該ID及びパスワードをお忘れの際には上記カスタマーセンターまでお問い合わせ下さい。	

【裏面】

<p>■有料オプションサービスの内容</p>	<p>【固定系の例】</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="569 353 836 409">I P 電話サービス</td> <td data-bbox="841 353 1351 409">月額基本料〇〇円、市内通話〇〇円/分、携帯電話・PHS宛通話〇〇円/分、解約費用なし（※）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="569 416 836 472">ウイルス・セキュリティチェックサービス</td> <td data-bbox="841 416 1351 472">月額〇〇円、当初1ヶ月無料、解約費用なし（無料期間内に解約されなかった場合には、料金が発生します。）（※）</td> </tr> </table> <p>【移動系の例】</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="569 506 836 539">データ通信容量増量サービス</td> <td data-bbox="841 506 1351 539">月額基本料〇〇円、解約費用なし（※）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="569 546 836 602">音楽配信サービス</td> <td data-bbox="841 546 1351 602">月額〇〇円、当初1ヶ月無料、解約費用なし（無料期間内に解約されなかった場合には、料金が発生します。）（※）</td> </tr> </table> <p>・連絡先 △△(株)カスタマーセンター 電話：0120-456-xxxx (受付時間：平日9:00～19:00、土日祝日9:00～17:00) ウェブページ：http://www.xxx.co.jp/customer ・ウェブページで契約変更・解約を行う場合には、別途送付するID、パスワードが必要です。当該ID及びパスワードをお忘れの際には上記カスタマーセンターまでお問い合わせ下さい。</p>	I P 電話サービス	月額基本料〇〇円、市内通話〇〇円/分、携帯電話・PHS宛通話〇〇円/分、解約費用なし（※）	ウイルス・セキュリティチェックサービス	月額〇〇円、当初1ヶ月無料、解約費用なし（無料期間内に解約されなかった場合には、料金が発生します。）（※）	データ通信容量増量サービス	月額基本料〇〇円、解約費用なし（※）	音楽配信サービス	月額〇〇円、当初1ヶ月無料、解約費用なし（無料期間内に解約されなかった場合には、料金が発生します。）（※）
I P 電話サービス	月額基本料〇〇円、市内通話〇〇円/分、携帯電話・PHS宛通話〇〇円/分、解約費用なし（※）								
ウイルス・セキュリティチェックサービス	月額〇〇円、当初1ヶ月無料、解約費用なし（無料期間内に解約されなかった場合には、料金が発生します。）（※）								
データ通信容量増量サービス	月額基本料〇〇円、解約費用なし（※）								
音楽配信サービス	月額〇〇円、当初1ヶ月無料、解約費用なし（無料期間内に解約されなかった場合には、料金が発生します。）（※）								
<p>■サービス提供開始の予定時期</p>	<p>工事が完了次第、ご利用いただけます。工事日については、別途ご案内をお送りします。工事の目安の時期については、お問い合わせください。</p>								
<p>■初期契約解除制度の案内</p>	<p>本契約により締結した電気通信役務は、初期契約解除制度の対象です。（※）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本書面をお客様が受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面により本契約の解除を行うことができます。この効力は書面を発送した時生じます。 2. この場合、お客様は①損害賠償若しくは違約金その他金銭等を請求されることはありません。②ただし、本契約の解除までの期間において提供を受けた電気通信役務の料金、事務手数料及び既に工事が実施された場合の工事費は請求されます。当該請求に係る額は、本書面に記載した額となります。③また、契約に関連して弊社が金銭等を受領している際には当該金銭等（上記②で請求する料金等を除く。）をお客様に返還いたします。 3. 音楽配信サービスに加入している場合は、初期契約解除とは別途で解約手続きが必要です。 4. 事業者が初期契約解除制度について不実のことを告げたことによりお客様が告げられた内容が事実であることの誤認をし、これによって8日間を経過するまでに契約を解除しなかった場合、本契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間であれば契約を解除することができます。 5. 【本件についてのお問い合わせ先・書面を送付いただける宛先】 〒〇〇〇-〇〇〇 東京都江東区...△△(株)カスタマーセンター (電話：03-◇◇◇-□□□) <p><書面による解除の記載例></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="598 1456 906 1792" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">〇〇〇株式会社〇〇行</p> <p style="text-align: center;">〒住所 △△契約者名(フリガナ) 電話番号</p> </div> <div data-bbox="997 1456 1305 1792" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">契約書交付日 平成〇年〇月〇日</p> <p style="text-align: right;">① 販売店 ② 販売店住所 ③ 電話番号 ④ 電気通信役務名 ⑤ 契約金額 〇〇円</p> <p style="text-align: right;">右記契約を解除します。</p> </div> </div>								
<p>■料金の支払い時期・方法に関する説明</p>	<p>お支払い方法：クレジットカード一括払い。 毎月〇日に請求させていただきます。</p>								
<p>■電気通信事業者の連絡先 (電話連絡先の場合は受付時間帯を含む)</p>	<p>・〇〇〇〇(株)カスタマーセンター 電話：0120-123-xxxx (受付時間：平日9:00～19:00、土日祝日9:00～17:00) ウェブページ：http://www.xxx.co.jp/customer</p>								

(4) 継続的な改善等

契約書面の記載方法及び交付方法については、改正電気通信事業法の施行時点（平成 28 年（2016 年）5 月 21 日）において各事業者が実施するもので最終的な完成とすることなく、本ガイドライン、利用者の反応、サービスの内容の変化、他の業界での利用者への情報提供の優良事例などを参照して、継続的な改善に努めることが望ましく、また、そうすることが制度上も想定されている。例えば、特に中小規模の電気通信事業者が施行時点では（2）の①から④までに掲げる記載方法を完全に実施することが難しかった場合は、法令の定める記載事項が漏れなく記載されることを確保しつつ、記載方法は施行後半年程度かけて改善し完全実施に至ることが望ましい。規定上も、記載方法については、改正電気通信事業法の施行時点（平成 28 年（2016 年）5 月 21 日）で現に提供されている電気通信役務のうち一定の範囲について、施行規則附則により、経過措置が設けられている。

上記（4）の経過措置は以下の通り。なお、「施行日から 6 カ月」とは“11 月 20 日”を指す。

附 則（平成二八年三月二九日総務省令第三〇号）（施行期日）**※以下抜粋して簡易的表現に変更**

1 1 新施行規則別表に掲げる種類の区分ごとの平成二十七年九月末における当該対象電気通信役務の利用者の数が百万未満である場合における当該区分に該当するものについては、「期間拘束自動更新付き契約の契約更新月に関する事業者からのプッシュ通知」については、施行日から起算して六月を経過する日までの間、適用しない。

1 2 書面交付義務における文字の大きさについては、当分の間、「八ポイント」規制を「七ポイント」とする。

1 3 利用者からの電話による申出により契約の一部の変更又は当該契約の更新をする場合においては、説明及び書面交付義務における電子書面については、当分の間、次の通りとする。

- ① 利用者からの電話による申出の都度、電磁的方法により記載事項等を提供することについて、あらかじめ、当該利用者に説明し、了解を得ること。
- ② 前号の了解を得た場合において、書面（磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体を含む。） 、電子メール又は電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法により当該了解があつた旨を通知すること。
- ③ 利用者が第一号の了解を取り消したときは、遅滞なく、記載事項等を記載した書面を交付すること。

第4節 変更・更新時の書面交付（施行規則第22条の2の4第3項）

施行規則第22条の2の4第3項

3 第一項の規定にかかわらず、変更契約又は更新契約が成立した場合において、同項各号に掲げる事項であつて前項各号に定める基準に適合するもの（第五項において「基本記載事項」という。）の変更がされたとき（次に掲げる場合を除く。）は、当該変更の内容（当該変更契約又は更新契約が書面解除を行うことができるものである場合は、当該変更の内容及び書面解除に関する事項であつて前項第二号に定める基準に適合するもの）並びに当該変更のされた既契約に係る第一項第二号に掲げる事項及び同項第六号に掲げる事項を記載しなければならない。

変更契約又は更新契約により、第2節で解説した記載内容に変更があった場合は、その変更の内容、変更された既契約の契約特定事項（第2節（3）参照）及び書面の内容を十分に読むべき旨（第2節（1）参照）を記載して交付することが**必要である**。変更されない部分についての記載の義務までは課せられないが、変更後の全体の契約内容（付随有償継続役務の契約内容を含む）についても、利用者向けのポータルサイト等で情報を更新すること、要望に応じて新規契約時と同様の書面を交付すること等により、確認できるようにすることが望ましい。

また、変更契約・更新契約であっても、第2節で解説した記載内容に変更がなければ書面交付義務は生じないが、それ以外にも、次のいずれかの変更のみを行う変更契約・更新契約には、例外として書面交付義務が課せられない。

① 利用者の利益の保護に支障を生じさせない軽微な変更（第1号）

例えば契約特定事項のうち利用者住所の変更をするものが該当する。

② 付加的な機能に係る変更（第3号）

付加的な機能を追加し、解除し、又は変更するものが該当する。その他の付随有償継続役務に関する変更のみがされた場合も、当該付随有償継続役務自体が電気通信役務として書面交付対象である場合（例：公衆無線LAN）を除き、本法の書面交付義務の対象とまではならない。

③ 電気通信事業者の申出により利用者に有利な変更のみがされた場合（第2号）

他の提供条件を変えずに、料金の値下げをする契約、速度を向上させる契約等である。

なお、変更契約・更新契約について書面交付しなければならない場合に当該契約に初期契約解除が適用されるときは、初期契約解除に関する事項（第2節（8）の事項）の記載が併せて**必要である**。

変更契約・更新契約に初期契約解除が適用される場合の取扱いは、本ガイドライン第4章第5節に以下の通り記載されている。（**一部簡易的表現に変更**）

変更・更新契約において、初期契約解除が適用される場合、電気通信事業者には変更・更新前の契約内容を回復する義務が生じると考えられ、元々の契約全体を解除する義務までは生じないと考えられる。利用者が支払うべき額の上限は、変更・更新の場合について特に定められる工事費用を除いて、新規契約の初期契約解除の場合と同じである。

第5節 情報通信の技術を利用する方法（電子交付方法）

物理的な契約書面の交付に代えて、電磁的方法で契約書面の記載内容を交付する場合（電子交付）については、次のとおりである。

（１）利用者の明示的な承諾の取得

（法第26条の2第2項、施行令第2条第1項、施行規則第22条の2の5第2項及び第22条の2の5の2）

電子交付をしようとするときは、あらかじめ、電気通信事業者が使用しようとする電子交付方法の種類及び内容を利用者に提示して、書面、SMSを含む電子メール、ウェブページ又は記録媒体（承諾する旨を記録した記録媒体の受領）により、利用者の明示的な承諾を得なければならない。その際、利用者に提示すべき電子交付方法には、使用されることとなるファイルの形式（例：PDF形式でありAdobe Readerで閲覧可能な旨。複数あり得る場合は列挙も可。）も含まれる。

電話や口頭のみでの承諾取得は、認められない。（ただし、改正電気通信事業法の施行時点（平成28年（2016年）5月21日）で既に契約している利用者から電話で変更契約又は更新契約の申出を受けた場合については施行規則附則により経過措置が設けられている）また、明示的な承諾であるので、署名、クリック等により利用者から能動的な意思表示を受ける必要があり、さらに、その意思表示を受けるに当たっては、承諾取得の対象範囲（承諾により電子交付するサービスの範囲等）を平均的な消費者が理解できるようにすることが**必要である**。

なお、電子交付はあくまで利用者の意向に沿って書面の代替とできる方法であり、電子交付のみしか選択肢がないとして承諾を求めることは、不適切である。ただし、ウェブページによる通信販売で利用者の能動的なアクセスを受けて契約する場合など、サービスの性質等に応じ、物理的な書面交付を利用者が要望する場合は応じることとした上で、デフォルト（既定）の選択肢を電子交付とすることは問題ない。しかしながら、電子交付の承諾が得られなかった場合に、物理的な書面交付のため利用者に過度の負担を求めることは不適切であり、例えば契約書面の交付のために店舗への来店を求めることや、利用者に印刷費・郵送費の負担を求めることも不適切である。

【望ましい例】

- ・ウェブページに、読みやすい書体により容易に認識できる形で、電子交付の選択が可能である旨、電子交付方法及び電子交付するサービス・契約等の範囲を示し、物理的な書面交付の選択肢との間で選べるようにした上で、同意ボタンのクリックにより承諾取得とすること。

【不適切な例】

- ・消費者に通常提示することがない契約約款等にそのサービスは原則として電子交付する旨を記載したことをもって、承諾取得とすること。
- ・承諾を求める電子メールを送信するが、その返信がないことをもって承諾取得とみなすこと。
- ・電子交付の承諾を得られなかった場合に、物理的な契約書面を交付するために、唯一の書面受領の方法として指定した店舗への来店を求めることや、そのためだけに利用者に印刷費・郵送費の負担を求めること。

承諾取得の時期は、電子交付の前であれば特段の定めはなく、例えば、説明義務による契約前の説明時に取得することや、新規契約時に今後生じ得る変更契約や更新契約についても電子交付していくことについて承諾を得ることも可能であるが、上述のとおり、承諾取得のそうした対象範囲は平均的な消費者が理解できるようになっている**必要がある**。

(2) 承諾の撤回（施行令第2条第2項）

電子交付について利用者の承諾を得た場合であっても、当該利用者から書面、SMSを含む電子メール等の承諾取得に用いることが認められている方法（承諾取得に実際に使用した方法と同一である必要はない。）により、電子交付を受けない旨の申出があった場合には、原則通りの物理的な契約書面の交付を行う必要がある。ただし、既に電子交付が完遂されている場合は、改めて交付する義務までは課せられていない。また、事業者側の都合により、利用者の電子交付の承諾にかかわらず、電子交付をせずに物理的な契約書面の交付を行うことも妨げられてはいない。しかしながら、いずれにせよ、本ガイドライン記載の基本的遵守事項に従いつつ、サービス提供に支障を生じない範囲において、利用者の意向をなるべく尊重し、その理解を得るよう努力する形で契約内容の情報提供をすることが望ましい。

(3) 電子交付方法（施行規則第22条の2の5）

施行規則第22条の2の5

5 次条第一項第二号又は第三号に掲げる方法により記載事項（基本記載事項又は第三項の規定により記載すべき事項をいう。以下この条及び次条において同じ。）を提供する場合は、令第二条の規定に準じて利用者の承諾を得て、当該記載事項を記載した契約書面の交付に代えて、電子計算機に備えられたファイルであつて当該記載事項が記録されたものを閲覧するために必要な情報及びそれに関する説明（以下この条において「閲覧情報」という。）を記載した契約書面を交付すれば足りる。

次の方法で電子交付が可能である。いずれの方法であっても、その電子交付が契約書面の交付に代えて行われる重要なものであることを利用者が確実に分かるようにしなければならない。（例：ウェブページに掲載する場合に、「重要な契約書面の内容が掲載されています。十分にお読みください。」旨をウェブページの上部に画像で表示する。）

また、契約内容が消費者にとって明らかになることを確保するため、物理的な書面交付と同様に、主要内容については一覧性を保ちつつ、全体としては一体性を有した形で閲覧可能なようにすることが求められるとともに、多くの端末・ブラウザ等では8ポイント相当以上の大きさで表示されるようにすることが求められ、さらに、ファイルの形式（例：PDF形式でありAdobe Readerで閲覧可能な旨など）についても、それが一見して分からない場合には、情報提供が求められる。

①電子メールの送信（施行規則第22条の2の5第1項第1号）

一 電子メールを送信する方法であつて、利用者が当該電子メールの記載事項に係る記録を出力することによる書面を作成することができるもの又は前条第五項の規定による契約書面の交付に代えて、当該契約書面に記載すべき閲覧情報を記録した電子メールを送信する方法

電子メールの本文に、契約書面への記載が義務付けられている内容（記載事項）を記載し、又は電子メールに添付するファイルに記載事項を記載して、これを利用者へ送信する方法である。記載事項は、印刷可能である必要がある（SMSを利用する場合には④を参照）。

②ウェブページへの掲載（施行規則第22条の2の5第1項第2号又は第3号）

二 電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供し、及び記載事項を当該ファイルに記録する旨若しくは記録した旨を当該利用者に通知し、又は当該利用者が当該記載事項を閲覧していたことを確認する方法であつて、当該利用者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

三 利用者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができない場合に、電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供し、及び記載事項を当該ファイルに記録する旨若しくは記録した旨を当該利用者に通知し、又は当該利用者が当該記載事項を閲覧していたことを確認する方法であつて、契約をした後、遅滞なく、記載事項を記載した書面を当該利用者に交付するもの又は当該ファイルに記録された記載事項を、当該利用者に係る電気通信役務の提供に関する契約が解除され、若しくは満了した日までの間及びその日から起算して三月を経過する日までの間、消去し、若しくは改変できないものであり、かつ、その期間にわたつて、当該利用者がこれを閲覧できるようにするもの。ただし、記載事項を記載した書面を当該利用者に交付した場合にあつては、当該ファイルに記録された記載事項を消去することができる。

ウェブページに記載事項を表示して、インターネットを介してアクセスしてきた利用者の閲覧に供する方法である。利用者がウェブページの実在を確実に知って閲覧できるよう、掲載の旨を通知するか、又は利用者が閲覧したことを確認する**必要がある**。また、記載事項が表示されたウェブページについては、印刷可能であるか、携帯電話向けのウェブページ等で印刷できない場合は、契約中及び契約終了後3ヶ月間閲覧可能なようにする**必要がある**。もつとも、その期間内であっても、利用者に物理的な書面（同じ記載事項を記載したもの）を交付した場合は、当該ウェブページを消去することができる。

③CD-ROM等の記録媒体の交付（施行規則第22条の2の5第1項第4号）

四 記載事項を記録した磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体を交付する方法

記載事項を保存したCD-ROM、USBメモリ等の記録媒体を交付する方法である。

④URL等及びそれに関する説明の提供（施行規則第22条の2の4第5項、第22条の2の5第1項）

②の方法によりウェブページに記載事項を掲載した場合は、URLやQRコード等、当該ウェブページを閲覧するために必要な情報を、SMSを含む電子メールで送信し、又は書面（葉書で可）に記載して交付することにより、契約書面に代えることができる。この場合、当該電子メール・書面において、URL等だけでなく、当該URL等の指すウェブページが契約書面に代わる重要なものである旨の説明を併せて記載する**必要がある**。

（これらの情報を条文では閲覧情報と総称。）

なお、SMSで送信する場合には、ウェブページが②の印刷可能・閲覧可能等の条件を満たしていれば足り、当該SMSが印刷可能である必要まではない。また、②の方法で要件とされる、ウェブページへの掲載の旨を利用者に通知することについては、URL等の送信又は交付により行われると考えられ、改めての通知や閲覧確認は必要ない。

（4）到達時点（法第26条の2第3項）

電子交付では、利用者の使用に係る電子計算機に記載事項の内容が記録された時に、記載事項が利用者に到

達したとみなされ、その時点で書面交付義務が完遂し、初期契約解除制度の適用がある場合は初期契約解除可能な期間が確定することとなる（記録媒体を交付する場合及びURL等とその説明を書面で提供する場合を除く。これらの場合の到達時点は、通常の物理的な書面交付の場合と同様に扱われる。）この電子交付の場合の到達時点に関する規定は、民法第97条（隔地者に対する意思表示）の一般原則の考え方に基づくものである。

なお、URL等とその説明をSMSを含む電子メールで送信し、又は書面で交付した場合（（3）④の方法の場合）は、当該URL等で誘導されるウェブページに利用者がアクセスしたかどうかは問わず、当該電子メール等が到達した時点で、書面交付義務が完遂されたこととなる（施行規則第22条の2の4第5項）。

「利用者の使用に係る電子計算機に記載事項の内容が記録された時」とは、事業者のサーバーにアップされた時点を目指す。なお、その際、利用者にID・パスワードを知らせるか否かの運用については、法による定めはない。

五 次条第一項第二号又は第三号に掲げる方法により記載事項（基本記載事項又は第三項の規定により記載すべき事項をいう。以下この条及び次条において同じ。）を提供する場合は、令第二条の規定に準じて利用者の承諾を得て、当該記載事項を記載した契約書面の交付に代えて、電子計算機に備えられたファイルであつて当該記載事項が記録されたものを閲覧するために必要な情報及びそれに関する説明（以下この条において「閲覧情報」という。）を記載した契約書面を交付すれば足りる。

第6節 違反した場合の取扱い

本章の記載に関連する行政処分としては、書面交付義務の規定に違反したことを理由として、その違反をした電気通信事業者に対し、利用者の利益を確保するために必要な限度において、総務大臣による業務改善命令が発動されることがある（法第29条第2項）。また、電気通信事業者が当該規定に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるときは、登録の取消事由及び拒否事由又は認定の取消事由となり得る（法第14条第1項第1号及び第12条第1項又は第126条第1項第3号）。

ここで言う「公共の利益」とは、法に照らして利用者が本来得ることができる利益を指し、具体的には「事業者が書面記載事項である初期契約解除制度の記載を怠ったことにより、利用者がその権利を行使できなかった」こと等が挙げられる。

さらに、虚偽の記載、記載事項の不備を含め書面交付義務の不履行については、直接刑事罰の規定も設けられており（法第188条第5号。法定刑は30万円以下の罰金）、業務改善命令が発動されなくとも、警察等の捜査機関による対処が行われる可能性がある。

なお、書面交付義務は、書面の記載事項、記載方法及び交付方法を規律するものにすぎず、契約の締結方法を規律するものではない。また、行政的規律であることから、書面交付義務を履行しなかった場合の個別の契約の有効性について直接に定めるものではないが、初期契約解除制度が適用される契約については、契約書面が交付されていない場合は、いつでも初期契約解除が可能な状態が継続する。

第4章 初期契約解除制度（法第26条の3）関係

初期契約解除制度とは、一定の範囲の電気通信役務契約について、契約書面の受領日を初日とする8日（※）が経過するまでの間は、相手方である電気通信事業者の合意なく、利用者の都合のみにより契約解除できるとする制度であり、他の章で解説する行政的規律と異なり、行政の介在なく利用者と電気通信事業者の関係について解決を図る民事的規律である。

※例外的に、移動通信役務の場合で役務の提供開始日の方が遅いときは、その提供開始日を初日とする8日となる。

（書面による解除）

第二十六条の三 電気通信事業者と第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約を締結した利用者は、総務省令で定める場合を除き、前条第一項の書面を受領した日（当該電気通信役務（第二十六条第一項第一号に掲げる電気通信役務に限る。）の提供が開始された日が当該受領した日より遅いときは、当該開始された日）から起算して八日を経過するまでの間（利用者が、電気通信事業者又は媒介等業務受託者が第二十七条の二第一号の規定に違反してこの項の規定による当該契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによつて当該期間を経過するまでの間にこの項の規定による当該契約の解除を行わなかつた場合には、当該利用者が、当該電気通信事業者が総務省令で定めるところによりこの項の規定による当該契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過するまでの間）、書面により当該契約の解除を行うことができる。

「※例外的に、移動通信役務の場合で役務の提供開始日の方が遅いときは、その提供開始日を初日とする8日となる」とは契約書面の受領日より役務提供開始日が遅いことを意味する。

他の一般的な役務・商品の訪問販売や電話勧誘販売等について特定商取引法等により認められる無償での契約解除（いわゆるクーリング・オフ）と類似の制度であるが、本法の制度は、店舗販売を含め販売形態によらない契約解除の権利を利用者に認める一方、契約解除に伴い一定の範囲の額の支払を電気通信事業者が請求すること（対価請求）を可能としている。

本章では、本法における初期契約解除制度及びその代替的な措置である「確認措置」について、一般的に想定される解釈等を解説する。個別の事例への具体的な制度適用の方針について示すものではない。

第1節 対象範囲

（1）対象となる電気通信役務（対象役務）（指定告示第2項及び第3項）

光ファイバインターネットサービス、モバイルインターネットサービス等の主要なサービスが指定されているが、詳細は第1章参照。

（2）初期契約解除に応ずべき者

初期契約解除が適用される電気通信役務契約を締結した電気通信事業者である。

（本章では単に「事業者」という。）

(3) 初期契約解除を利用できる者

初期契約解除が適用される電気通信役務契約を締結した利用者であるが、書面交付義務同様に、電気通信事業者は含まれない。また、法人その他の団体である利用者については、法人契約に該当する場合に、適用除外となる。

(4) 初期契約解除が適用されない契約（施行規則第 22 条の 2 の 7 第 1 項）

対象役務の電気通信役務契約であっても、次の契約については、初期契約解除制度が適用されない。

① 法人契約の場合（第 2 号）

第 2 章第 1 節（4）①を参照。

② 自動締結契約の場合（第 2 号）

第 2 章第 1 節（4）②を参照。

③ 都度契約の場合（第 2 号）

第 2 章第 1 節（4）③を参照。

④ 確認措置を講じて認定を受けた役務の電気通信役務契約の場合（第 5 号）

第 7 節を参照。

⑤ 一定の変更契約・更新契約（第 4 号） 第 5 節を参照。

第 2 節 初期契約解除の効果

(1) 基本的な効果

初期契約解除が適用される電気通信役務契約は、利用者が契約解除を行う旨の書面（第 3 節参照）を発した時点で、それが初期契約解除可能な期間内であれば、当該契約の定める解除条件にかかわらず解除される。初期契約解除制度の規定に反する利用者に不利な特約は無効（法第 26 条の 3 第 5 項）であり、例えば、電気通信役務契約の中で初期契約解除ができない旨が定められていたとしても、それによって利用者の契約解除権が影響を受けることはない。もっとも、事業者が独自に 8 日より長い契約解除可能期間を設けている場合など、利用者に有利な定めがされているのであれば、それは有効である。

「利用者が契約解除を行う旨の書面」の書面サンプルは、第 3 章第 3 節（3）に記載した「契約書面の雛型」に記載している。

(2) オプションの契約（付随契約）に対する効果

いわゆるオプションサービス（第 3 章（書面交付義務）第 2 節（6）にいう付随有償継続役務）やその他の付随契約（例：タブレット端末等物品の売買契約）については、直ちに効果が及ぶものではない。ただし、本体の電気通信役務契約の初期契約解除に伴い付随契約について事業者が自主的に契約解除に応じることを妨げる趣旨ではない。また、例えば対象となる電気通信役務なくしては付随有償継続役務の提供が成り立たない場合（第 4 節（1）も参照）は、通常、初期契約解除後に付随有償継続役務の契約を継続させてもその履行をすることができず債務不履行となり、結果的に付随有償継続役務の契約も解除されるものと考えられる。

なお、対象となる本体契約に変更なく、付随契約について新規加入・変更等のみを行う契約は、当然に本法の初期契約解除制度の対象外である。

第3節 利用者が初期契約解除をする方法

(1) 基本的な方法

利用者が締結した契約について契約解除を行うことができるかどうかについては、まず契約書面（電子交付された電子メール、ウェブページ等を含む。）を確認することが方法として考えられる。これは、初期契約解除が適用される場合は契約書面にそのことについて記載する義務が課せられているためである。また、F T T Hサービスでは、工事前（又は工事予定確定前）であれば無償でのキャンセルを受け付けていることが通常であるため、事業者はその点について確認することも有効と考えられる。これらの方法が困難である場合、その他不明の場合は、消費者向け対応窓口に相談することが例えば考えられる。

初期契約解除が適用される契約であれば、利用者は、契約書面の受領日を1日目として8日目までの間（※）に、契約解除を行う旨の書面（葉書で可）を発することにより、契約解除を行うことができる。契約書面の受領前でも、行うことが可能である。

※例外的に、移動通信役務の場合でサービスの提供開始が契約書面の受領より遅い場合は、提供開始の日が1日目となる。

初期契約解除の効力が書面を発した日に生じるため、また期間内に書面を発したことを証明するため、例えば、特定記録郵便、簡易書留等を利用し、書面のコピーを保存することにより、書面を発信した事実と発信日を証明できるようにしておく、事業者とのトラブルを避ける一助になると考えられる。書面の記載方法は、第3章第3節（3）裏面のような例が考えられる。

「契約書面の受領前」の段階では、工事前はもちろん、サービス提供前の場合もあることから、初期契約解除制度を利用することなく、「工事前無償キャンセル」として扱うことがよい。

初期契約解除制度には「サービス利用後であっても（使ってみてから）契約を無かったことにできる」という趣旨があるので、工事前（サービス提供前）に初期契約解除制度を行使すると利用者は工事費・手数料・利用料を支払うこととなる。これは利用者にとって不利であるため、「工事前無償キャンセル」として取り扱うことが適切と考えられる。

交付書面については普通郵便等による送付は避け、特定記録郵便や簡易書留等を用いることで書面受領に関する無用のトラブルを避けることがよい。

(2) 書面交付義務が履行されていない場合

初期契約解除対象となる電気通信役務契約について、契約書面が交付されていない場合は、いつでも初期契約解除をすることができる。また、契約書面を受領して8日間を過ぎているなど初期契約解除可能な期間が既に形式上終了していたとしても、少なくとも、初期契約解除を行うことができる旨の記載が欠落しているなど書面内容に重大な不備がある場合は、初期契約解除可能な期間が継続していると通常判断されるものと考えられる。

(3) 契約書面の受領日について

初期契約解除可能な期間を確定させる契約書面の受領日とは、民法上の「到達」の考え方と同様に、例えば契約書面を封入した信書が郵便受けに配達されるなど、契約書面について利用者が了知できる状態になった日であると考えられる。

受領日が不明確な場合において、初期契約解除可能な期間が既に経過しており利用者の契約解除権が消滅していると事業者が主張する場合には、当該事業者がそれについて立証責任を負う。すなわち、受領日に関する立証責任も、事業者が負うものと考えられる。そのため、事業者においては、無用のトラブルを避ける観点からは、契約書面を郵送する場合には書留や配達証明等を用いるか、または利用者の受領日に関する主張を真摯に受け止めるなどの対応がされることが想定されるが、制度としては、一律に対応方法が定められているものではなく、各事業者の判断に委ねられるものである。電子交付の場合も同様に、到達時点に関する立証責任は事業者が負うと考えられるが、具体的な対応方法は各事業者の判断となる。

なお、郵送の場合については、郵便法及びその施行規則において、郵便業務管理規程の認可基準として、離島等を除き3日（祝日等は1日と数えない）以内に送達することが定められていることという要件が規定されている。また、信書便法においても、一般信書便役務の要件として、離島等を除き3日（祝日等は1日と数えない）以内に送達することが規定されている。

「書面以外の方法（電磁的方法）」についての受領日（＝初期契約解除の起算点）の考え方は、利用者と事業者の意見が合致していなければならない。事業者側はログがエビデンスとなるが、利用者側がそのログ情報に納得していれば双方合致と考えられる。

（４）書面以外による契約解除

初期契約解除制度で利用者からの書面による申出を規定しているのは、口頭ではなく書面によって利用者が契約解除の意思を表示することにより、当事者間の権利関係を明確にするとともに後日トラブルがなるべく生じないようにする趣旨であるが、利用者と電気通信事業者の間の合意により、書面以外の方法で利用者が契約解除を申し出ることを必ずしも妨げる趣旨ではない。すなわち、SMSを含む電子メール、ウェブページ等、他の手段による申出を受けて契約解除がされた場合であっても、両者の合意があれば、初期契約解除と同趣旨の契約解除が成立したものとみなされる場合が多いと考えられる。ただし、その場合であっても、無用のトラブルを回避する観点からは、利用者としては、口頭や電話のみでの申出は避けるなどして、何らかの証拠を残すことがより安全と考えられる。

口頭や電話のみでの申し出があった場合、事業者は初期契約解除受付した旨の内容を記した書面を利用者へ送付するなどして両者の同意があったことを明確にすることが良い。

第4節 初期契約解除に伴い利用者が支払うべき額

（施行規則第22条の2の9）

（書面解除に伴い利用者が支払うべき金額）

第二十二條の二の九 [法第二十六條の三第三項](#) ただし書の総務省令で定める額は、次に掲げる額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を限度とする。

- 一 書面解除までに提供された電気通信役務及び当該電気通信役務の提供に付随して提供された有償継続役務であつて書面解除に伴いその提供が中止されたものの対価に相当する額（次号及び第三号に規定する費用に係るものを除く。）

- 二 電気通信役務の提供に必要な工事のために通常要する費用（当該費用として通常請求されるものに限る。次号において同じ。）の額として総務大臣が別に告示する額（当該工事が行われた場合に限る。）
- 三 前号に掲げるもののほか、電気通信役務の提供に関する契約の締結のために通常要する費用として総務大臣が別に告示する額

初期契約解除に伴い事業者が利用者に請求できる額は、次の各項目の額の合計に限られる。これを超える額については、請求をすることができず、既にそれを上回る額を受領している場合は、その超過部分について返還することが必要である（法第26条の3第3項及び第4項）。

第26条の3第3項及び4項

- 3 電気通信事業者は、第一項の規定による電気通信役務の提供に関する契約の解除があつた場合には、利用者に対し、当該契約の解除に伴い損害賠償若しくは違約金を請求し、又はその他の金銭等（金銭その他の財産をいう。次項において同じ。）の支払若しくは交付を請求することができない。ただし、当該契約の解除までの期間において提供を受けた電気通信役務に対して利用者が支払うべき金額その他の当該契約に関して利用者が支払うべき金額として総務省令で定める額については、この限りでない。
- 4 電気通信事業者は、第一項の規定による電気通信役務の提供に関する契約の解除があつた場合において、当該契約に関連して金銭等を受領しているときは、利用者に対し、速やかに、これを返還しなければならない。ただし、当該契約に関連して受領した金銭等のうち前項ただし書の総務省令で定める額については、この限りでない。

なお、あくまで上限を規定したものであり、全ての場合においてこの額まで請求できる権利を事業者に与えるものではない。例えば利用者との契約により本節の上限額より低い額が請求されることとなっている場合は、その低い額の方が請求されるべきと考えられるほか、事業者が自主的に一切の費用を請求せず無償での契約解除に応じることも当然妨げられない。個別の契約について具体的な額の算定方法については、契約書面に記載する義務が課せられている。

（1）サービス利用料（施行規則第22条の2の9第1号）

契約解除までに提供された次の役務の対価に相当する額の合計である。

- ①初期契約解除対象の電気通信役務（付加的機能を含む。）
- ②①の契約解除に伴い同時に契約解除された、付随有償継続役務

①は、利用者が利用した期間に生じた通信料金その他の経費（料金等）であって、契約締結時の単価により算出される合理的な額を請求できるとする趣旨である。契約解除があつた場合にのみ適用される高額な単価を定める特約は、合理的とは言えず、第3節（1）のとおり法の趣旨からしても、無効となるものと考えられる。従量制の料金等については、利用量に応じて精算することが考えられるが、定額制の料金等については、原則として日割り計算により精算されることが合理的と考えられる。また、これらのほか、初期費用も合理的な範囲に限って含まれると考えられるが、初期契約解除対象の電気通信役務に関して通常請求される工事費用及び通常請求される契約締結費用（事務手数料）は、本項目の対価からは除かれ（2）及び（3）のとおり対価請求告示でそれぞれ上限額が定められている。

②は付随有償継続役務（オプションサービス）のうち本体の電気通信役務なくしては成り立たないものが想定されるが、その具体例としては、①の契約者専用のコンテンツサービスが考えられる。これは、制度がそもそも対象とする電気通信役務ではないため、法第26条の3第3項及び第4項による対価請求制限の範囲外（すなわち一般的な民事規律に従って請求可能）と解される場合もあると考えられるが、①の電気通信役務との関係の密接性に鑑み、その利用で生じた料金等を合理的な範囲内で請求できる旨を為念的に規定したものである。なお、付随有償継続役務の定義については、第3章（書面交付義務）第2節（6）を参照。

（2）工事費用（施行規則第22条の2の9第2号）

光ファイバーインターネットサービスなどの初期契約解除対象の電気通信役務の提供に必要な工事に通常要する費用であって、工事費などの名目で利用者に通常請求されるものが対象である。その上限額は、対価請求告示により、下記の工事の種類区分ごとに、次のとおり定められている。なお、初期契約解除をした契約について回線引込工事や屋内配線工事等の2以上の必要な工事が実施された場合、それら2以上の工事に係る費用を合算した額が上限額以内である**必要がある**。

それぞれの額は税抜き表示であり、消費税も請求できる。

① FTTHアクセスサービス

（ア）戸建て住宅に人員を派遣して行う工事	25,000 円
（イ）集合住宅等に人員を派遣して行う工事	23,000 円
（ウ）その他人員を派遣しない工事	2,000 円

※ 土日・休日の場合は3,000 円、夜間・深夜の場合は10,200 円を加算可能

（人員無派遣の場合など、通常請求される工事費用に加算が想定されない場合は加算不可）

② CATVアクセスサービス

（ア）戸建て住宅に人員を派遣して行う工事	18,000 円
（イ）集合住宅等に人員を派遣して行う工事	17,000 円
（ウ）その他人員無派遣の工事	2,000 円

（※）ケーブルテレビ事業者の場合、FTTHとCATVは両方の施設が共存する場合もあるので、その施設によって適用する金額が異なってくるので注意が必要。

上記の上限額の範囲で請求できるのは、あらかじめ公表されるなどして利用者に通常請求される費用部分であり、実費が生じていても事業者が負担しており通常の中途解約時にも利用者に請求されない費用部分は、初期契約解除に伴っても請求できない。また、上限額以内であっても、通常の中途解約等で請求している額の方が低い場合は当該額が上限額となる。ただし、例えば一定期間利用することを前提としてその全部又は一部が割引されるが、中途解約時には割引なく請求される費用は、上記上限額の範囲で請求できると考えられる。

特殊な事情（例：特殊な建物や地形への対応、正確な工事時刻（例：午前10時）の指定への対応等）によりごくまれにしか生じない費用は、「通常要する費用」に該当しないと考えられ、その場合は工事費用の上限額の規定では規律されない。すなわち、その場合は、（1）の対価に該当すれば（合理的な範囲であれば）、請求できる扱いと

なる。

また、電気通信役務の提供には必須ではなく利用者の要望に応じて実施する工事は、「提供に必要な工事」に該当しないと考えられ、その費用は、初期契約解除に伴い請求されるのであれば、（１）の対価に含まれる範囲で請求できることとなる。撤去工事についても、原則として、利用者の要望によらず役務の提供のために必ず実施しなければならないものは提供開始時の工事の費用と合算した額が上限額に収まる範囲内でのみ請求できる一方で、利用者の要望に応じて実施するものは（１）の対価の範囲内で請求できることとなる。

（２）工事費用（放送法 施行規則第175条の3第6項第2号）【放送事業限定】

有料放送の役務の提供に必要な工事に現に要した費用の額であって、工事費などの名目で受信者に請求されるものが対象である。現に要した費用とはいわゆる実費であり、その算定の方法があらかじめ契約約款等に定められ、かつ、インターネットの利用その他の方法により公表されている必要がある。これは、具体的請求額に関する消費者の予見可能性を向上させるとともに、当該請求額の算定方法の妥当性について、事業者が、広く消費者全体に向けて一定の説明責任を果たすべきとの考え方に基づくものである。なお、契約約款等とは、制度上策定・公表が義務付けられている有料基幹放送契約約款（法第147条）のみならず、事業者が任意に策定・公表している有料放送の役務に関する料金その他の提供条件（約款、規約等）も含まれる（施行規則第171条の2第37号）。基幹放送以外の有料放送については、契約約款等の策定・公表は義務付けられていないが、策定・公表をしていない場合や、策定・公表はしているものの、その中に上記工事費の算定方法が定められていない場合には、初期契約解除の際に本件工事費用を請求することはできない。契約約款等における工事費の算定方法の記載例は以下のとおりである。

【記載例：有料放送の役務の提供に必要な工事に現に要した費用】

（工事費）

第〇条 工事費は、別表の料金表「２ 工事費」に定める標準工事費「２－１」によるものとします。なお、追加的な工事が必要となる場合は、その他の工事費「２－２」として同表に定める額を標準工事費に加算して当社に支払うものとします。

<別表 料金表>

2 工事費		(税込)
2-1 標準工事費（引き込み・宅内工事）		
① 一戸建て	20,000 円	
② 集合住宅	10,000 円	
2-2 その他の工事費		
① ブースター設置工事 （ブースター代込み）	6,000 円	
② TV追加取付工事	5,000 円	

「利用者の要望によらず役務の提供のために必ず実施しなければならないもの」とは、主に放送関係設備が想定されており、STB等の貸与機器のことを指す。

(3) 契約締結費用（事務手数料）（施行規則第22条の2の9第3号）

契約締結に際する書面作成費用、契約内容や利用者情報を顧客管理システムへ登録するための費用などであって、事務手数料等の名目で利用者に通常請求されるものが対象である。その上限額は、対価請求告示により、3,000円とその消費税と定められている。

その他、上限額の範囲で請求できることはあらかじめ公表されるなどして利用者に通常請求される費用部分に限ることなど、留意事項は工事費用と同様である。

契約解除時に利用者が支払うべき額（対価請求）			
	サービス提供の対価（従量分）	サービス提供に必要な工事に通常要する費用（※1）	契約締結のために通常要する費用（事務手数料）（※1）
通信	○ （日割り計算）	総務大臣が告示する費用	総務大臣が告示する費用
		※1 当該費用として通常請求される費用 （＝パンフレット・HP等に公表されている定価）	
放送	○ （日割り計算）	実施済みの工事に現に要した費用（※2）	契約締結のために現に要した費用（※2）
		※2 これらの費用の算定方法を予め契約約款等に定め、かつHP等の方法により公表している場合に限る。	

【特記事項】『考え方としてはそれぞれの対価基準の範囲内で事業者が判断するもの』

- ① 対価請求は、権利行使されたそれぞれの役務の対価基準を適用。
- ② 複数役務の契約に対し権利行使された場合も、それぞれの役務の対価基準を適用。
- ③ 複数役務の共通費用を役務毎に請求することはできない。（トリプルプレー等の初期契約解除）
※この場合、当該共通費用を何れの役務の対価基準を適用するかは事業者判断とする。
但し、その適用は公表（書面交付記載事項とし、かつ公表しなければならない。）

(4) 法定利率による遅延損害金

(1) から (3) までの額の支払が遅延した場合には、法定利率（通常は商事法定利率であり、平成 27 年（2015 年）12 月現在は年率 6%）による遅延損害金の額を当該額に加算した額が上限となる。

対価請求の考え方は、それぞれの対価基準の範囲内で事業者が判断するものとし、下記項目については特に注意が必要。

- ① 対価請求は、権利行使されたそれぞれの役務の対価基準を適用。
- ② 複数役務の契約に対し権利行使された場合も、それぞれの役務の対価基準を適用。
- ③ 複数役務の共通費用を役務毎に請求することはできない。（トリプルプレー等の初期契約解除）

※この場合、当該共通費用を何れの役務の対価基準を適用するかは事業者判断とする。
但し、その適用は公表（書面交付記載事項とし、かつ公表しなければならない。）

第5節 更新・変更時の初期契約解除 （施行規則第22条の2の7第1項）

本法は更新契約・変更契約も新規契約と同様に規律の対象とするが、初期契約解除制度については、一定の範囲の更新契約・変更契約への適用が除外される。具体的には、下表のいずれかのみの変更をする変更契約と更新契約については、初期契約解除が適用されず、これら以外の変更契約と更新契約について初期契約解除が適用となる。すなわち、適用があるのは、料金等事項（基本説明事項（第2章第2節参照）のうち通信料金、期間限定の割引及び契約変更・契約解除の条件等）に利用者に不利な実質的な変更があった場合であり、例えば割引額を含む料金プランの変更で利用者に不利な要素が少しでも含まれるものが該当する。

変更契約について初期契約解除がされた場合は、事業者には変更前の契約内容を回復する義務が生じると考えられるが、変更対象の契約全体を解除することが必ずしも妨げられるものではないと考えられる（ただし、契約全体の解除となる場合は、あらかじめ、その旨を利用者に明確に伝えることが求められる。）。

利用者が支払うべき額の上限は、変更の場合について特に定められる工事費用を除いて、新規契約の初期契約解除の場合と同じである。

【初期契約解除が適用されない更新契約・変更契約】

番号	施行規則 第22条の2の7 第1項の番号	内容	解説
①	第1号	軽微変更	第3章（書面交付義務）第4節①参照。
②	第1号	事業者申出の 利用者に有利な変更	第3章（書面交付義務）第4節③参照。
③	第1号	付加的機能関係の変更	第3章（書面交付義務）第4節②参照。
④	第3号	利用者申出の 利用者に有利な変更	例えば、技術の進展等で料金等他の条件に変更ないまま速度等が向上した料金プランが設けられ、利用者が自発的に当該プランに変更した場合が該当すると考えられる。②と異なり書面交付義務では対象である。
⑤	第4号	料金等事項が不変である変更	例えば事業者の連絡先が変更になったが料金プランは変わらない場合が該当する。契約書面の記載内容に変更が生じない場合や、既契約と同一の提供条件で自動更新される場合も該当する。
⑥	第4号	料金等事項が実質的に	料金等事項に①から④のいずれかの変更のみがあった

		不変である変更	場合のことであり、⑤と同様に、例えば料金プランが変わらない場合が該当する。
--	--	---------	---------------------------------------

注：この他、第1節（4）の各種契約に当たる場合にも適用されない。

なお、契約事項として利用者の住所変更も適用されない。

第6節 不実告知後の取扱い

（法第26条の3第1項括弧書、施行規則第22条の2の8）

法第26条の3第1項括弧書

（利用者が、電気通信事業者又は媒介等業務受託者が第二十七条の二第一号の規定に違反してこの項の規定による当該契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによつて当該期間を経過するまでの間にこの項の規定による当該契約の解除を行わなかった場合には、当該利用者が、当該電気通信事業者が総務省令で定めるところによりこの項の規定による当該契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過するまでの間）、書面により当該契約の解除を行うことができる。

施行規則第22条の2の8

不実告知後書面には次に掲げる事項（変更契約又は更新契約の場合にあつては、第二十二條の二の四第三項に規定する変更の内容、第五号から第十号まで及び第十二号に掲げる事項並びに既契約に係る電気通信役務の提供に関する契約の成立の年月日その他の当該契約を特定するに足りる事項）を記載しなければならない。

事業者又は媒介等業務受託者が、初期契約解除に関する事項について不実の内容を告げたこと（事実と異なる虚偽の説明をしたこと）により、利用者がその内容が事実であると誤認し、これによって初期契約解除可能な期間に初期契約解除を行わなかった場合には、事業者は、「不実告知後書面」を新たに交付しなければならない。それを受けて、利用者は、不実告知後書面の受領日を含む8日間の期間、初期契約解除を行う旨の書面を発することにより、通常の初期契約解除の場合と同様に、契約解除をすることができる（法第26条の3第1項括弧書）。例えば、初期契約解除が適用される契約であるにもかかわらず、初期契約解除ができないと契約前に事業者又は媒介等業務受託者が説明し、それを利用者が鵜呑みにすることにより初期契約解除を行わなかった場合が該当すると考えられる。

不実告知後書面には、次の事項の記載が**必要である**（施行規則第22条の2の8第1項）。

記載に当たっては契約書面同様に8ポイント以上の大きさの文字・数字を用いなければならない（施行規則第22条の2の8第2項）。

- ① 不実告知後書面の内容を十分に読むべき旨（第1項第12号）
- ② 不実告知後書面の受領日から8日間、初期契約解除が可能である旨（第1項第5号）
- ③ 初期契約解除を行う旨の書面を利用者が発した時に初期契約解除の効力が生じる旨（第1項第6号）
- ④ 初期契約解除に伴い利用者が支払うべき額（対価請求額）に法令上の限度が設けられている旨（第1

項第3号)

⑤ 既に事業者が金銭等を受領している場合には、対価請求額の限度を超えた部分を返還**しなければならない**

旨(第1項第6号)

- ⑥ 利用者からの解除を行う旨の書面の送付宛先住所など初期契約解除手続の標準的な方法(第1項第9号)
- ⑦ 初期契約解除に伴い利用者が支払うべき金額の算定方法(第1項第7号)
- ⑧ 特定解除契約がある場合は、その旨及びその解除に関する事項(第1項第8号)
- ⑨ 電気通信役務の名称、種類、料金その他の経費(第1項第1号から第3号)
- ⑩ オプションサービス(付随有償継続役務)の名称、料金その他の経費(第1項第4号)
- ⑪ 事業者の連絡先(第1項第10号)
- ⑫ 契約を特定するに足りる事項(第1項第11号)

また、事業者は、不実告知後書面を交付した後直ちに、利用者が当該不実告知後書面を見ていることを確認した上で、②から⑤の事項(下線を付した事項)について、利用者に電話等で告げなければならない。②から⑤の事項は、赤枠赤字で記載することも**必要である**(施行規則第22条の2の8第3項及び第4項)。

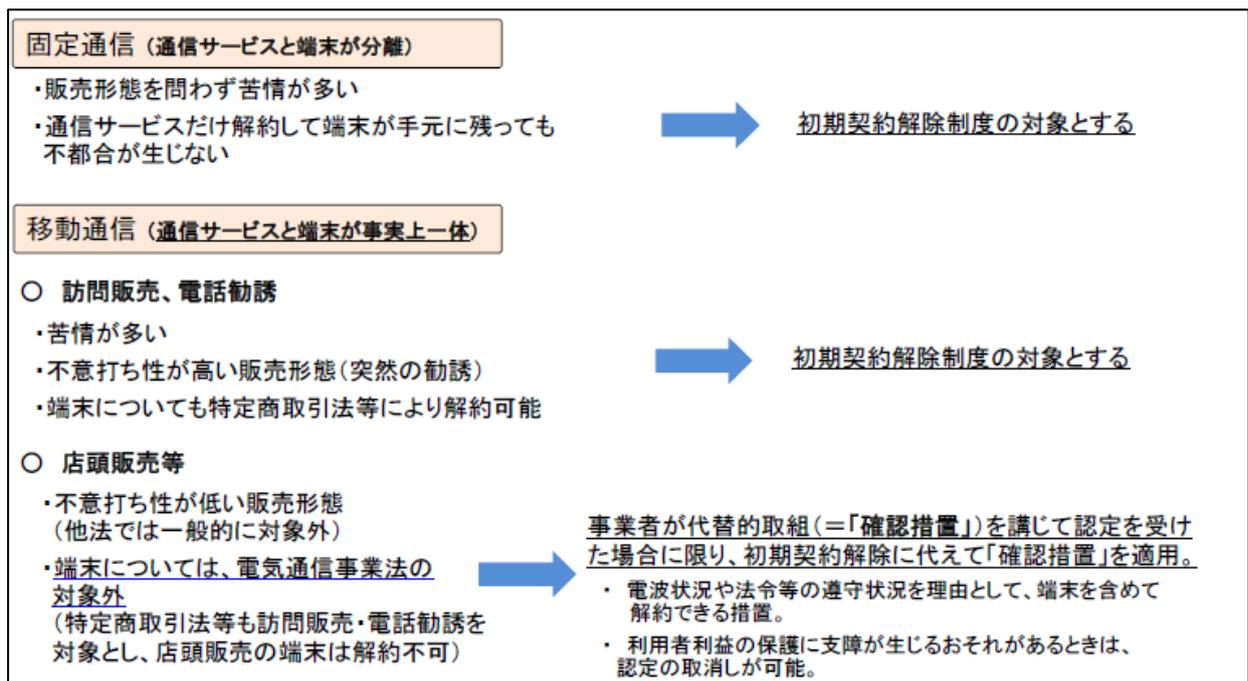
第7節 確認措置

(施行規則第22条の2の7第1項第5号及び第2項～第6項)

※ケーブルテレビ事業者による携帯電話事業はケーブルプラス電話やケーブルスマホは対象外のため本章の確認措置を行う事業者は現時点ではない。

(1) 基本的な考え方

初期契約解除対象として指定されている移動通信役務(第1章参照)のうち、契約初期の一定の場合に、端末等の関連契約も含めて契約を解除することができる措置である「確認措置」が講じられ、利用者の利益が保護されているとして総務大臣の認定を受けた役務については、初期契約解除に代えて、当該確認措置が適用される。これは、おおむね次のような考え方によるものである。



上図のとおり、主要な移動通信役務については、店頭で役務と端末が一体的に販売されている場合が多いところ、本法における初期契約解除制度は端末の売買契約についてまで対象とするものではなく、また、特定商取引法等他法のクーリング・オフ制度においても店頭で販売される端末までは対象とされていないことから、本法の初期契約解除制度をそのまま適用した場合、多くの場合には端末の売買契約までは解除できないため、利用者の手元に端末が（時には高額な端末代の支払義務とともに）残存してしまうという事態を回避する必要があると考えられた。

すなわち、主要な移動通信役務については、利用者が実際に利用する場所における電波の状況が契約時点では明らかにならず、また複雑な提供条件について説明不十分のため利用者の理解が及ばない場合もあるなど、何らかの救済措置を講ずる必要性が認められる一方、その解決のために本法の初期契約解除をそのまま適用するよりも、契約解除が可能な場合を電波状況不十分、説明不十分等の事業者側に一定の責任ある場合に限定しつつも、端末も含めて契約解除できるとする方が、初期契約解除制度の最終目的である利用者利益の保護により資する場合もあるのではないかとこの観点から確認措置の制度が設けられたものである。

なお、その観点から、確認措置を講じることにより初期契約解除の適用を受けないこととなるのは、利用者利益が保護されていると認められる場合に限ることとしている。

例えば、訪問販売や電話勧誘販売は、店舗販売や通信販売と異なり不意打ち性が高く、また付随する端末の販売については特定商取引法等によりクーリング・オフが可能と通常考えられることから、確認措置ではなく、原則どおりの初期契約解除制度を適用することが想定されている。

（２）対象範囲

①対象役務

第 1 節（１）の移動通信役務のうち事業者の申請により総務大臣が認定した役務である。認定を受けた役務については、告示が行われ官報に掲載されるほか、総務省ウェブページに掲載される。

②適用されない新規契約

第1節(4)同様に、法人契約等については適用されない。

③更新契約・変更契約

第5節同様に、軽微変更等、一定の更新契約・変更契約については適用されない。また、適用される場合であっても、新規契約の場合と措置の内容が異なる場合があり得る。

(3) 利用者からの申出

個別の契約について確認措置が適用されているか否かについては、契約前の説明と契約書面への記載が義務付けられているため、利用者としてはまずその内容を参照することが想定される。

確認措置による契約解除は、電波状況が不十分と判断したこと又は説明義務等の法令等の遵守状況が基準に適合しなかったことを理由とする場合に可能であるが、更に具体的には、解除のできる具体的場合に関する基準を含めて、事業者が措置の内容(手順・基準)を作成した上で認定を受けることとなる。利用者としては、電波状況が不十分と考える場合、説明義務による契約前の説明が十分でなかったと考える場合又は書面交付義務による契約書面の交付や電子交付がされていないか不備があると考えられる場合に、契約解除を要望するときは、契約書面に記載される定められた手順に従い、期間内に事業者側に申し出ることが可能であると考えられる。事業者側としては、申出を受けて、その定めた手順・基準に従って、適切に対応**しなければならない**。申し出ることのできる期間は、電気通信役務の利用開始日(契約書面の受領日の方が遅い場合は受領日)を含む8日以上期間であるが、具体的には事業者が定めることとなり、説明義務によって契約前に説明するとともに、契約書面に記載する義務が課せられる。

(4) 確認措置による契約解除

利用者からの(3)の申出及びそれを受けた事業者側の対応の結果、契約解除がされることとなった場合の取扱い、次のとおりである。

①解除対象の関連契約の範囲

確認措置により解除される契約の範囲は、関連契約と呼ばれ、確認措置告示により最低限次の契約が含まれるべき旨が規定されているが、具体的な範囲は各事業者が定め認定を受けることとなる。

(ア) 認定を受けた役務の提供に関する契約(通信サービスの本体契約)

(イ) (ア)に付随して販売されたスマートフォン、タブレット等の端末の売買契約及びその支払に関する契約(個別信用購入あっせん関係受領契約等)

(ウ) (ア)又は(イ)の契約解除がされると成り立ち得なくなる付随有償継続役務の契約(通信サービス契約者専用のコンテンツサービス、端末補償サービス等)

②利用者が支払うべき額

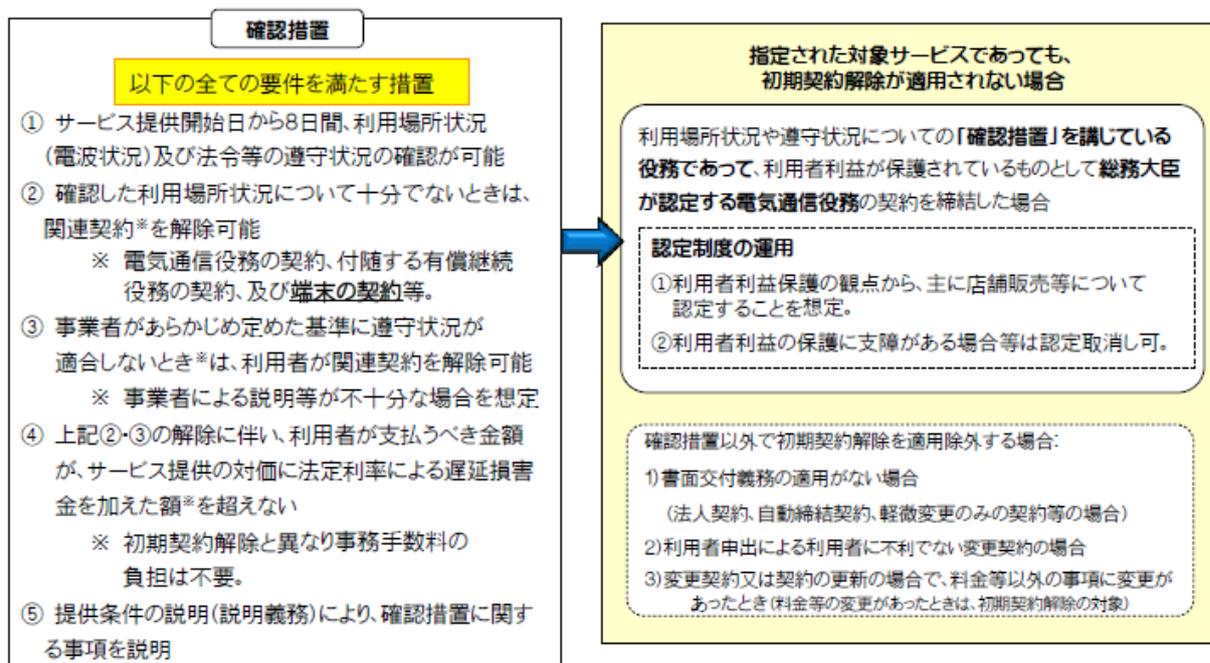
確認措置により契約解除した場合に利用者に請求できる上限額は、契約解除までに提供された関連契約のサービス利用料(役務の提供の対価に相当する額)であり、通信サービスの利用料と付随有償継続役務の利用料の両方が含まれる。「対価」の考え方については、初期契約解除の場合と同様である。ただし、通信サービスの事務手数料は、請求できない。(工事費用も請求できない)なお、支払が遅延した場合は、初期契約解除の場合と同様に事業者は遅延損害金の請求をすることができる。また、端末の売買契約の契約解除に当たっては利用者には当該端末を返品

する義務が通常生じると考えられ、返品しなかった場合は、事業者は端末の販売価格に相当する額を請求することができる。

具体的な額の算出方法は、契約書面への記載が義務付けられる。

(5) 確認措置に関する申請及び認定

確認措置が満たすべき基準など、施行規則により定められている制度の枠組みは、おおむね次のとおりである。



これを受けて、総務大臣の認定を受けようとする事業者はその申請を総務大臣に行うこととなるが、そうした申請及び認定の手続並びに審査の基準についての詳細は、次の法令等により定められている。

・確認措置告示

・電気通信事業法関係審査基準（平成13年総務省訓令第75号）

申請し認定を受けた内容に一定の変更が生じた場合は、その届出が**必要である**（施行規則第22条の2の7第3項）。この場合、認定を受けた電気通信役務の名称・内容の変更については、改めて変更があった旨の告示がされ、総務省ウェブページに掲載される。

総務大臣は、確認措置が要件を満たさなくなった場合、事業者が変更の届出に関する規定に違反した場合、その他利用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあると認めるときは、認定を取り消すことができる。認定が取り消されたときは、本来の初期契約解除が適用されることとなる。

第8節 一体的販売における留意点

(1) 基本的な考え方

本法による初期契約解除の対象となる電気通信役務（対象役務）と対象とならない役務又は商品（対象外役務等）がセットで販売されそのことにより割引がされた場合も、少なくとも対象役務について初期契約解除が可能である。

その場合、対象役務の契約の初期契約解除が行われたことに伴って対象外役務等の契約が解除されるか否かは、個別の契約の内容その他の個別事情によって異なるものと考えられる。

しかしながら、対象外役務等について、他法による初期の契約解除又はクーリング・オフ、確認措置による契約解除、事業者の対応する自主的な初期解除その他の契約解除が可能な場合には、対象役務の初期契約解除を行うことに加えて、そうした契約解除もするよう利用者が申し出ること、セット販売の全ての契約を解除することができることもあると考えられる。例えば、確認措置の認定を受けた携帯電話サービスと初期契約解除が適用されるF T T Hインターネットサービスがセット販売された場合には、前者について電波状況又は法令等遵守状況が不十分のため契約解除を要望する旨の申出を行うと同時に、後者について初期契約解除を行う書面を発することにより、全体の契約解除をすることが可能な場合もあると考えられる。また、セット販売されたC A T Vインターネットサービスと有料放送役務について、前者には本法により、後者には放送法により、初期契約解除制度が適用される場合は、利用者は、両方の法律の初期契約解除権を行使することにより、全体を契約解除することができると考えられる。ただし、これらはあくまで制度上はそうした方法での契約解除が認められているというのみであって、実際にどのような方法の契約解除が最もその利用者にとって都合が良いかについては、個別の契約内容及び事業者の自主的な対応の状況も考慮しての対応が望まれる。そのため、事業者としては、無用のトラブルを避ける観点からは、セット販売された契約全体について契約初期の解除を利用者が求めた場合に解除手続等について案内する内容及び方法をあらかじめ準備しておくことが必要な場合も多いと考えられる。

なお、対象役務の初期契約解除に伴い対象外役務等の契約が自動的に解除されない場合については、当該対象外役務等の契約が「特定解除契約」に当たり、対象役務の契約書面にその旨及びその解除に関する事項の記載が**必要である**（第3章（書面交付義務）第2節（8）⑦参照）。（自動的に解除される場合は本章第4節（1）②も参照）

（2）契約解除に伴い利用者が支払うべき額

対象役務の契約と特定解除契約である対象外役務等の契約をそれぞれ契約解除した場合、事業者が利用者に請求できる上限額については、それぞれの契約解除について、それぞれの関係規定が適用されると考えられる。

その際、両契約に共通する費用があれば、いずれの契約解除の関係規定に基づき利用者に請求を行うかは、一義的には事業者の判断に委ねられると考えられるが、共通する費用を両方の契約解除において二重に請求することができないことは、当然である。

例えば、F T T Hインターネットサービスと携帯電話サービスがセット販売された場合に、前者は初期契約解除により、後者は確認措置により、それぞれ契約解除されたときは、前者については初期契約解除制度の定めるサービス利用の対価、工事費用及び事務手数料の上限額の範囲内で費用を請求し、後者については確認措置の定めるサービス利用の対価の範囲内で費用を請求することが考えられる。また、セット販売されたC A T Vインターネットサービスと有料放送役務について、本法及び放送法の初期契約解除によりそれぞれ契約解除された場合には、それぞれの役務について、それぞれの制度（省令）の上限額に関する規定が適用されるが、両役務に共通する工事費用や事務手数料等については、いずれの制度の上限額の範囲内で請求しても、二重に請求することはできないと考えられる。

なお、対象外役務等有償継続役務に当たらない一度きりの役務の提供である場合や物品の単純な売買である場合も、これらと同様に、個別の関係規定が適用されるものと考えられる。

第9節 事業者を乗り換える際の留意点

卸電気通信役務の提供を受けて提供されるF T T Hインターネットサービスへのいわゆる「転用」など、消費者が事業者を乗り換えた場合に、その直後に初期契約解除を行い又は確認措置による解除をした場合については、当該消費者が契約解除に伴い乗り換え元の事業者への復帰を求めることが想定される。そうした要望に事業者が応じる法的義務がどの程度存在するかについては、本法の初期契約解除制度で定めるものではなく、乗換えへの事業者の関与の態様や程度等を例えば勘案しつつ、一般的な民事規律に従って個別に判断されるべきものと考えられる。

もっとも、無用なトラブルを避けるためには、乗換え元への復帰に伴い、電話番号が変更となる、復帰に時間がかかる等、利用者に不利益が生じると予想される場合には、乗換え先事業者は、説明義務の履行に当たって、当該不利益の内容を説明することが求められる（第2章（説明義務）第2節（11）②参照）。

卸サービス関連における「事実不告知」や「不実告知」や「不利益事実の不告知」に関連する事例としては、「電話番号が変わるということを知っていたら契約しなかった。」というケースが考えられる。

第10節 違反した場合の取扱い

初期契約解除制度は民事的規律であり、個別事例において事業者に違反があった場合は、業務改善命令等の行政機関の介入はされず、一義的には当事者（利用者）との間の問題となり、最終的な解決は司法によって図られることとなる。また、確認措置による個別事例の取扱いについても同様である。

第5章 苦情等の処理（法第27条）関係

電気通信事業者には、電気通信役務又はその業務方法についての苦情及び問合せ（苦情等）を適切かつ迅速に処理しなければならない**義務が課せられている**。本章では、その基本的な遵守方法及び電気通信事業者による望ましい対応を解説する。

第1節 対象範囲

（1）対象役務（指定告示第2項から第4項まで）

第1章を参照。（説明義務や書面交付義務の対象と同様である。）

ただし、苦情等の処理義務は、説明義務、書面交付義務及び初期契約解除制度の対象から除かれている次の契約についても、対象となる。各契約の詳細は第1章（4）を参照。

- ・ 法人契約
（法人その他の団体と営業目的（非営利組織の場合は事業目的）で締結する契約）
- ・ 自動締結契約（みなし契約、ローミング契約等）
- ・ 都度契約（公衆電話等）

もっとも、利用者が電気通信事業者である場合は対象外である。

（2）義務の主体

電気通信事業者に**義務が課せられる**。

第2節 苦情等の処理の方法

苦情等を適切かつ迅速に処理しているか否かについては、提供される電気通信役務の内容、利用者層、利用者数等が様々であること、また消費者からの苦情等の内容も様々であることから、全ての電気通信事業者について一律に定めることは困難であり、個別具体的に判断されるものである。そのため、ここでは苦情等の処理の方法として望ましい方法及び不適切な方法を例示する。

【望ましい例】

- ①電話窓口を開設すること。
- ②電話窓口は、録音された自動音声のみならず、オペレータによる対応を行うこと。
また、自動音声での操作を求める場合には、例えばいずれの操作段階でもオペレータの呼び出しを可能とするなど、簡易な操作でオペレータに繋がるように対応を行うこと。
- ③電話窓口は、平日は、なるべく長時間受け付けること。
- ④苦情及び問合せを受けた内容について、調査や確認等の必要がある場合でも、できるだけ短期間に何らかの回答をすること。
- ⑤電話による連絡先、オペレータの人数、回線数、受電率（応答率）、回線の混雑状況、苦情等の件数及び内容

の傾向、苦情等の業務への反映状況など、苦情等の処理の体制の整備状況や運営状況について、インターネットのウェブページ等で対外的に明らかにするなど、透明性を高め消費者の信頼を得るための取組を行うこと。

【不適切な例】

- ① 苦情及び問合せに対する対応窓口を設けていない。
- ② 苦情及び問合せに対する対応窓口が設けられていても、その連絡先や受付時間等を消費者に対して明らかにしていない。
- ③ 苦情及び問合せに対する対応窓口が明らかにされていても、実際にはその対応窓口がほとんど利用できない（例えば、電話窓口に頻繁に電話しても繋がらない場合やメール相談窓口でメールで繰り返し相談しても連絡がない場合）。
- ④ 消費者が真摯に問合せをしているにもかかわらず、長期間放置している（例えば、特に調査や確認等の必要のない問合せ内容に対して、正当な理由なく、2～3日を越える期間回答をしないでいる場合、調査や確認等を1週間程度で終わることができる問合せ内容に対して、正当な理由なく、回答を遅滞させている場合、1週間程度で終わることができる調査や確認等について正当な理由なく1ヶ月以上の期間をかける場合など）。
- ⑤ 消費者から契約解除の申出があったにもかかわらず、正当な理由なく当該申出を相当期間放置して、その手続を行わない。

なお、苦情等の処理義務は、無理な注文をつけてくる場合その他の消費者からのいわば行きすぎた苦情等についてまで対応する義務を課す趣旨ではなく、そのような場合に消費者からの要求を拒む等しても法第 27 条に違反することにはならない。

連盟事務局には、「お客様相談窓口」の専用電話番号があり HP で公開していて、年間 1,000 件程度の受電がある。また、専用メールアドレスも設け年間 100 件程度の受信がある。

問合せの多くは“相談”だが、当然に“苦情”も寄せられる。

苦情の主な内容は、事業者に関く前の確認行為、事業者自体の確認、消費者団体経由の受電、「電話が繋がらない」、家庭訪販関連であり、総じて、「業界団体の見解をもって事業者にクレームしたい」という意識が感じられる。

連盟で受け付けた苦情・相談は、当該事業者に連絡の上、速やかな解決が図られている。

第6章 電気通信事業者等の禁止行為（法第27条の2）関係

電気通信事業者又は媒介等業務受託者（電気通信事業者等）は、事実不告知や不実告知の行為を行うことや勧誘継続行為を行うことが**禁止されている**。本章では、これらの禁止行為について、基本的な遵守方法及び電気通信事業者による望ましい対応を解説する。

最もクレームに繋がり易い項目であり、今回ついに法令で禁止するという事態となったもの。
“事業者の常識とお客様の理解は異なる”ということを常に意識し、“可能な限り理解して頂く”説明を追及したい。

第1節 事実不告知及び不実告知の禁止

故意に事実を伝えないこと（事実不告知）、及び虚偽の説明を行うこと（不実告知）が禁止行為として定められている。（法第27条の2第1号）

法第27条の2（電気通信事業者等の禁止行為）

電気通信事業者又は媒介等業務受託者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 利用者に対し、第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約に関する事項であつて、利用者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為
- 二 第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結の勧誘を受けた者（電気通信事業者である者を除く。）が当該契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為（利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがないものとして総務省令で定めるものを除く。）

（1）対象範囲

①対象役務（指定告示第2項から第4項まで）

第1章を参照。説明義務や書面交付義務の対象と同様である。

ただし、説明義務、書面交付義務及び初期契約解除制度等の対象から除かれている次の契約についても、対象となる。各契約の詳細は第1章を参照。

- ・ 法人契約
（法人その他の団体と営業目的（非営利組織の場合は事業目的）で締結する契約）
- ・ 自動締結契約（みなし契約、ローミング契約等）
- ・ 都度契約（公衆電話等）

もっとも、利用者が電気通信事業者である場合は対象外である。

②義務の主体（法第26条第1項）

電気通信事業者及び媒介等業務受託者の両方が禁止行為をしてはならない主体として定められている。

(2) 事実不告知及び不実告知の禁止の内容

「故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為」とは、契約に関する事項であって利用者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものについて、故意に事実を伝えないこと（事実不告知）、又は事実と異なる虚偽の説明を行うこと（不実告知）である。

「契約に関する事項であって利用者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」とは、契約を締結する利用者が正確な情報を知っていたならば当該契約をしないと一般的に考えられる事項等のことであり、利用者が意に沿わない契約等をするのを防ぐ趣旨から、契約内容のみならず契約に至るまでの「動機」といった広く契約に関する事項が含まれる。なお、説明義務により契約前に説明すべき事項とは、必ずしも一致しない。

また、電気通信事業者等が事実と異なることを告げているという主観的認識を要している必要はなく、告げた内容が客観的に見て事実と異なっていれば「不実のこと」を告げていることになるものであり、相手方が錯誤に陥って契約を締結する等は必要としない。告げる方法については、口頭の場合だけでなく、書面に記載して説明する方法等が含まれるほか、広告に表示する方法等も含まれ得るものであり、広く解釈される。

【不適切な例】

- ① 利用者が現在使用している電話番号や電子メールアドレス等を引き続き利用しない旨を特段表明していない状況で、契約の締結に伴い電話番号や電子メールアドレス等が変更されることを電気通信事業者等が利用者に説明しなかった場合。
- ② 電気通信事業者等が、契約を締結する利用者に適用される料金をキャンペーン価格と伝えながら実際には当該料金が通常価格であった場合。
- ③ キャンペーンを実質的には継続しているにもかかわらず、期間限定のキャンペーンであるとの虚偽の説明をした場合。
- ④ 光ファイバーインターネットサービス等の契約をする際に申込みが混み合っていて、開通までにはかなり時間を要する状況であったにもかかわらず、電気通信事業者等が、すぐに利用できるといった説明をし、又は時間を要する旨を伝えなかった場合。
- ⑤ 電気通信事業者等が、初期契約解除制度における初期契約解除可能期間を法定よりも短い期間で伝えたり、初期契約解除制度が適用される契約であるにもかかわらず、初期契約解除制度の適用がないと伝えた場合（第4章（初期契約解除制度）第6節も参照）。
- ⑥ 初期契約解除に伴い利用者が当然求めると想定される事項（例：乗換え元の事業者のサービスに復帰すること）について、乗換え元事業者のサービスに復帰することに時間がかかる、復帰に伴い電話番号が変わってしまう恐れがあるなど、不利益が生じ得ることが予想されたにもかかわらず、その内容を契約前に説明しなかった場合又は虚偽の説明をした場合（より具体的には第2章（説明義務）第2節（11）②を参照）。
- ⑦ 「今使っているサービスが終了するので乗り換えが必要」、「このマンションの方には皆さんに契約してもらっている」等の利用者の意思表示の動機に働きかけるような内容であって虚偽のものを利用者に説明して新しい契約を締結させる場合。

この章の「禁止行為」については、対消費者はもちろん、対競合事業者とも大きく関連しており、所謂「不公正営業行為」にも直結する。こうした行為の対処方法は後述の「第7章 媒介等業務受託者の指導等の措置」で記載。

(3) 違反した場合の取扱い

事実不告知及び不実告知の禁止の規定に違反した電気通信事業者等に対しては、利用者の利益を確保するために必要な限度において、総務大臣による業務改善命令が発動されることがある（法第29条第2項）。また、電気通信事業者が当該規定に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるときは、登録の取消事由及び拒否事由又は認定の取消事由となり得る（法第14条第1項第1号及び第12条第1項又は第126条第1項第3号）。

なお、事実不告知及び不実告知の禁止は、勧誘等の方法を規律するものにすぎず、契約の締結方法を規律するものではない。また、行政的規律であることから、事実不告知又は不実告知を行った場合の個別の契約の有効性について直接に定めるものではない。もっとも、不実告知等の行為があった場合の個別の契約の取消しについて定める民事的規律としては、消費者契約法（平成12年法律第61号）第4条が存在する。

第2節 勧誘継続行為の禁止

本法では、勧誘の形態にかかわらず、利用者等の勧誘を受けた者が電気通信事業者及び媒介等業務受託者（電気通信事業者等）に対して、電気通信役務の提供に関する契約を締結しない旨の意思あるいは勧誘を引き続き受けることを希望しない意思を表示した場合について、それと同一の電気通信役務の提供に関する契約の勧誘を継続することを禁止している。（法第27条の2第2号）

(1) 対象範囲

①対象役務（指定告示第2項から第4項まで）

不実告知等の禁止(第1節)の対象役務と同様である。第1章を参照。

②勧誘継続行為の禁止が適用されない場合（施行規則第22条の2の10）

対象役務の契約締結の勧誘であっても、次の場合については、勧誘継続行為の禁止が適用されない。

・法人契約（法人その他の団体と営業目的（非営利組織の場合は事業目的）で締結する契約。

第2章第1節（4）を参照）の締結の勧誘

・利用者の利益の保護のため支障を生ずることがない軽微な変更の勧誘例えば利用者住所の変更をするよう電気通信事業者等が働きかける場合が該当する。変更・更新時の書面交付の例外となる軽微変更と同一範囲である。

③義務の主体（法第26条第1項）

電気通信事業者及び媒介等業務受託者の両方である。

(2) 勧誘方法

ここでの「勧誘」とは、その実施する場所及び方法を問わず、特定の者に対し、契約締結の個別の意思形成に直接働きかける行為である。すなわち、訪問、電話、店舗等の形式を問わないが、しかしながら契約締結に至る前の段階で行われる不特定多数の者に対し電気通信役務の品質等の表示を行う行為は含まれない。

また、契約の内容を変更する場合についても契約の「締結」として、勧誘継続行為の禁止の対象となるが、(1) ②のとおり、これまでの契約の内容からの軽微な変更の場合は、禁止の対象外となる。

(3) 勧誘を「継続」する行為の内容

勧誘継続行為に当たるか否かについては、勧誘を受けた者が具体的にどのような意思表示をしたかに基づき、個別事例ごとに同一の電気通信役務の提供に関する契約の勧誘継続に当たるかどうか判断されるものである。ここでは、勧誘継続行為に該当する範囲を主に例示により解説する。

①「契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。以下同じ。）」について

勧誘を受けた者の「契約を締結しない旨の意思」は、口頭であるか、書面であるかを問わず、契約を締結する意思がないことを明示的に示すものが該当する。具体的には、相手方等が「お断りします」、「必要ありません」、「結構です」、「関心ありません」「いりません」など明示的に契約の締結の意思がないことを示した場合が該当するほか、「（当該勧誘行為が）迷惑です」など、勧誘行為そのものを拒否した場合も当然該当することとなる。

これに対して、例えば、「今は忙しいので後日にして欲しい」とのみ告げた場合など、その場、その時点での勧誘行為に対する拒絶意思の表示は、「契約を締結しない旨の意思」の表示に当たらない。

また、例えば家の門戸に「訪問販売お断り」とのみ記載された張り紙等を貼っておくことは、それだけでは、本項における「契約を締結しない旨の意思」の表示には該当しない。

※「訪問販売お断り」シール等の取扱い

本件は、特商法及び本ガイドラインでは「契約を締結しない旨の意志の表示には該当しない」とされているが、地方自治体では条例によりこうしたシール等を無視した営業行為は不当な取引として“指導・勧告・公表”の対象とすると認識している。

従って、ケーブルテレビ事業者においては、自社エリア内の自治体の条例の確認が必要であり、こうした条例での規制がある場合は充分注意して活動する必要がある。（次ページの消費者庁の見解参照）

条例情報について「国民生活」より抜粋

こうした条例の具体例は、数は少ないですが、少なくとも、以下の13の地方自治体において条例が定められているようです。

①都道府県レベル

北海道、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県

②市区町村レベル

札幌市、葛飾区、国分寺市、堺市、神戸市、生駒市、熊本市

以上のような条例の「不当な取引行為」規制に違反をした場合の効果はどのように定められているのでしょうか。

この点、前記規制に違反した場合でも、地方自治体による調査・指導・勧告・業者名の公表の手続きを定めるに過ぎないものがほとんどで、違反の制裁として、業務停止などの強い行政処分や罰則（直罰）や民事効（事前の勧誘拒否を無視して勧誘をして締結された消費者契約を無効としたり、取り消すことができる旨の規定）を設けている条例は見当たりません。

平成21年12月10日
消費者庁取引・物価対策課

先般12月1日より施行された平成20年改正特定商取引法においては、悪質な訪問販売等に断固対処するため、指定商品・役務制の廃止や過量販売の解除等の大幅な規制強化を行い、その中で、いわゆる再勧誘禁止規定も措置されました。

特定商取引法は、そもそも訪問販売業者が勧誘を行うに当たって守るべき義務を定めており、従来から、勧誘に先立って氏名や販売目的等の明示を義務付けていましたが、改正法により、さらに、勧誘を受ける意思の確認を行い、契約を締結しない旨の意思表示があった場合には、再度の勧誘をしてはならないこととしました。「契約を締結しない旨の意思」を表示する方法に関しては、消費者が明示的に契約締結の意思がないことを表示した場合を指し、具体的には、事業者からの勧誘に対し、「いいません」「お断りします」などと伝えることが必要です。例えば、「訪問販売お断り」と記載された張り紙・シール等を貼っておくことは、意思表示の対象や内容、表示の主体や表示時期等が必ずしも明瞭でないため、特定商取引法においては、「契約を締結しない旨の意思」の表示には当たらないこととなります（「特定商取引に関する法律第3条の2等の運用指針」御参照）。消費者庁としては、上記の考え方のもと、本規定に違反する悪質な事案に対しては、厳正に対処してまいります。

他方で、地方自治体や消費者において、上記のような張り紙・シール等を貼ることにより訪問販売の来訪を望まない旨を明らかにする取組が行われています。また、条例の中には、そのような張り紙・シール等を無視して消費者を勧誘する行為につき不当な取引として指導や勧告、公表の対象とするものもあると認識しています。そのような取組は、地域の消費者トラブルを防ぐための有効な手段であり、上記の特定商取引法における再勧誘禁止規定の解釈によって何ら影響を受けるものではなく、特定商取引法と相互に補完し合うものと考えています。また、張り紙・シール等がある場合には、事業者は商道徳として、そのような消費者意思を当然尊重する必要があるものと考えます。

消費者庁としては、地方自治体や消費生活センター等と連携、協力しつつ、改正特定商取引法の厳正な執行を通じて、より一層の消費者保護を実現すべく取り組んでまいります。

②「勧誘を継続すること」について

勧誘を受けた者が契約を締結しない旨の意思表示を行った場合には、引き続き勧誘を行うことのみならず、その後、改めて勧誘を行うことも「勧誘を継続すること」に該当するので**禁止される**。同一の電気通信事業者又は同一の媒介等業務受託者の他の担当者による勧誘も同様に**禁止される**。ただし、法の趣旨は、執拗な勧誘を阻止する観点から、ある勧誘を行った電気通信事業者又は媒介等業務受託者が利用者の意思に反して当該勧誘を改めて行うことを**禁止するもの**であり、電気通信事業者Aの媒介等業務受託者であるBから勧誘を受けた者が契約を締結しない旨の意思表示を行った場合に同じ電気通信事業者Aの媒介等業務受託者であるCによる勧誘まで禁止する規定ではない。しかしながら、そのような場合でも、勧誘を受けた者が、勧誘を行う者の如何にかかわらず当該電気通信事業者Aの提供する当該役務の再勧誘全てを拒否したい意思表示したと考えられる場合は、その意思に沿って、個人情報の取扱いに留意しつつ、A及びAの全ての媒介等業務受託者からの勧誘が停止されるような仕組みが構築されることが望ましい。

③勧誘を受けた者が表示した拒否の意思の範囲について

再勧誘の禁止の対象については、勧誘の相手方等が契約を締結しない旨の意思をどのように示したかにより異なるため、個別の事例ごとに判断することとなる。

例えば、電気通信事業者 A の提供する携帯電話サービスの提供の契約の締結に係る勧誘において、勧誘を受けた者から、

(ア) 電気通信事業者 A の媒介等業務受託者が勧誘をした場合で、「電気通信事業者 A の提供する携帯電話サービスは結構です」との意思表示がなされた場合には、当該媒介等業務受託者が「電気通信事業者 A の提供する携帯電話サービス」の勧誘を行うことが再勧誘に該当する。

(イ) 電気通信事業者 A 及び電気通信事業者 B の双方から受託を受けている媒介等業務受託者が電気通信事業者 A の携帯電話サービスについて勧誘をした場合に、「携帯電話サービスの勧誘は結構です」との意思表示がなされた場合には、「電気通信事業者 A の提供する」携帯電話サービスのみならず、「電気通信事業者 B の提供する」携帯電話サービスも含め、当該媒介等業務受託者が携帯電話サービスの勧誘を行うことが広く再勧誘に該当する。

(ウ) ある媒介等業務受託者に対し、「御社（媒介等業務受託者）からの勧誘は結構です」との意思表示がなされた場合には、当該媒介等業務受託者が行う勧誘は全て再勧誘に該当する。

なお、当該契約について「勧誘を継続すること」がどの程度の期間にわたって禁止されるかについては、個別の事例ごとに判断することになるが、勧誘を受けた者（相手方）においても、ある一定期間が経過することにより、勧誘を受けることの意味が変化することも十分考えられることから、相手方が将来にわたって全ての勧誘を拒否した場合など、明確な意思の表示があった場合を除き、将来にわたって当該相手方への勧誘が全て禁止されるものではない。

いずれにしろ、相手方等契約を締結しない旨の意思をどのように具体的に示したかという事実を踏まえ判断されることになるため、慎重に対処することが望ましい。

例えば、ある一定期間経過後に同様の勧誘を行う場合は、相手方から「契約を締結しない旨の意思」が示されたことを踏まえ、トラブル防止の観点から、新たな勧誘であることについて、相手方に改めて意思の確認を行うなどした後に勧誘を行うことなどが望ましい例として考えられる。

なお、店舗販売の場合でも、例えば、ある電気通信役務（A）の契約に伴い別種類の電気通信役務（B）の勧誘を受けた者が電気通信役務契約（B）を締結しない旨の意思表示をした後はその場において当該電気通信役務（B）について勧誘をしてはならないが、再度来店した場合、当該電気通信役務（B）について自ら質問等をした場合等、その者の当該意思に変化があったとみられる場合に再度勧誘を行うことまでは禁止されないものである（なお、意思表示をした利用者かどうかを判別するための格別の措置が求められるものではない。）。

連盟自主基準及びガイドライン（再勧誘の禁止）

第8条 事業者は、サービスの提供に関する契約の締結の勧誘を受けた消費者から当該契約を締結しない旨の意思を表示された場合には、当該意思表示を受けた後、少なくとも6ヶ月以内の期間は、当該消費者及び当該消費者と同一の世帯に属する者に対し、当該契約の締結について勧誘を継続してはならない。但し、同一の世帯に属する別の消費者から、特にサービスの説明のための訪問要請の意思表示があった場合は、この限りではない。

※連盟では、総務省ガイドラインに記載されている「一定期間」を「少なくとも6カ月」と定めている。

「勧誘を継続」することがどの程度の期間にわたって禁止されるかについては、個別の事例ごとに判断することになるが、通常サービス提供契約期間の単位に鑑み、少なくとも6ヶ月以上は再勧誘を禁止することが望ましい。なお、事業者の提供するサービスの性質（新商品の市場投入タイミング等）により、6ヶ月以内に再勧誘を実施する場合には、予め、拒否の意向を確認したうえで、再勧誘の対象、再勧誘方法および再勧誘内容を慎重に検討することが望ましい。

第7章 媒介等業務受託者に対する指導等の措置

(法第27条の3) 関係

電気通信事業者が契約の締結の媒介等の業務及びこれらに付随する業務を媒介等業務受託者に委託をする際には、電気通信事業者による指導等、当該委託に係る業務（媒介等業務）が適切かつ確実に遂行されるための措置を電気通信事業者が講じなければならない。

第1節 対象範囲

(1) 媒介等業務受託者に対する指導等の措置義務の主体

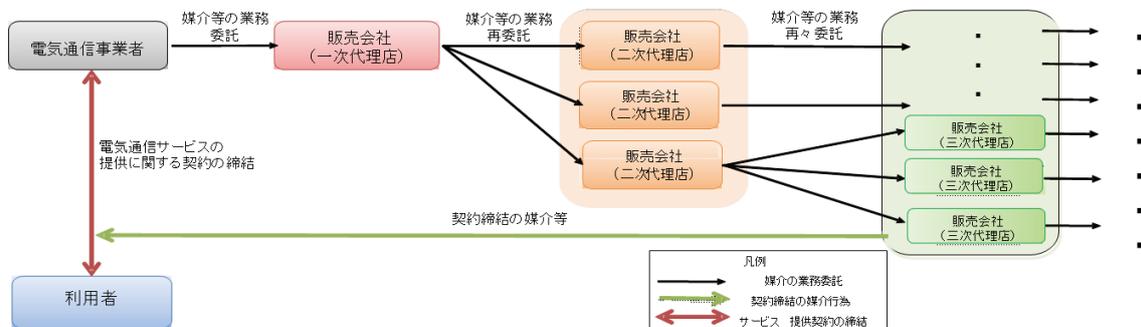
媒介等業務を委託する電気通信事業者に直接の義務が課せられる。電気通信事業者から媒介等業務の委託を受けた媒介等業務受託者（一次代理店）が更に他の媒介等業務受託者（二次代理店）に媒介等業務を再委託する場合は、当該二次代理店においても第2節以降の措置が講じられるようにする**必要がある**が、電気通信事業者はそうなることを確保するための措置を一次代理店との関係において講じる**必要がある**。このことは、二次代理店が更に三次代理店に委託をする場合も同様である。

なお、法第27条の3の義務は、委託先の媒介等業務受託者の個別の職員を直接指揮命令することまで委託元に求める趣旨ではない。

法第27条の3（媒介等業務受託者に対する指導）

電気通信事業者は、電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務及びこれに付随する業務の委託をした場合には、総務省令で定めるところにより、当該委託に係る媒介等業務受託者に対する指導その他の当該委託に係る業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

「委託先の媒介等業務受託者の個別の職員を直接指揮命令することまで委託元に求める趣旨ではない」とは、電気通信事業者が代理店の従業員にまで直接指揮命令するところまでは求めないということであって、代理店従業員の指導は当該代理店自らが行うことである。



(2) 媒介等業務受託者の範囲

(1) のとおり、電気通信事業者から直接委託を受けた媒介等業務受託者のみならず、媒介等業務受託者を介し、二段階以上にわたる委託を受けた媒介等業務受託者の全てが対象となる。媒介等業務受託者の指す範囲については、第1章を参照。

(3) 「電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務及びこれに付随する業務の委託」の範囲

付随する業務としては、例えば、勧誘行為を委託することが考えられる。また、委託の形式は、契約によるものや事実行為によるものの如何を問わない。

(4) 対象役務

全ての電気通信役務が対象となる。ただし、説明義務、書面交付義務等の対象として指定されていない電気通信役務については、本章第2節以降の具体的記載にかかわらず、当該電気通信役務の利用状況や媒介等業務の内容に応じて、最小限の措置を講じることで差し支えない。

第2節 媒介等業務を適切かつ確実に遂行する能力を有する者への委託（施行規則第22条の2の11第1項第1号）

委託元の電気通信事業者又は媒介等業務受託者（再委託の場合）は、媒介等業務の委託に当たっては、委託先の者について審査するための基準等をあらかじめ整備し、それに基づいて委託先の能力の適格性を確かめる必要がある。

（媒介等業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置）

第二十二條の二の十一 電気通信事業者は、電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務及びこれに付随する業務（以下「媒介等業務」という。）を媒介等業務受託者に委託する場合には、当該媒介等業務の内容に応じ、次に掲げる措置が講じられるようにしなければならない。

【望ましい例】

電気通信役務に関する法令等や電気通信役務の契約に関する知識、媒介等業務の業務遂行能力に加えて、利用者の保護を確保するための内部管理体制及び媒介等業務の管理体制が整備されていること、事業目的・事業内容に照らし、媒介等業務を業務として行うに適した者であることについて、あらかじめ整備した基準に基づいて確認すること。

【不適切な例】

- ・ 過去一定期間内に、本章の措置により求められた事項を履行しなかったことを理由に委託を中止した者に対して、再度委託すること。
- ・ 委託しようとする者が法令への違反を理由とした行政指導、行政処分、刑事処分その他の公的な制裁を最近受けたことが明らかであるにもかかわらず委託すること。

第3節 責任者の選定（施行規則第22条の2の11第1項第2号）

- 一 媒介等業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有する者に当該媒介等業務が委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この条において同じ。）されるための措置
- 二 媒介等業務の実施の状況を監督する責任者（当該媒介等業務を委託した電気通信事業者又は媒介等業務受託者が法人である場合にあっては、その役員又は職員）の選任

委託元の電気通信事業者又は媒介等業務受託者（再委託の場合）において、媒介等業務の実施の状況を監督する責任者を選任しなければならない。

責任者を選任しなければならない範囲は、例えば、電気通信事業者A が媒介等業務を媒介等業務受託者B に委託し、媒介等業務受託者B が更に媒介等受託者C に媒介等業務を再委託した場合、電気通信事業者A 及び媒介等業務受託者B であり、媒介等業務受託者C における責任者の選任まで求めているものではない。

ただし、媒介等業務受託者C においても責任者が選任されるよう電気通信事業者が自主的に措置を講ずることを妨げない。委託先ごとに責任者を選任する必要はなく、兼任することが認められる。

また、委託元の電気通信事業者又は媒介等業務受託者が法人である場合の選任する責任者は、その役員又は職員（従業員を含む）に限られる。「役員」とは、業務の執行、業務の監査等の職権を有するものをいう。また、「職員」とは、電気通信事業者又は媒介等業務受託者と雇用契約を締結している者をいう。

第4節 媒介等業務の手順等に関する文書の作成等 （施行規則第22条の2の11 第1項第3号）

- 三 媒介等業務の手順等に関する文書であつて、利用者を誘引するための経済上の利益の内容等を明らかにすることその他の適切な誘引の手段に関する事項及び媒介等業務に関する法令等（法、次に掲げる法律その他の法令及びこれに基づくものをいう。）の遵守に関する事項その他媒介等業務の適正かつ確実な遂行を確保するための事項を記載したものの作成並びに媒介等業務受託者及びその媒介等業務の従事者に対し、当該法令等を遵守させるための研修の実施等の措置

（1）手順等の文書の作成

電気通信事業者は、①適切な誘引の手段に関する事項、②媒介等業務に関する法令等の遵守に関する事項、③その他媒介等業務の適正かつ確実な遂行を確保するための事項、を記載した媒介等業務の手順等に関する文書（マニュアル等。以下「手順等文書」という。）を作成し、媒介等業務受託者に配布しなければならない。

このうち③の事項には、委託元の電気通信事業者に課せられた義務を履行するための受託業務に関する記載が含

まれるものであり、例えば、携帯電話サービスの契約締結については、媒介等業務受託者により媒介等されることが通例であることから、第3章の書面交付義務を履行するため、媒介等業務受託者による契約書面の利用者への交付について、手順等文書に記載することが求められる。

①及び②の事項の詳細は、それぞれ次のとおりである。

①適切な誘引の手段に関する事項

(ア) 電気通信役務契約の勧誘手段の適正化

例えば苦情等の内容の傾向も参考としつつ、利用者に不利益となる強引な販売が行われることを防止するため、利用者を威迫して困惑させたり迷惑を覚えさせるような仕方での勧誘、利用者の契約意思が不明確にもかかわらず契約を成立させる行為等の不適切な勧誘行為についてその適正化を図るための記載をする**必要がある**。

(イ) 独自オプションの内容の明確化

利用者を誘引するための経済上の利益あるいは有償継続役務（キャッシュバック、水の定期的宅配等の媒介等業務受託者独自のオプション）がある場合には、その内容を記載した書面を利用者に交付するといった手段を定めることが**必要である**。この場合の記載すべき内容は、書面交付義務における付随有償継続役務に関する記載内容（第3章第2節（6））又は利用者に提供する経済上の利益に関する記載内容（第3章第2節（10））を参考にすることが考えられるが、特に、有償継続役務について電気通信役務契約と契約変更・契約解除の方法が異なる場合には、その旨が明確になることが求められる。

記載・交付方法としては、書面交付義務により作成され交付される契約書面のうち一覧性の確保がされた部分（表形式の部分）に含まれている必要ではなく、契約書面と別途交付されることでも差し支えない。ただし、契約書面との一体性は確保して交付されることが望ましい。

なお、本項目は、媒介等業務受託者が委託元の電気通信事業者等の知り得ない範囲で独自にオプションを提供することを妨げるものではなく、また委託元の電気通信事業者等が媒介等業務受託者の提供するオプションについて逐一把握し又は統制することを求める趣旨でもない。

(ウ) 携帯電話サービスと移動通信端末の一体的販売の際の負担の内訳の説明

MNOの携帯電話サービスについては、媒介等業務受託者が、電気通信役務の契約の締結の媒介等と移動通信端末の販売を一体的に行う場合が多いことから、店頭において電気通信役務の料金と端末代金の負担に関する利用者の理解を促すため、端末購入を条件として提供される電気通信役務の料金の割引をはじめとした割引、キャッシュバック等について、電気通信事業者が提供するものと媒介等業務受託者が提供するものとを区分した額の内訳及びこれらを勘案した端末価格の実質負担額を機種ごとに表形式で記載したものを利用者に示して明確に説明することが考えられ、手順等文書にその旨記載することが求められる。

②媒介等業務に関する法令等の遵守に関する事項

媒介等業務に関する法令等の遵守に関する事項の記載として、施行規則上①法、②携帯電話不正利用防止法、③青少年インターネット環境整備法、に関する記載をすることを例として定めているが、その他個人情報の保護に関する法律、労働基準法（昭和22年法律第49号）をはじめとする労働関連法令についても記載することが**必要である**。

なお、上記法令に基づく命令、告示等についても遵守すべき法令等に含まれる。

(2) 媒介等業務受託者及び媒介等業務を担当する者に対する研修等

委託元の電気通信事業者又は媒介等業務受託者（再委託の場合）は、委託先の媒介等業務受託者及びその媒介等業務の従事者（媒介等業務を担当する者）に対する研修等が実施されるよう措置を講じる必要がある。研修の実施の方法は一律の基準があるものではないが、委託元又は電気通信事業者が自ら行う場合のほか、委託先に行わせる場合、外部に委託して行わせる場合を含み、例えば定期的に実施することが考えられる。

第5節 監督措置（施行規則第22条の2の11 第1項第4号）

委託元の電気通信事業者又は媒介等業務受託者（再委託の場合）は、媒介等業務の実施状況を定期的又は必要に応じて確認することにより、媒介等業務が的確に遂行されているかを検証し、必要に応じ改善させる等の必要かつ適切な監督等が行われるための措置を講じなければならない。

四 媒介等業務受託者における媒介等業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認することにより、当該媒介等業務受託者が当該媒介等業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、媒介等業務受託者に対する必要かつ適切な監督等が行われるための措置

(1) 媒介等業務の実施状況を定期的又は必要に応じて確認

媒介等業務の実施状況を定期的又は必要に応じて確認する方法として、例えば、委託契約において電気通信事業者が媒介等業務受託者に対して媒介等業務を、定期的に又は必要に応じた監査することを定めることが想定される。必要に応じた監査としては、例えば、苦情等の内容の傾向を分析した上で最も必要と考えられる対象範囲について調査すること、ある媒介等業務受託者において手順等文書への違反が疑われたような場合において調査を実施すること、ある媒介等業務受託者の特定の店舗において違反がみられた場合には、同じ媒介等業務受託者の別の店舗について調査を実施することなどが考えられる。

なお、代理店による電話勧誘販売により新規の契約（契約事業者が変更されない場合は除く。）を締結する場合は、特段の事情がない限り、電話による説明を補い、契約意思を再確認するため、電気通信事業者自らの責任により後確認を実施し、その結果利用者が疑義を呈した場合は利用者に特段の不利益なく申込み等の取消し等に応じることが求められる。また、代理店の訪問販売による新規契約の場合についても、同様に対応することが適切である。

委託代理店による電話勧誘や訪問販売時に新規契約を締結した場合、事業者は契約者に対して契約意思の後確認を実施する必要がある。後確認の責任を事業者が負う場合、事業者以外に委託することもできる。なお、特段の事情とは、後確認の導入準備等を考慮しており、後確認を免除されるものではない。

さらに、代理店による電話勧誘販売について、電気通信事業者は、媒介等業務の実施状況を定期的に確認するため、特段の事情がない限り、勧誘の状況を録音した通話記録の定期的なサンプル調査を実施し、かつ、それを業務改善に活かす仕組みとすることが求められる。

(2) 媒介等業務が的確に遂行されているかを検証し、必要に応じ改善させる等

(1) により確認した結果について、媒介等業務が的確に遂行されているか検証し、必要に応じ改善を行うための体制が整えられていることが**必要である**。特に、電気通信事業者は、適合性原則の趣旨を踏まえた説明等（第2章第4節参照）が履行されるよう、対応をすることが適切である。

例えば、電気通信事業者内の責任ある部署において検証が行われ、必要に応じて経営陣に報告が行われ、電気通信事業者の適切な業務指導や媒介等業務受託者の適切な業務運営に反映させるなどの体制整備などが考えられる。

また、(1) により確認した結果以外にも顧客の満足度（CS）や理解度に関する調査等を行い検証を行うことで、媒介等業務の的確な遂行の実効性を高めることが例えば考えられる。

さらに、媒介等業務の的確な遂行が必ずしも実現していないことを示唆する調査結果が多数得られたときは、そのような結果となったことについて当該電気通信事業者としての運用方針（本章に基づく代理店指導等措置の内容）に原因がなかったかどうかを検証し、当該検証結果に基づき必要な措置を採ることが適切である。

第6節 苦情処理に関する措置（施行規則第22条の2の11第1項第5号）

委託先の媒介等業務受託者において、媒介等業務に係る利用者からの苦情対応窓口の明示、苦情処理担当部署の設置、苦情案件処理手順等の策定等の苦情対応体制を整備されるための措置を講じなければならない。委託元の電気通信事業者又は媒介等業務受託者（再委託の場合）が委託先の媒介等業務受託者に代わってそうした措置を講じる場合は、媒介等業務受託者に関する苦情及び問合せが当該委託元に関するものと同様に迅速かつ適切に処理するよう、十分に配慮することが**必要である**。

なお、苦情の処理方法については、第5章第2節に準ずる。

第7節 媒介等業務が適切かつ確実な遂行を確保するための措置（施行規則第22条の2の11第1項第4号）

媒介等業務受託者の媒介等業務に問題が発見された場合に当該媒介等業務受託者への指導を行うとともに、そうした措置では解決しないと考えられる場合には委託の中止、委託契約の解除等適切な措置を講じる体制が整備されている**必要がある**。また、委託中止又は委託契約の解除を行う際には、適切な利用者保護が図られる体制が整備されている**必要がある**。

第8節 委託状況を把握するための措置

(施行規則第22条の2の11 第1項第7号)

電気通信事業者は、本章に記載する媒介等業務受託者に対する指導等の措置を適切かつ確実に実施するため必要な範囲内において、媒介等業務の委託状況を把握するための措置を講じなければならない。例えば、第5節の監督措置が行き届き、第9節の報告義務が適切に履行されるよう、媒介等業務受託者との連絡の手順について明確化しておくことが考えられる。

ただし、媒介等業務の委託先である媒介等業務受託者を全て把握することまでを一律に求めるものではない。

第9節 総務大臣への報告義務（施行規則第22条の2の11 第2項）

電気通信事業者は、第7節の委託の中止・契約の解除等が必要と見込まれる等の問題が発見された場合で、利用者の利益に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、第7節の措置の実施と並行して、速やかに当該問題を生じさせた媒介等業務受託者の①氏名又は名称、②住所、③媒介等業務受託者が法人の場合、媒介等受託者の代表者の氏名又は名称、④その他法人番号等媒介等受託者を特定するために必要な情報、を総務大臣に報告**しなければならない**。

「利用者の利益に重大な影響を及ぼすおそれ」とは、例えば、苦情相談が多数発生するおそれのある場合、現に苦情相談が多数発生している場合又は現に多数の違反が発生している場合が想定されるが、判断に迷う場合は、総務省に一報することが望ましい。総務省からは、必要に応じ、事案について追加の報告を求めることがある。

再発防止のため、総務省からは、報告された媒介等業務受託者の情報を事案の内容等の情報と併せて必要な場合に他の事業者等に提供することも想定される。

第8章 事業の休廃止に係る周知（法第18条第3項）関係

第1節 本規定を設けることとした趣旨

電気通信サービスは、国民生活や社会経済活動に必要不可欠なサービスであり、特に近年、インターネットや携帯電話など多様な電気通信サービスが国民一般に広く普及するとともに、産業の基盤としてのICTの役割が増大する中で、電気通信サービスが国民生活や社会経済活動に占める比重はとみに高まってきている。

こうした中で、電気通信事業の休止又は廃止によって、電気通信サービスの提供が何の前触れもなく突然打ち切られた場合には、当該電気通信サービスの利用者が不測の不利益を被ることとなるおそれがある。

このため、電気通信事業者が電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする場合には、原則として、利用者にその旨を周知させなければならないこととしたものである。

ただし、利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないため、事業の休廃止について利用者に周知させる必要性が相対的に低いと認められる電気通信事業については、この限りではないこととしたものである。

第2節 法第18条第3項の規定の概要及び説明

（事業の休止及び廃止並びに法人の解散）

第十八条（略）

2（略）

3 電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該休止又は廃止しようとする電気通信事業の利用者に対し、その旨を周知させなければならない。ただし、利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないものとして総務省令で定める電気通信事業の休止又は廃止については、この限りでない。

（1）「電気通信事業の一部」の休止又は廃止

法第18条でいう「電気通信事業の一部」とは、電気通信事業の部分（全部にまで達しない範囲）であって社会経済的に1つの単位となり得るものをいい、利用者から見て独立した電気通信サービスと認知されると考えられるものを提供する事業の部分がこれに該当する。

何が「電気通信事業の一部」に該当するかについては個別具体的なケースごとに判断されるものであるが、例えば、第6節の各項目に掲げるサービスを提供しなくなることとなる場合には、少なくとも「電気通信事業の一部」を休廃止するものとして、第3節（4）の場合を除き、利用者に対して周知させることが必要である。また、サービス自体は継続する場合であっても、一部の地域でサービスの提供をやめる場合であって提供区域（都道府県単位で記載）の減少を伴う場合には、電気通信事業の一部を休廃止するものとして、同様に、利用者に周知させることが必要となる。

他方、上述の各項目に掲げるサービスに付随して提供される付加的な機能に係るサービス（付加機能サービス）や

一部の速度別メニューの休廃止については、これらが一般的には「電気通信事業の一部」に該当するとは言えないため、法第18条第3項に基づき利用者に周知させる義務の対象にはならない（※）。また、提供区域の減少を伴わず、同一の都道府県内において、市町村単位でサービスエリアを縮小する場合も、同様である。

しかしながら、こうした場合であっても、例えば、利用者に対して事前に周知させることなく、ある日突然、利用者が付加機能サービス等の提供が受けられなくなり、結果として利用者の利益が阻害されることは、不適切である。

したがって、これら「電気通信事業の一部の休廃止」には該当しないような付加機能サービス等の廃止やサービスエリアの縮小等を行う場合についても、その旨を周知させないことにより利用者の利益を阻害すると考えられるような場合には、法第18条第3項の場合に準じて、利用者に周知させるための措置をとることが求められる。

※ 料金プラン・割引メニュー等をやめるケースは、当該プラン・メニュー等が適用されていたサービスが引き続き新たな契約条件により利用者に提供されていれば、「休廃止」には該当しないが、契約条件の変更（新たな契約の締結）に該当するので、別途、法第26条（提供条件の説明）、法第26条の2（書面交付義務）又は法第26条の3（初期契約解除制度）の規定に基づく対応が必要となり得る（第2章～第4章参照）。

（2）周知させる事項

事業を休廃止する場合、「その旨」を利用者に周知させなければならない（法第18条第3項）。「その旨」として、少なくとも、事業の休廃止によって提供されなくなるサービスの内容、当該サービスの提供が受けられなくなる期日について説明する**必要がある**。

（3）本規定に対する違反への対応について

電気通信事業者が本規定に違反した場合、これにより利用者の利益を阻害しているときは、利用者の利益を確保するために必要な限度において、総務大臣による業務改善命令が発動される場合がある（法第29条第1項第12号）。また、電気通信事業者が本規定に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるときは、登録の取消事由又は認定の取消事由となり得る（法第14条第1項第1号又は第126条第1項第3号）。

第3節 施行規則第13条の規定の概要及び説明

(事業の休止及び廃止に係る利用者への周知)

第十三条 法第十八条第三項の規定により周知させるときは、あらかじめ相当な期間を置いて、次の各号のいずれかの方法により、電気通信事業を休止し、又は廃止しようとする旨を知れたる利用者に対して適切に周知させなければならない。

一 訪問

二 電話

三 郵便、信書便、電報その他の手段による書面の送付

四 電子メールの送信

五 電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法であつて、利用者が休止し、又は廃止しようとする電気通信事業に係る電気通信役務の提供を受ける際に当該閲覧に供せられた情報が表示されることとなるもの

2 法第十八条第三項ただし書の総務省令で定める電気通信事業の休止又は廃止は、次の各号に掲げるものとする。

一 利用者が電気通信役務の提供を受けようとする都度、当該電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなる電気通信役務を提供する電気通信事業の休止又は廃止

二 電気通信事業の譲渡し又は電気通信事業者についての合併、分割若しくは相続に伴う電気通信事業の廃止であつて、当該譲渡し又は合併、分割若しくは相続により当該電気通信事業を承継した者が引き続き当該電気通信事業を営むこととなるもの

三 その他利用の態様から見て通信をする目的が限定的であることが明らかであるため利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないと認められる電気通信事業の休止又は廃止

(1) 周知させる時期

事業の休廃止については、「あらかじめ相当な期間を置いて」(施行規則第13条第1項) 利用者に周知させなければならない。ここで「相当な期間」とは、利用者が当該休廃止によって提供されなくなるサービスの代替的なサービスを選択し、移行するために必要な期間を確保できるような時間的余裕をもって行わなければならないことを意味している。

すなわち、利用者が

ア 事業者からの連絡等を受けて事業が休廃止されることを認知し、

イ 代替サービスの選択肢の存在を認識し、

ウ これらの提供条件等を理解し、十分に比較・検討し、

エ どのサービスに移行するか等を決定する

ために必要な期間を確保することが必要となるものである。

具体的な時期については、休廃止される事業やそのサービスの内容にもよるが、事業を休廃止する日の少なくとも1月前までを目途として周知させることが求められる。ただし、1月以下の期間で周知させた場合であっても、これによって

利用者の利益を阻害していなければ、問題ないケースもあると考えられる。

また、上記ア～エに加え、利用者が代替サービスに移行するために必要な手続等を勘案して、必要に応じて、より早く周知させることが求められる。例えば、FTTHインターネットサービスやDSLインターネットサービス等、代替的なサービスに移行する際に、移行先の事業者側で工事等の対応が必要となるサービスについては、これら工事等のため通常必要となる期間を考慮した上で十分な期間前に周知させることが必要となる。

(2) 周知させる利用者の範囲

事業を休廃止する場合、「知れたる利用者」に周知させなければならない（施行規則第13条第1項）。「知れたる利用者」とは、利用者（電気通信事業者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者）のうち、当該電気通信事業者が、サービス提供に関する契約を締結しているものとして氏名等を認識しているものをいう。

電気通信事業者同士が電気通信設備を接続してサービスを提供する場合において、電気通信事業者は、接続相手となる電気通信事業者の利用者と、自らのネットワーク部分に係るサービスの提供に関する契約を締結することとなる。ここで、当該電気通信事業者が当該利用者から料金徴収等を行わず、当該接続相手となる電気通信事業者から接続料を取得する場合には、当該電気通信事業者にとっては、一般的には当該利用者が「知れたる」利用者には当たらないと考えられるため、周知させる必要はない。

また、いわゆる「みなし契約」（他事業者と契約を締結した利用者が自動的に自らと契約を締結したこととなる形態による契約）による利用者についても、一般的には当該利用者が「知れたる」利用者には当たらないと考えられるため、周知させる必要はない。

ただし、当該電気通信事業者が、当該利用者を自らのサービスの提供を受ける利用者として認識していると認められる場合には、「知れたる」利用者として、周知させることが必要となる。

（例えば、東日本電信電話株式会社（NTT 東日本）の契約約款に基づき同社と加入電話契約を締結した利用者は、原則としてNTT 東日本と接続して長距離・国際電話サービスを提供する事業者とも契約を締結したこととされているが、これらの利用者については、長距離・国際電話サービスを提供する事業者にとっては、この時点では「知れたる利用者」には当たらない。ただし、当該利用者がある長距離・国際電話事業者のサービスを利用し、当該事業者が当該利用者を自らのサービスの利用者として認識している状態にある場合には、「知れたる利用者」に該当することとなる。）

(3) 周知させるための方法等

利用者に周知させるときは、次のいずれかの方法を用いることにより、「適切に」周知させなければならない（施行規則第13条第1項）。ここでの「適切に」の趣旨は、単に以下のいずれかの方法を用いればよいということではなく、これらの方法を用いる中で、連絡を受けた利用者が事業の休廃止について確実に認識するように適切な対応を取る**必要がある**という意味である。

① 訪問（施行規則第13条第1項第1号）

電気通信事業者の営業担当者などが個別に利用者を訪問し、事業の休廃止について説明する方法。適切に周知させるため、休廃止に係るサービスの内容、当該サービスの提供が受けられなくなる期日について、必要に応じて書面などを用いることにより、分かりやすく説明することが求められる。

② 電話（同項第2号）

利用者に対して電話をかけ、事業の休廃止について説明する方法。適切に周知させるため、分かりやすく説明するこ

とが求められる。

③ 郵便、信書便、電報その他の手段による書面の送付（同項第3号）

利用者に対して、事業の休廃止について説明した書面を送付する方法。郵便又は信書便を用いたダイレクトメールの送付、電報による送付のほか、FAXにより当該書面を送付する方法、毎月送付する料金請求書上に事業の休廃止について説明を記載する方法、当該料金請求書の封筒に事業の休廃止について説明した書面を同封する方法等が考えられる。

適切に周知させるため、当該書面には、当該書面を受領した利用者が事業の休廃止について容易に認識できるよう、事業の休廃止について見やすい文字・体裁で記述することが求められる。

なお、事業の休廃止について説明した書面を直接手交することは、本号でいう「書面の送付」には該当しないが、第一号の「訪問」に該当することとなる。

④ 電子メールの送信（同項第4号）

利用者の電子メールアドレスを把握している場合において、事業の休廃止について説明した電子メールを送信する方法。なお、利用者にとって電子メールと差異なくメッセージを受信でき、利用者が電子メールと同様にその内容を認識すると認められるものについては、「電子メールの送信」による方法の一環として認められる。

適切に周知させるため、基本的には、事業の休廃止に関する情報だけを記載したメールを送信することが求められるものであり、これと関係のない新サービスに係る情報等と併せて記載することは不適切である。また、電子メールの題名を「重要なお知らせ」「サービスの廃止に関するお知らせ」等とするなどの工夫をすることも求められる。

⑤ 利用者がサービスの提供を受けるときに表示されるポータルサイト等の画面上での表示（同項第5号）

利用者が当該サービスの提供を受けるときに、必ず表示されるポータルサイト等の画面がある場合において、当該画面において事業の休廃止についての説明を表示する方法。利用者が当該サービスの提供を受けるときに、必ずその画面を見ることが必要であり、必ずしも利用者が見ることにならないホームページの画面等で掲載することは、本号による方法には当たらない。

また、利用者が必ず見ることとなる画面上であっても、適切に周知させるため、当該画面を見た利用者が事業の休廃止について容易に認識できるよう、事業の休廃止について見やすい文字・体裁で記述することが求められる。

なお、上記のような省令で規定される方法を用いて周知させようとしたにもかかわらず、利用者が住所変更等をし、これを事業者へ通知していないことなど利用者へ帰すべき事由により連絡がつかない利用者に対してまでは、周知させる必要はない。（ただし、こうした利用者についてもできるだけ周知させることが重要と考えられるため、「第4節 事業の休廃止の望ましい在り方について」のア～ウに記述するような手段により周知させることが望ましい。）

（4）休廃止について利用者に周知させる必要のない電気通信事業

以下の事業の休廃止については、その事業の休廃止により利用者に及ぼす影響が比較的少ないと考えられることから、法第18条第3項ただし書に基づき利用者に周知させる必要はないこととされている。

① 利用者が電気通信役務の提供を受けようとする都度、当該電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなる電気通信役務を提供する電気通信事業の休止又は廃止（施行規則第13条第2項第1号）

利用者との間で継続的な契約を締結せず、利用者がサービスの提供を受けようとする都度、契約を締結することとなるサービスを提供する電気通信事業については、

ア 実態として周知させない場合に利用者が大きな不利益を被ることは想定し難く、

イ 利用者が他の代替的なサービスに移行するための時間的余裕を確保する必要もないと考えられ、また、

ウ 電気通信事業者にとっても、周知させるべき対象となる利用者の特定が困難であること等から、利用者に周知させることは必要ないこととしている。これに該当するサービスとしては、カード会社の発行するクレジットカード番号とその暗証番号を入力することにより利用できる国際電話サービスなどが考えられる。

② 電気通信事業の譲渡し又は電気通信事業者についての合併、分割若しくは相続による電気通信事業の廃止であって、当該譲渡し又は合併、分割若しくは相続により当該電気通信事業を承継した者が引き続き当該電気通信事業を営むこととなるもの（同項第2号）

電気通信事業の譲渡等があり、譲受人等がサービスを継続する場合には、利用者は引き続き電気通信サービスの提供を受けられることとなるため、利用者に周知させることは必要ないこととしている。ただし、この場合であっても、利用者における混乱等を防止する観点から、サービス提供事業者が変更する旨等を周知させることが求められるほか、基本説明事項に当たる提供条件の変更又は契約書面記載内容の変更を伴う変更契約（又は更新契約）の締結に該当する場合には、別途、新たな電気通信事業者である譲受人等の責任において、法第26条、法第26条の2又は法第26条の3の規定に基づく対応が必要となり得る（第2章～第4章参照）。

③ その他利用の態様から見て通信をする目的が限定的であることが明らかであるため利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないと認められる電気通信事業の休廃止（同項第3号）

これは、通信をする目的が限定的であれば該当するということではなく、通信をする目的が限定的であり、一般的な利用形態から見たその目的に照らし、当該事業の休廃止について利用者保護を図る必要性までは認められないと考えられるものに限られる。これに該当するサービスとしては、ツーショットダイヤル、出会い系サイト、出会い系チャット、出会い系サイト用のホスティングサービスなどが考えられる。

第4節 事業の休廃止の望ましい在り方について

法第18条第3項及び施行規則第13条に基づく義務の範囲は、上記に述べたとおりであるが、利用者の利益を保護する観点から、電気通信事業者は自主的に以下の対応を取ることが望ましい。

ア 上記第3節（3）のいずれかの方法により知れたる利用者に対して直接周知させるほか、報道発表、ホームページへの掲載、日刊紙への掲載などにより、事業の休廃止について広く周知させるための措置を取ること。

また、施行規則第13条第2項に掲げる法第18条第3項の周知させる義務の対象外となる事業の休廃止についても、潜在的な利用者にしてできる限り周知させる観点から、同様の措置を取ること。

イ 周知させるための連絡手段については、利用者に対して周知徹底が図られるよう、必要に応じて複数の連絡手段を用いること。

ウ 事業の休廃止に係る連絡をしたにもかかわらず、十分に周知させられていないと認められる利用者がある場合には、重ねて連絡を行い、又は当初の連絡手段とは別の連絡手段を用いること等により、周知徹底を図ること。

エ 事業の休廃止について周知させる際、併せて利用者からの問合せ窓口の連絡先を知らせるとともに、自ら又は他の電気通信事業者が提供する代替的なサービスの紹介・説明を行うこと。

オ サービス停止までの利用条件、代替的なサービスの内容や移行手続等に関する利用者の問合せに対して、誠実に対処すること。

第5節 具体的な事業者の対応の例示

ここでは、過去、電気通信事業者がその利用者に周知させるために取った具体的な措置のうち、事業の休廃止について周知させるための方法の参考となると考えられる事例を例示する。

- 電話事業者が固定電話の付加機能サービスを廃止する際、当該付加機能サービスの利用者に対して6ヶ月前からダイレクトメールを送付し、その後廃止までの間に、電話又は訪問により代替サービスへの移行承諾等の確認を行った。また、確認が取れなかった利用者には、配達記録郵便で書面を送付した。
- 携帯電話事業者がアナログ方式の携帯電話サービスを廃止する際、9ヶ月前からダイレクトメールを送付し、その後廃止までの間に、自宅・携帯電話への電話又は訪問により移行勧奨を行った。また、ホームページにお知らせを掲載したほか、報道発表を行った。
- インターネット接続サービス提供事業者がアクセスポイントを廃止する際、6ヶ月前に全会員に対して電子メールを送信した。また、3ヶ月前に再度電子メールを送信するとともに、その後当該アクセスポイントにアクセスしている利用者に対しては、個別に電話、FAX、郵送等を併用して連絡した。
- インターネット接続サービスの提供事業者が変更になる際、変更の3ヶ月前から毎月利用者に電子メールを送信、ダイレクトメールを送付するとともに、ホームページ上でもお知らせを掲載した。

第6節 「電気通信事業の一部」に該当するサービスの例

(固定電話系サービス)

- ・加入電話サービス
- ・ISDN サービス
- ・市内電話サービス
- ・県内市外電話サービス
- ・県間電話サービス
- ・対地別の国際電話サービス
- ・対地別の国際ISDN サービス
- ・050 番号を用いたIP 電話サービス (050 IP 電話サービス)
- ・0 AB～J 番号を用いたIP 電話サービス (0 ABJ IP 電話サービス)
- ・インターネット電話サービス 等

(移動系サービス)

- ・W-CDMA 方式携帯電話サービス
- ・CDMA2000 方式携帯電話サービス
- ・携帯電話端末によるインターネット接続サービス
- ・携帯電話パケット通信アクセスサービス

- ・PHS サービス
- ・PHS 端末によるインターネット接続サービス
- ・PHS パケット通信アクセスサービス
- ・BWA サービス
- ・公衆無線LAN サービス
- ・衛星携帯電話サービス
- ・無線呼出しサービス 等

(データ・専用サービス)

- ・一般専用サービス
- ・高速デジタル専用サービス
- ・ATM 専用サービス
- ・X.25 のパケット交換サービス
- ・フレームリレーサービス
- ・ATM 交換サービス
- ・IP-VPN サービス
- ・広域イーサネットサービス 等

(インターネット接続サービス)

- ・ダイヤルアップに対応したインターネット接続サービス
- ・DSL アクセスサービスに対応したインターネット接続サービス
- ・FTTH アクセスサービスに対応したインターネット接続サービス
- ・CATV 用の設備を用いたインターネット接続サービス
- ・BWA アクセスサービスに対応したインターネット接続サービス 等

(固定系インターネットアクセス回線サービス)

- ・DSL アクセスサービス
- ・FTTH アクセスサービス
- ・FWA アクセスサービス 等

(その他)

- ・電子メールサービス
- ・その他、利用者間のメッセージを媒介するサービス（SNS等の一部として提供されるものを含む。）
- ・ホスティングサービス
- ・IX サービス 等

注 上記は、「電気通信事業の一部」に該当するものの目安として記載しているものであり、上記に例示したサービス以外のサービスについても、これらと同様に社会的経済的に1つの単位と概念し得るものを提供する事業を休廃止しよ

うとするときは、利用者に周知させることが必要となる。なお、上記に例示するサービスであっても、第3節（4）に当たるとは、周知させる必要がない。

（以上）